むかわ町地域防災計画



令和6年6月

むかわ町防災会議

平成22年 1月 むかわ町地域防災計画作成

平成25年 4月 全面修正

平成26年 4月 一部修正

平成28年 6月 一部修正

平成29年 7月 一部修正

平成30年 9月 一部修正

令和元年 7月 一部修正

令和2年 4月 一部修正

令和4年 3月 全面修正

令和5年 6月 一部修正

令和6年 6月 全面修正

第1章	総則	
第1節	目的	1
第2節	計画の構成	1
第3節	計画推進にあたっての基本となる事項	2
第4節	計画の修正要領	3
第5節	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	4
第6節	町民及び事業所の基本的責務等	8
第2章	むかわ町の概況	
第1節	自然的条件	1 1
第2節	災害の概況	1 1
第3章	防災組織	
第1節	組織計画	1 2
第2節	気象業務に関する計画	2 3
分乙即	刈水未伤に関する 同画	2 3
第4章	災害予防計画	
第1節	防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画	3 5
第2節	防災訓練計画	3 8
第3節	物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	3 9
第4節	相互応援(受援)体制整備計画	4 0
第5節	自主防災組織の育成等に関する計画	4 2
第6節	避難体制整備計画	4 4
第7節	避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	4 9
第8節	情報収集・伝達体制整備計画	5 2
第9節	建築物災害予防計画	5 3
第10節	i 消防計画	5 4
第11節	i 水害予防計画	6 2
第12節		7 2
第13節		7 3
第14節		7 6
第15節		7 7
第16節	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	7 8
第17節	—	8 0
第18節		8 2
第19節		8 3
<i>**</i> - **	《 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
第5章	災害応急対策計画	9 E
第1節	災害情報収集•伝達計画	8 5
第2節	災害通信計画	8 7
第3節	災害広報•情報提供計画	9 2
第4節	避難対策計画	9 5
第5節	応急措置実施計画 - 2. 毎度に決西書及びに決活動計画	1 0 6
第6節	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	1 0 8
第7節	広域応援・受援計画	1 1 1
第8節	ヘリコプター等活用計画	1 1 3

第9節	救助救出計画	1 1 5
第10節	医療救護計画	1 1 6
第11節	防疫計画	1 1 8
第12節	災害警備計画	1 2 1
第13節	交通応急対策計画	1 2 2
第14節	輸送計画	1 2 5
第15節	食糧供給計画	1 3 0
第16節	給水計画	1 3 2
第17節	衣料、生活必需物資供給計画	1 3 4
第18節	石油類燃料供給計画	1 3 9
第19節	上下水道施設対策計画	1 4 0
第20節	応急土木対策計画	1 4 1
第21節	被災宅地安全対策計画	1 4 3
第22節	住宅対策計画	1 4 5
第23節	障害物除去計画	1 4 8
第24節	文教対策計画	1 5 0
第25節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	153
第26節	家庭動物等対策計画	1 5 5
第27節	応急飼料計画	1 5 6
第28節	廃棄物等処理計画	157
第29節	災害ボランティアとの連携計画	1 5 9
第30節	労務供給計画	161
第31節	職員派遣計画	163
第32節	災害救助法の適用と実施	165
91 O 2 KI	八日の別はや週刊と入地	100
第6章 均	也震・津波災害対策計画	168
>1 v = 1		
第7章	火山災害対策計画	169
第8章	事故災害対策計画	
第1節	海上災害対策計画	174
第2節	航空災害対策計画	184
第3節	鉄道災害対策計画	187
第4節	道路災害対策計画	190
第5節	危険物等災害対策計画	196
第6節	大規模な火事災害対策計画	203
第7節	林野火災対策計画	207
第8節	大規模停電災害対策計画	2 1 2
"		
第9章 災害	害復旧・被災者援護	
第1節	災害復旧計画	2 1 7
第2節	被災者援護計画	2 1 9
×1		
第10章	事前復興計画	2 2 2

用語例

本計画で使用する用語等は、次による。

標記	説明
基本法	災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)
救助法	災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)
町防災会議条例	むかわ町防災会議条例(平成 18 年むかわ町条例第 19 号)
町防災会議運営規程	むかわ町防災会議運営規程(平成 18 年むかわ町訓令第 12 号)
町災害対策本部条例	むかわ町災害対策本部条例(平成 18 年むかわ町条例第 20 号)
町災害対策本部運営規程	むかわ町災害対策本部運営規程(平成 18 年むかわ町訓令第 13 号)
道(地域防災計画)	北海道(地域防災計画)
町(地域防災計画)(民)	むかわ町(地域防災計画)、むかわ町民
町防災会議	むかわ町防災会議
本部 (長)	むかわ町災害対策本部(長) ※本部長はむかわ町長
防災関係機関	町の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関(基本法第2
	条第4号に規定する指定地方行政機関をいう。)、町を警備区域と
	する陸上自衛隊、道、町の区域内の消防機関並びに町の地域におい
	て業務を行う指定公共機関(同条第5号に規定する指定公共機関を
	いう。)及び指定地方公共機関(同条第6号に規定する指定公共機
	関をいう。)
災害予防責任者	基本法第 47 条に規定する指定行政機関の長及び指定地方行政機関
	の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定
	地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要や施設の管理者
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他災害時に特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある
	場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な
	避難の確保を図るため特に支援を要する者
災害	基本法第2条第1号に定める災害
防災	基本法第2条第2号に定める防災

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条の規定に基づき、むかわ町 防災会議が作成する計画であり、むかわ町の地域において、予防、応急及び復旧等の災害対策 を実施するにあたり、防災関係各機関が、その機能の全てをあげて町民の生命、身体及び財産 を災害等から保護するため、次の事項を定め、本町における防災の万全を期することを目的と する。

- 1 むかわ町の区域を管轄し、若しくは、区域内に所在する指定地方行政機関、道、指定公共 機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき 防災上の事務又は業務の大綱
- 2 災害が発生し、または発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)に必要な防 災の組織に関すること
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること
- 4 災害が発生した場合の給水、貿易、食料供給等災害応急対策に関すること
- 5 災害復旧に関すること
- 6 防災訓練に関すること
- 7 防災思想の普及に関すること
- 8 事前復興に関すること

なお、本計画は、「持続可能な開発目標(SDGs)」の主にゴール 1、11、13、17 の達成に 資するものである。









※持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)

2015 年9月に国連サミットで採択された、2030 年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17 のゴール(目標)と、それぞれの具体的な 169 のターゲットがある。全ての関係者(先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等)の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもの。

第2節 計画の構成

むかわ町地域防災計画は本編のほか、次の各編から構成する。

- 1 地震・津波防災計画編
- 2 資料編

第3節 計画推進にあたっての基本となる事項

本計画は、北海道防災対策基本条例(平成 21 年北海道条例第8号)第3条の基本理念等を 踏まえ、次の事項を基本として推進する。

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の 迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が 失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策 を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければなら ない。
- 2 自助(町民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。)、共助(町民等が地域に おいて互いに助け合うことをいう。)及び公助(町、道及び防災関係機関が実施する対策を いう。)のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協 働により着実に実施されなければならない。
- 3 災害時は町民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。
- 5 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対策に当たる職員等の感染症対策の徹底 や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観 点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。
- 6 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による地震・津波災害に備え、復旧や復興における課題をあらかじめ整理し、「復興事前準備(被害の軽減、速やかな生活再建と創造的な復興に資する平時からの取組(施策)」、「被災後の復興まちづくり(基本方針・復興イメージ・復興手順)」を定め、町、防災関係機関、町民及び事業者が共有することにより、被災後も安心して住み続けられるまちづくりの推進を図らなければならない。

北海道防災対策基本条例(平成 21 年北海道条例第 8 号) 抜粋(基本理念)

第3条 防災対策は、自助(略)、共助(略)及び公助(略)のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければいけない。

- 2 防災対策は、災害時において、人命を守ることを最も優先させるとともに、被害を最小化するとの減災の考え方を基本として行われなければならない。
- 3 防災対策は、あらゆる事態を想定し、防災対策の主体が災害の発生に備えるための措置を優先的に講ずることを旨として行われなければならない。
- 4 防災対策は、被災者等の年齢、性別、障害の有無その他の事情に配慮することを旨として行われなければならない。

第4節 計画の修正要領

町防災会議は、基本法第42条に定めるところにより町地域防災計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、これを修正するものとする。 ただし、軽微な事項の修正については、会長が修正し、次の防災会議に報告するものとする。

- 1 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更(削除)を必要とするとき
- 3 新たな計画を必要とするとき
- 4 防災基本計画、道地域防災計画の修正が行われたとき
- 5 町が策定する各種計画の新規策定及び更新により計画の変更(削除)を必要とするとき
- 6 その他町防災会議会長が必要と認めたとき。

前各号に掲げる事項については、計画の部分的な修正についても同様とする。

第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

町防災会議構成機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等の防災上処理すべき事務 又は業務の大綱は、次のとおりとする。

なお、事務又は業務を実施するに当たり、防災関係機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

1 指定地方行政機関

機関名	事務又は業務	
.,,,,,		
室蘭開発建設部	(1) 所轄河川の災害予防、災害応急措置及び災害復旧工事の実施に関す	
鵡川沙流川河川事	ること。	
務所	(2) 雨量情報、災害情報等の収集・伝達に関すること。	
	(3) 特に高度な技術を要する河道閉塞による湛水に係る緊急調査、土砂	
	災害緊急情報の通知・周知に関すること。	
室蘭開発建設部	(1) 直轄する道路についての災害調査の実施、災害情報の伝達・収集及	
苫小牧道路事務所、	び災害応急措置並びに災害復旧工事の実施に関すること。	
同日高道路事務所		
苫小牧海上保安署	(1) 災害時における遭難者、救援物資、人員等の海上輸送に関すること。	
	(2) 沿海の船舶に対する気象予警報の伝達に関すること。	
	(3) 沿海の警戒及び救難に関すること。	
	(4) 海上災害の予防及び船舶の危険防止に関すること。	
室蘭地方気象台	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集、発表に関す	
	ること。	
	(2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限	
	る)、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関	
	すること。	
	(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。	
	(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する	
	こと。	
	(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること。	
胆振東部森林管理	(1) 林野火災の予防対策に関すること。	
署	(2) 治山対策に関すること。	
	(3) 災害時に本部からの要請があった場合の緊急復旧資材の供給に関	
	すること。	

2 陸上自衛隊北部方面隊

機関名	事務又は業務	
陸上自衛隊東千歳	(1) 町が行う防災訓練に必要に応じ、部隊等の一部を協力させること。	
駐屯地第7師団第	(2) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。	
7 特科連隊及び第	(3) 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。	
2 特科大隊		

3 道

機関名	事務又は業務
胆振総合振興局	(1) 胆振総合振興局地域災害対策連絡協議会に関すること。
地域創生部危機対	(2) 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等その他災害
策室	予防措置を講ずること。
	(3) 災害応急対策及び災害復旧対策を実施すること。
	(4) 町及び地方公共機関の処理する防災に関する事務及び業務の実施
	を支援し、総合調整を図ること。
	(5) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
胆振総合振興局	(1) 管轄する道路、河川についての災害調査の実施、災害情報の伝達及
室蘭建設管理部苫	び災害応急対策並びに災害復旧工事に関すること。
小牧出張所	(2) 管轄する区域内の危険箇所の整備、警戒、災害防止、維持補修、災
	害復旧その他の管理を行うこと。
	(3) 災害時において関係公共土木被害の調査を実施すること。
胆振総合振興局	(1) 災害救助法の適用に関すること。
保健環境部保健行	
政室 (室蘭保健所)	
胆振総合振興局	(1) 災害時における防疫活動等の指示に関すること。
保健環境部苫小牧	(2) 災害時における医療救護活動に関すること。
地域保健室(苫小牧	(3) 災害時における地域医療の確保に関すること。
保健所)	
胆振総合振興局	(1) 所轄道有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化を図るこ
森林室	と。
	(2) 所轄道有林の復旧治山及び予防治山を行うこと。
	(3) 林野火災の予消防対策をもって、未然防止を行うこと。
	(4) 災害時において町の要請があった場合、可能な範囲において緊急対
	策及び復旧用材の供給を行うこと。

4 北海道警察札幌方面苫小牧警察署

事務又は業務

- (1) 災害時における住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等に関すること。
- (2) 災害時における危険区域の警戒等に関すること。
- (3) 災害の予警報の伝達及び災害情報の収集に関すること。

5 むかわ町

事務又は業務

- (1) 町防災会議に関すること。
- (2) 町災害対策本部の設置及び組織の運営に関すること。
- (3) 防災に関する組織の整備、資材の備蓄その他災害予防措置の実施に関すること。
- (4) 町の所轄に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。
- (5) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。

- (6) 穂別ダムの管理区域内危険箇所の整備、警戒、災害防止、維持その他の管理に関すること。
- 6 むかわ町教育委員会

事務又は業務

- (1) 災害時における被災児童及び生徒の救護及び応急教育の実施に関すること。
- (2) 文教施設及び文化財の保全対策の実施に関すること。
- 7 胆振東部消防組合消防署鵡川支署・穂別支署、鵡川消防団・穂別消防団

事務又は業務

- (1) 火災等の予消防活動及び水防活動に関すること。
- (2) 災害時における住民の生命、財産の保護に関すること。
- (3) 災害の予警報等の伝達及び災害情報の収集に関すること。
- (4) 町の要請に基づき、防災対策の支援、協力を行うこと。
- (5) その他消防業務に関すること。
- 8 指定公共機関

10.000		
機関名	事務又は業務	
東日本電信電話株	(1) 気象官署からの警報を関係機関に伝達すること。	
式会社北海道事業	(2) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用	
部北海道南支店苫	制限を実施し、重要通信の確保を図ること。	
小牧営業支店		
北海道旅客鉄道株	(1) 災害時における鉄道輸送の確保を行うこと。	
式会社苫小牧地区	(2) 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送について関	
駅	係機関の支援を行うこと。	
北海道電力ネット	(1) 変電所施設、送配電線等に関すること。	
ワーク株式会社富	(2) 電力施設等の防災管理を行うこと。	
川ネットワークセ	(3) 災害時における電力の円滑なる供給を行うよう努めること。	
ンター	(4) 電力施設の災害と復旧見込等の周知を行うこと。	
日本通運株式会社	(1) 災害時における救援物資の緊急輸送等について関係機関の支援を	
苫小牧支店	行うこと。	
鵡川郵便局、穂別郵	(1) 郵便の非常取扱いを行うこと。	
便局		

9 指定地方公共機関

機関名	事務又は業務
一般社団法人苫小牧	(1) 災害時における医療関係機関との連絡調整及び応急医療、助産その
市医師会	他救助の実施に関すること。
鵡川土地改良区	(1) 農業施設の災害応急対策及び災害復旧対策並びに防災管理に関す
	ること。
	(頭首工 16 施設、揚水機場 31 施設、用水路 7 条 42,352m)
社会福祉法人むかわ	(1) 被災地域における災害ボランティアセンターの運営に関すること。
町社会福祉協議会	

10 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	事務又は業務
鵡川農業協同組合、	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関するこ
とまこまい広域農	と。
業協同組合・鵡川漁	(2) 被災組合員に対する融資及び斡旋に関すること。
業協同組合・苫小牧	(3) 町が行う被害状況調査及び応急対策に協力すること。
広域森林組合	(4) 災害時における資材等の調達に関すること。
むかわ町商工会	(1) 災害時における物価の安定及び救助物資の確保について協力する
	こと。
	(2) 被災商工業者の経営指導及び融資斡旋に関すること。
一般病院•医院	(1) 災害時において医療及び防疫対策について協力すること。
一般運送事業者	(1) 災害時における救援物資及び災害対策用資材等の緊急輸送に関す
	ること。
危険物関係施設の	(1) 災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。
管理者	
自治会・町内会、自	(1) 災害時における炊き出し、災害予防、災害応急対策の協力に関する
主防災組織	こと。

第6節 町民及び事業者の基本的責務等

いつでもどこでも起こりうる災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、町民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する町民運動を展開するものとする。

第1 町民の責務

町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み(正常性バイアス)が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難 行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、町及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

- 1 平常時の備え
 - (1) 避難の方法(避難路、指定緊急避難場所等)及び家族との連絡方法の確認
 - (2) 「最低3日間分、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品(常備薬等の救急用品、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等)の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保
 - (3) 隣近所との相互協力関係のかん養
 - (4) 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
 - (5) 防災訓練、研修会等への積極的参加などによる防災知識、応急救護技術等の習得
 - (6) 町内会や自治会における要配慮者への配慮
 - (7) 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施
 - (8) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。
 - (9) 家具の転倒防止対策等、家庭での予防・安全対策
- 2 災害時の対策
 - (1) 地域における被災状況の把握
 - (2) 近隣の負傷者・避難行動要支援者に対する救助・支援
 - (3) 初期消火活動等の応急対策
 - (4) 避難場所・避難所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築
 - (5) 町・防災関係機関の活動への協力
 - (6) 自主防災組織の活動
- 3 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基

本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的 混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重 要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、町民はこれに応ずるよ う努めるものとする。

第2 事業所の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、ほっかいどう、町、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための業務継続計画(BCP)を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

1 平常時の備え

- (1) 災害時行動マニュアル及び事業継続計画(BCP)の策定
- (2) 防災体制の整備及び事業所の耐震化・耐浪化の促進
- (3) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- (4) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- (5) 取引先とのサプライチェーンの確保
- (6) 予想被害からの復旧計画策定

2 災害時の対策

- (1) 災害時行動マニュアル及び事業継続計画(BCP)の策定
- (2) 防災体制の整備
- (3) 事業所の耐震化・耐浪化の促進
- (4) 予想被害からの復旧計画策定
- (5) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- (6) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- (7) 取引先とのサプライチェーンの確保

第3 町民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- 1 町内の一定の地区内の居住者及び町内に事業所を有する事業者(要配慮者理想施設の施設管理者を含む。)(以下「町内居住者等」という。)は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
- 2 町内居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町との連携に努めるものとする。
- 3 町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画案を踏まえ

て町地域防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めると きは、町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

- 4 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区 防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定め られた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図ら れるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう 努めるものとする。
- 5 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人一人が自ら行う防災活動の 促進により、町における地域社会の防災体制の充実を図るものとする。

第4 町民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する町民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、町民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月刊、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く町民の参加を呼びかけるものとする。

第2章 むかわ町の概況

第1節 自然的条件

第1 位置及び面積

むかわ町は、北海道太平洋沿岸西部に位置し、北緯が極北42度59分14秒、極南42度31分43秒、東経極東142度20分2秒、極西141度52分37秒にあり、面積711.36平方キロメートルである。

東部は日高管内の日高町及び平取町、西部は厚真町、北西部は夕張市、北東部は占冠村の 5市町村に接している。

東西及び北部の三方を日高山脈系の外縁部に囲まれ、南部は太平洋に面し、全国でも屈指の清流度を誇る一級河川「鵡川」が南北に貫流し、山・川・海・平地と多彩な自然環境に恵まれている。

第2 気象

むかわ町の気候は、概ね二つに分けられる。

海岸に近い南部は、夏は概して温和であるが 6 月から 8 月にかけて太平洋から濃霧が進入することがある。冬は比較的晴天の日が多いが寒さが厳しい。年間平均気温は 7 \mathbb{C} 位、夏の最高気温は 2 4 \mathbb{C} 位、冬の最低気温は -1 2 \mathbb{C} 位で積雪が少なく、年間降水量は 1 , 0 2 0 mm程度とさほど多くない。

第2節 災害の概況

本町の災害の概況は、資料編のとおりである。

第3章 防災組織

災害の予防・応急及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的 運営を図るため、本章においては防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象 予警報の伝達等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

第1節 組織計画

本町内における町防災会議の組織、運営、災害時における体制については、本計画に定めるところによる。

なお、道の地域における防災体制系統を図示すれば次のとおりである。

北海道防災会議 市町村防災会議 総合振興局又は振興局 行政·公共機関 地域災害対策連絡協議会 行政・公共機関 北海道災害対策 災害対策本部 (連絡) 本部 北海道災害対策 市町村 地方 (連絡) 本部 災害対策本部 → 命令系統 注) → 指示勧告又は相互連絡・協力系統

本道の地域における防災体制図

第1 平常時の防災活動体制

町防災会議は、町長を会長とし、基本法第16条第6項の規定により定める町防災会議条例第3条第5項に定める者を委員として組織するものであり、その所掌事務は、町地域防災計画の作成及びその実施の推進、町長の諮問に応じて本町の地域に係る防災に関する重要事項の審議及び意見を述べること、水防法(昭和24年法律第193号)第33条の水防計画を調査審議すること並びに本町における災害に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害が発生した場合において情報収集及び防災機関相互間の連絡・調整を図ることを任務とするものである。

組織及び運営の概要は次のとおりである。

1 町防災会議組織図及び委員

室蘭開発建設部鵡川沙流川河川事務所長 室蘭開発建設部苫小牧道路事務所長 室蘭開発建設部日高道路事務所長 指定地方行政機関の職員 苫小牧海上保安署長 室蘭地方気象台次長 胆振東部森林管理署長 陸上自衛隊東千歳駐屯地第7師団 陸上自衛隊北部方面隊 の職員 第7特科連隊長 第2特科大隊長 胆振総合振興局地域創生部危機対策室主幹 道の知事の部内 の職員 胆振総合振興局室蘭建設管理部苫小牧出張所長 北海道警察の警察官 苫小牧警察署長 会長 町長 町長の部内の職員 副町長、穂別総合支所長 教育長 町教育委員会 胆振東部消防組合の職 胆振東部消防組合消防署鵡川支署長 員及び消防団の団員 胆振東部消防組合消防署穂別支署長 胆振東部消防組合鵡川消防団長 胆振東部消防組合穂別消防団長 指定公共機関又は指定 東日本電信電話株式会社北海道事業部北海道南支店苫小牧営業支店長 北海道旅客鉄道株式会社苫小牧地区駅長 地方公共機関の職員 北海道電力ネットワーク株式会社富川ネットワークセンタ 一所長 道南バス株式会社平取営業所長 苫小牧市医師会会長 日本郵便株式会社鵡川郵便局長 日本郵便株式会社穂別郵便局長 鵡川土地改良区理事長 鵡川農業協同組合代表理事組合長 とまこまい広域農業協同組合穂別支所長 鵡川漁業協同組合代表理事組合長 社会福祉法人むかわ町社会福祉協議会会長 自主防災組織を構成 (自主防災組織を構成する者) する者又は学識経験 (学識経験者) のある者

2 町防災会議の運営

町防災会議の運営は、町防災会議条例及び町防災会議運営規程に定めるところによる。

第2 応急活動体制

1 災害が発生するおそれがある場合の対応

情報防災対策室は、災害が発生するおそれがあると予測されるときは、次の措置を講じ、 本部を設置した場合に速やかに対応できる準備を整えておくものとする。

- (1) 注意報、警報、気象情報の収集及び防災関係機関との連絡調整
- (2) 関係部との連絡調整
- 2 町災害対策本部
 - (1) 災害対策本部
 - ① 設置

本部は、基本法第23条の2の規定及び同条の規定により定める町災害対策本部条例に基づき、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、次の設置基準の一に該当し、町長が必要と認めるときに設置する。

少队巨尘	中ツ に吸引し、引及が必要と配めることに収置する。
	災害対策本部設置基準
風水害	・特別警報(大雨・暴風・高潮・波浪)が発表されたとき。
	・土砂災害警戒情報(危険度分布)で「危険」(紫)が発表されたとき。
	・大雨警報(土砂災害)、洪水警報又はキキクル(危険度分布)で「警戒」 (赤)が発表されたとき。
	・高潮注意報が発表され高潮警報に変わる可能性が高いとき、又は高潮警
	報が発表されたとき。
	・指定河川洪水予報(氾濫警戒情報)が発表される見込みのとき。
	・多くの住家又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の
	拡大が予想されるとき。
	・多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。
	・多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要な
	とき。
雪害	・特別警報(暴風雪・大雪)が発表されたとき。
	・多くの住家又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の
	拡大が予想されるとき。
	・多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。
	・多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要な
	とき。
火山災害	・樽前山の噴火警報が発表され、噴火が発生し、又は発生すると予想され
	るとき。
大事故等	・大規模な被害が発生したとき、又は発生が予想されるとき。
	・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
	・多くの死傷者が発生したとき。

*なお、地震及び津波災害の基準については、地震・津波防災計画編に登載しているので省略する。

② 組織等

ア 本部の組織は、別表第1のとおりとする。

イ 本部の運営は、町災害対策本部条例及び町対策本部運営規程に定めるところによ る。

- ウ 本部の所掌事務は、別表第2のとおりとする。
- ③ 本部の名称及び設置場所
 - ア 本部の名称は、「○○(災害名)むかわ町災害対策本部」とする。
 - イ 本部は、むかわ町役場(町産業会館を含む)に設置する。ただし、災害の状況等から判断し、応急対策を実施するうえで有効と認められる場合(大津波警報発表時等)は、当面の間、胆振東部消防組合消防署鵡川支署に設置することができる。

④ 本部の運営

項目	運営方法等
本部員会議	・本部員会議は、本部長、副本部長(副町長)、教育長、穂別総合支所長、
	会計管理者、情報防災対策室長及び各部の部長並びに副部長をもって
	構成する。
本部員会議	・本部員会議は、本部長が必要により招集し、開催する。
の開催	・本部員は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出する。
	・本部員は、必要に応じ所属職員を伴って会議に出席することができる。
	・本部員は、会議の招集が必要と認めたときは、情報防災対策室長にそ
	の旨を申し出ることができる。
本部員会議	・職員の配備体制に関すること。
の協議事項	・災害情報、被害状況の分析及び対策活動の基本方針に関すること。
	・防災関係機関等に対する応援要請及び救助法適用要請に関すること。
	・その他災害対策に関する重要な事項。
本部の運営	・本部及び本部員会議の運営について必要な事項は、本部長が指示する。
	・情報防災対策室長は、本部長の指示のもと本部員との調整等を行い、
	本計画及びタイムラインに基づき適切な処理をする。
	・災害情報を一元的に把握し、共有することが出来る体制の整備を図り、
	適切な対応がとれるよう務めるとともに、本部の機能の充実、強化に
	努めるものとする。
本部長の職	・町災害対策本部条例第2条第2項に基づき、本部長に事故あるときは、
務代理者	副本部長(副町長)、教育長、総括部長(総務財政課長)の順でその
	職務を代理する。

⑤ 廃止

本部長は、災害の発生するおそれがなくなったとき、若しくは災害応急対策がおおむね完了したときは、本部を廃止する。

⑥ 通知

本部長は、本部を設置又は廃止したときは、直ちに本部員、関係する防災関係機関に通知する。

(2) 地区災害対策本部

① 設置

町長は、災害対策本部を設置する場合において、穂別地区で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合について、町災害対策本部条例第4条の規定に基づき、地区 災害対策本部(以下「地区本部」という。)を設置することができる。

② 組織等

地区本部は、町災害対策本部条例に基づき、地区本部長、地区副本部長、地区本部員をもって組織する。

ア 地区本部の組織は、別表第1のとおりとする。

イ 地区本部の運営は、町災害対策本部条例及び町対策本部運営規程に定めるところ による

ウ 地区本部の所掌事務は、別表第2のとおりとする。

③ 地区本部の名称及び設置場所

ア 地区本部の名称は、「〇〇(災害名)むかわ町穂別地区災害対策本部」とする。

- イ 地区本部は、むかわ町穂別総合支所(穂別町民センターを含む)に設置する。ただし、災害の状況等から判断し、応急対策を実施するうえで有効と認められる場合は、他の場所に置くことができる。
- ④ 地区本部の運営 地区本部に係る運営については、町災害対策本部運営規定に準ずるものとする。
- ⑤ 地区本部の廃止

本部長は、穂別地区において災害の発生するおそれがなくなったとき、若しくは災害応急対策がおおむね完了したときは、地区本部を廃止する。

⑥ 通知

本部長は、地区本部を設置又は廃止したときは、直ちに本部員、関係する防災関係機関に通知する。

- (3) 現地災害対策本部
 - ① 設置

町長は、迅速・的確な災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、基本法第23条の2第5項の規定に基づき、被災現地に現地災害対策本部(以下「現地本部」という。)を設置することができる。

② 組織等

現地本部は、町災害対策本部条例に基づき、災害対策副本部長、災害対策本部員の うちから、本部長が指名する者をもって組織する。

③ 現地本部の名称

「〇〇(災害名)むかわ町現地災害対策本部」とする。

④ 現地本部の廃止

本部長は、被災現地における災害応急対策がおおむね完了したときは、現地本部を廃止する。

⑤ 通知

本部長は、現地本部を設置又は廃止したときは、直ちに本部員、関係する防災関係機関に通知する。

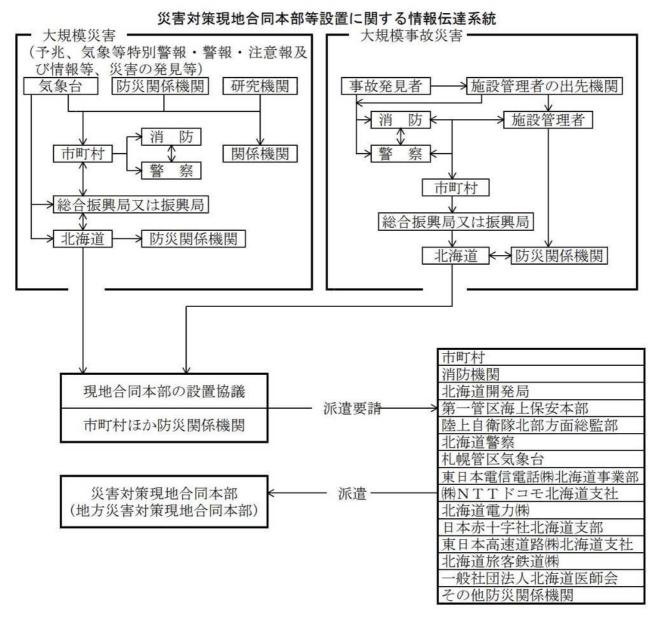
3 道が設置する災害対策現地合同本部

災害対策現地合同本部は、大規模な災害時に、防災機関が相互に協議し、現地において 災害対策を連携して行うことが必要なときに設置する。

また、災害の状況等により必要な場合は、災害発生地域の防災関係機関による地方災害

対策現地合同本部を設置することができる。

災害対策現地合同本部等設置に関する情報伝達系統は、次のとおりである。



4 民間団体との協力

町は、災害時、災害の状況に応じて民間団体と連携協力しながら、迅速・的確に災害応急対策を実施する。

5 町職員の動員配備

(1) 配備基準等

配備基準等は、別表第3のとおりとする。

(2) 職員の配備体制

体制	職員の配備体制等						
警戒体制	① 警戒体制配備要員は、配備基準に該当する災害等が発生した						
	ときは、直ちに配備体制につく。						
	② 警戒体制に関わる指揮監督は、情報防災対策室長が行う。						

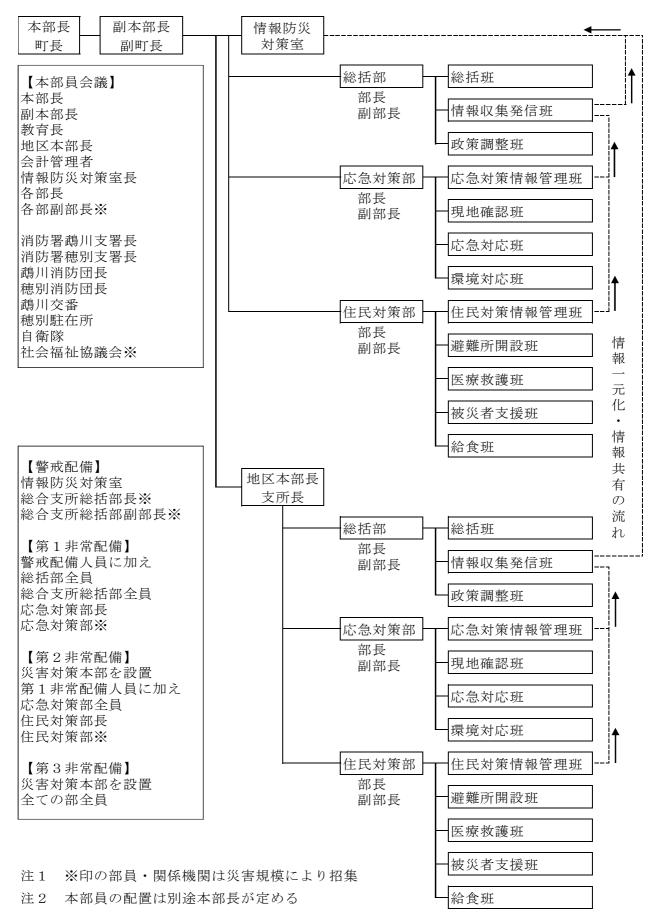
第1非常配備体制	① 第1非常配備要員は、配備基準に該当する災害等が発生した
	ときは、直ちに配備体制につく。
	② 第1非常配備に関わる指揮監督は、各部長が行う。
第2非常配備体制	① 第2非常配備要員は、配備基準に該当する災害等が発生した
	ときは、直ちに配備体制につく。
	② 第3非常配備の配備基準に該当する災害等が発生するおそれ
	があるときは、町長は、災害対策本部を設置(縮小設置)する。
	③ 各部長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告するも
	のとする。
	ア 災害の現況について職員に周知させ、所要の人員を非常配
	備につかせる。
	イ 装備、物資、機材、設備、機械等を点検し、必要に応じて
	被害予想地へあらかじめ配置する。
	ウ 災害対策に関係ある協力機関及び住民との連絡を密にし、
	協力体制を強化する。
第3非常配備体制	① 第3非常配備要員は、配備基準に該当する災害等が発生した
	ときは、直ちに配備体制につく。
	② 災害応急対策に全力を傾注するとともに、その活動状況を随
	時総括部情報収集発信班を通じて本部長に報告する
配備体制の特例	本部長は、災害の状況その他により必要があると認めたときは、
	特定の部又は班に対して、種別の異なる指令をすることができる。
非常配備体制の解除	各部における非常配備体制の解除は、本部長が指令する。

6 町長の権限の委任

町長は、事前措置及び避難に係る下記の権限を本部員に委任する。

- (1) 基本法第59条 設備又は物件の除去、保安その他必要な措置
- (2) 基本法第60条 避難のための立退きの指示
- (3) 基本法第63条 警戒区域の設定及び立入りの制限、若しくは禁止又は退去命令
- (4) 基本法第64条 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用、又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- (5) 基本法第 65 条 住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させること

別表第1 むかわ町災害対策本部機構図・むかわ町穂別地区災害対策本部機構図



別表第2 部・班の所掌事務

1 情報防災対策室

- ・災害対策本部、地区災害対策本部並びに現地災害対策本部の設置に関すること
- ・各部、地区災害対策本部及び現地災害対策本部との連絡調整に関すること
- ・北海道、関係市町、関係機関及び水防団との連絡調整に関すること
- ・消防、自衛隊の派遣要請依頼、北海道開発局保有災害対策用機械の派遣(出動)要請に関 すること
- ・防災関係機関等からの災害情報及び気象情報、地域雨量、河川水位、潮位等の収集に関すること
- ・情報通信(TV会議)システムの管理、確保に関すること
- ・職員等に対する災害様装備品等の貸与及び回収に関すること
- ・国、北海道、各関係機関への報告書等の作成に関すること
- ・復興計画の骨子の検討に関すること
- ・その他各部、各班に属さないこと

2 総括部

〈総括班〉

- ・職員の召集、出退勤及び災害救援協力者等の出勤状況の把握(記録)に関すること
- ・職員等に対する食料等の確保(給付)に関すること
- ・応援職員、支援物資の受入れ等に関すること
- ・慰問者、被災者支援に関するイベント等の申入れ調整に関すること
- ・地区災害対策本部並びに現地災害対策本部の設置に関すること (穂別地区総括部のみ) 〈情報収集発信班〉
- ・地域住民等からの被害情報などの受理に関すること
- 各部情報管理班からの情報の収集及び整理に関すること
- ・報道機関との連絡調整、広報活動に関すること
- ・非常警報、避難勧告、避難解除等の災害情報の発信に関すること
- ・自治会・町内会長及び自主防災組織の会長等への情報提供に関すること 〈政策調整班〉
- ・災害復旧等に係る国、北海道、関係機関への要望調整に関すること

3 応急対策部

〈応急対策情報管理班〉

- ・部内における情報の整理及び総括部情報収集広報班への情報提供に関すること 〈被害状況確認班〉
- ・巡回等による被害状況の把握、報告及び軽微な応急措置に関すること
- ・関係産業機関との連絡調整に関すること
- ・土嚢の作成に関すること
- ・各課所管施設等を除く被害状況調査(事後調査)に関すること 〈応急対策班〉

- ・河川、道路、公園、公共施設、上下水道施設等の応急措置(修理)に関すること
- ・応急作業及び応急作業従事協力の要請に関すること
- ・応急作業従事事業所(業者)等との連絡調整に関すること
- ・応急作業に必要な資材等の確保及び配置に関すること
- ・公共土木及び公共施設等の災害復旧作業に関すること 〈環境対応班〉
- ・被災地区及び被災者の防疫に関すること
- ・防疫対策及び環境衛生の広報に関すること。
- ・災害廃棄物の処理に関すること
- ・大規模災害等の遺体安置に関すること

4 住民対策部

〈住民対策情報管理班〉

- ・部内における情報の整理及び総括部情報収集広報班への情報提供に関すること 〈避難所開設班〉
- ・指定避難所の開設及び運営に関すること
- ・福祉避難所の運営団体との連絡調整及び開設並びに運営に関すること
- ・一時避難場所の提供協定団体との連絡調整及び開設並びに運営に関すること 〈医療救護班〉
- ・医薬品及び医療機関の確保及び被災者の収容・医療に関すること
- ・応急救援物資の調達配分に関すること
- ・災害派遣医療チームとの連絡調整に関すること 〈被災者支援班〉
- ・被災者の生活(再建)支援及びニーズ調査に関すること
- ・被災者の健康支援に関すること
- ・災害派遣精神医療チームとの連絡調整に関すること
- ・自衛隊による入浴支援等被災者支援に関すること
- ・災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること
- ・福祉、学校教育、保育等の維持及び再開に関すること 〈給食班〉
- ・被災者の給食支援に関すること
- ・自衛隊給食支援及び民間支援団体による給食支援の総合調整に関すること

非常配備体制の発令基準

区分•	体制	配備基準	配備人員
	警戒体制	1 大雨注意報又は洪水注意報が発表され、町内に相当な降雨が予想されるとき	情報防災対策室長、穂別総括部長及
災害対策本部設置前		2 高潮注意報が発表されたとき	び副部長があたるものとする。
対策	110.3	3 水防団待機水位に到達したとき	
本	第	1 キキクル (危険度分布) で「注意」(黄)	情報防災対策室、総括部、応急対策
設	1	が発表されたとき	部長及び所要の応急対策部員をもっ
置	非常	2 氾濫注意水位を越え、氾濫注意情報が	てあたるもので、状況により更に次の
日川	酉己	発表される見込みのとき	配備体制に円滑に移行できる体制と
	備		する。
災	第2非常配備	1 大雨警報(土砂災害)、洪水警報又は	
災害対策本		キキクル(危険度分布)で「警戒」(赤)	
策本		が発表されたとき	各室・部で所要の人員をもって班行
部		2 高潮注意報が発表され、高潮警報に変	動をとり、災害の発生とともに、直ち
(縮小)		わる可能性が高いとき	に災害応急活動ができる体制とする。
		3 避難判断水位を越え、氾濫警戒情報が	
設置		発表される見込みのとき	
	第	1 土砂災害警戒情報又はキキクル (危険	
災害		度分布)で「危険」(紫)が発表された	
対	3	とき	災害対策本部の全員をもって班行
害対策本	非常	2 高潮警報又は高潮特別警報が発表さ	動をとり、状況によりそれぞれの災害
部	配	れ、被害の可能性があるとき	応急活動ができる体制とする。
設置	備	3 氾濫危険水位を越え、氾濫危険情報が	
		発表される見込みのとき	

- ※ 災害対策本部(縮小)は本部の組織より外部機関を除いた体制とする。
- * 地震及び津波災害の配備基準については、地震・津波防災計画編に登載しているので省略する。

第2節 気象業務に関する計画

暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮、波浪等による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象(地震及び火山現象を除く)及び水象(地震に密接に関連するものを除く)等の特別警報・警報・注意報並びに気象情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等については、本計画に定めるところによる。

第1 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報及び火 災気象通報

気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法(昭和 27 年法律第 165 号)、水防法(昭和 24 年法律第 193 号)、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)、及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)の規定に基づき行うもので、特別警報・警報・注意報等の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は次によるものとする。

- 1 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達
 - (1) 種類及び発表基準
 - ① 気象等に関する特別警報

予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される。

一一一一一一一一一一一一一一一一	古して1777報。 発衣は中門村単位で発衣される。
種類	概要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著し
	く大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨
	特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土
	砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災
	害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため
	直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に
	相当。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著し
	く大きいと予想されたときに発表される。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な
	災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表さ
	れる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著
	しく大きいと予想されたときに発表される。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著し
	く大きいと予想されたときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそ
	れが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重
	大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な
	災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

- ※ 土砂崩れの特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報(土砂災害)」として発表される。
- ② 気象等に関する警報・注意報

ア 気象警報

種類	概要
大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたと
	きに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報
	(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒す
	べき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等が危険
	な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたと
	きに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたと
	きに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想
	されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪
	を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについ
	ても警戒を呼びかける。

イ 気象注意報

種類	概要
大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発
	表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備
	え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発
	表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発
	表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想された
	ときに発表される。
	「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等に
	よる災害」のおそれについても注意を呼びかける。。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに
	発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発
	表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の
	突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されること
	もある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられ
	る。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたと

	きに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想
	した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたとき
	に発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたと
	きに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が
	起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたと
	きに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が
	起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発
	表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそ
	れがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表
	される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるお
	それのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発
	表される。具体的には、低温による農作物への著しい被害や、冬季
	の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあると
	きに発表される。

ウ 高潮警報及び注意報

種類	概要
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発
	生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所か
	らの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生する
	おそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替え
	る可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リ
	スクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる
	警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及
	されている場合は高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされ
	る警戒レベル3に相当。

エ 波浪警報及び注意報

種類	概要
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想された
	ときに発表される。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに
	発表される。

(オ) 洪水警報及び注意報

種類	概要						
洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害						
	が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増						
	水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげら						
	れる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒						
	レベル3に相当。						
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生						
	するおそれがあると予想された時に発表される。避難に備えハザー						
	ドマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動						
	の確認が必要とされる警戒レベル2である。						

③ 防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係

			VARIANCE SALLEY		Mark 1		スル・目の11期をと (等に関する情報	の時の十つ間に	参考となる防災気象 	I F FX
軽伐 ノベル	状況	住民が 取るべき行動	行動を促す 情報 (避難情報等)		成パル指摘	水位情報が ある場合 (下段:回警理湾川の 進水の危険度公布湾)	水位情報が ない場合 (FR:項水管報 の危険投分を)	内水氾濫に 関する情報	土砂災害に 関する情報 (下級 土砂気音の 元戦度分布)	高潮に関する情報
5	災害発生 又は 切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保 の *発は れるものではよい	市町村は、	5相当	氾濫発生情報 (危険度分布:黒 (氾濫している可無性)	大雨特別 (漫水客 危險致分布: 黒		大雨特別警報 (土砂災害) 危険致分布:果	高朝歷光生情報
-	~ <警	成レベル4までに必ず過	難!> ~~	警戒レベル 相当情報の						
4	災害の おそれ 高い	危険な場所から 全員避難	避難指示 (令和3年の質対法改正 以前の避難動告の タイミングで発令)	他、暴風や 日没の時刻 堤防や樋門 等の施設に	4 相当	氾濫危険情報 (危険度分布:紫 (氾濫危険水位超過相当)	危険度分布 : 紫 低等	内水氾濫 危険情報 (水切問知下水道 において発表がる 情報)	土砂災害警戒情報 危険度分布 : 紫	高潮等制警報 ^{※4} 高潮警報 ^{※4}
3	災害の おそれ あり	危険な場所から 高齢者等は避難※	高齢者等避難	に避難指示	3相	氾濫警戒情報 (危険度分布:赤 (海戰利斯水位和海相当)	洪水警報 危險等分布:赤		大兩警報(土砂災害) 危険度分布:赤	高潮警報に切り替える可能性に言及 する高潮注意報
2	気象 状況 悪化	自らの避難行動を 確認する	洪水、大雨、 高潮注意報	等の発令を判断する	2 相当	氾濫注意情報 (危険度分布:黄 (氾濫注意木位和道)	危險致分布:黄 ^{(注)(注)}		危険度分布:黄 ^(注意)	
1	今後気象 状況悪化 のおそれ	災害への心構えを 高める	早期注意情報	11	1 相当					

※1) IP上に公表している国管理河川の洗水の危険度分布(水舎リスクライン)では、観測水位等から詳細(左右岸200m病)の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル2~5相当の危険度を表示。
※2) 水位階報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて大助特別管報(漫水等)の対象としている。
※3) 水位周知海岸において前頭原果知事から男表される存装・台図上呼る海湖の樹皮上昇は短時間(金瀬」はこるため、海が上昇してから行動していては安全に立起を避難ができないおそれがある。
※4) 高潮智報は、高潮により命に危険が及ぶぶそれがあると予想される場合に、暴風が吹き始めて屋外への立返き避難が困難となるタイミングも考慮して発表されるため、また、高潮特別管報は、数十年に一度の強度の台風や阿廷度の湿滞低気圧により高潮になると予想される場合に高潮資料を金高期特別管報として発表するため、両方を管理レベル4相当情報に位置何でている。
注)本資料では、気象庁が提供する「大雨管報(土砂災冒)の危険度分布」と都道海県が提供する「土砂災冒危険度情報」をまとめて、「土砂災冒の危険度分布」と呼ぶ。

気象警報発表基準

		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	I					
警	大	(浸水害)	表面雨量指数基準	16				
報	雨	(土砂災害)	土壤雨量指数基準	119				
			流域雨量指数基準	珍川流域=9.6、似湾川流域=18.5、キナ				
				ウス川流	至域=10.3			
				穂別川流	汽域=35.3、サヌシュベ川流域=			
	洪水	<		13.4、入鹿別川流域=17.5				
		複合基準*1			鵡川流域= (5, 46.2)			
			指定河川洪水予報					
			による基準	鵡川〔鵡川・栄・穂別〕				
	見に	1	立わ日本	陸上	18m/s			
	暴風		平均風速 	海上	25m/s			
	見に	1 ==	立 护 国 '本	陸上	18m/s 雪による視程障害を伴う			
	暴压	似 当	平均風速	海上	25m/s 雪による視程障害を伴う			
	上年	-	攻手の巡さ	平地	12 時間降雪の深さ 40cm			
	大雪		降雪の深さ 	山間部	12 時間降雪の深さ 50cm			
	波浪	₹	有義波高	6.0m ただし西~北西風の場合は5.0m				
	高淖	月	潮位	1.3m				

^{*1 (}表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

気象注意報発表基準

	WW IN 1875 T						
注	大雨	表面雨量指数基準	7				
意		土壤雨量指数基準	61				
報		流域雨量指数基準	珍川流域=7.6、似湾川流域=14.8、キナ				
	洪水		ウス川流域=8.2				
			穂別川流域=21.3、サヌシュベ川流域=				
			10.7、入鹿別川流域=14				
		複合基準*1	鵡川流域= (5, 29.8)、キナウス川流域=				
			(5, 7.5)、穂別川流域= (5, 21.3)				
		指定河川洪水予報	鵡川〔鵡川・栄・穂別〕				
		による基準					
	強風	平均風速	陸上	12m/s			
			海上	15m/s			
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪による視程障害を伴う			
			海上	15m/s 雪による視程障害を伴う			
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 25cm			
			山間部	12 時間降雪の深さ 30cm			
	波浪	有義波高	3. 0m				
	高潮	潮位	0.9m				

	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪	60mm以上:24時間雨量と融雪量(相当水量)の合計			
	濃霧	視程	陸上	200m	
			海上	500m	
	乾燥	最小湿度 35% 実効湿度 65%			
	なだれ	①24 時間降雪の深さ 30cm 以上			
		②積雪の深さ 40cm 以上で、日平均気温 5℃以上			
	低温	通年: (平均気温) 平年より5℃以上低い日が2日以上継続			
	霜	最低気温 3℃以下			
	着氷	船体着氷:水温4℃以下 気温-5℃以下で風速 8m 以上			
	着雪	気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100m		

※1 (表面雨量指数,流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

警報・注意報発表基準一覧表の解説

- (1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される場合、むかわ町に対して発表する。
- (2) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報には表中の欄で基準として用いる気象要素を示す。
- (3)表中において、室蘭地方気象台が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (4) 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報(浸水害)」、土壌雨量 指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害)」、両基準に到達すると予想される場合 は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」として発表するため、大雨警報の欄中、(浸水害)は「大雨警報(浸 水害)」、(土砂災害)は「大雨警報(土砂災害)」の基準をそれぞれ示している。
- (5) 表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (6) 土壌雨量指数基準は1km 四方毎に設定しているが、本表にはむかわ町の域内における基準値の最低値を示している。
- (7) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面 (TP) を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL(平均潮位)等を用いる。
- (8) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。
- *1 土壌雨量指数

降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

*2 流域雨量指数

降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。

*3 表面雨量指数

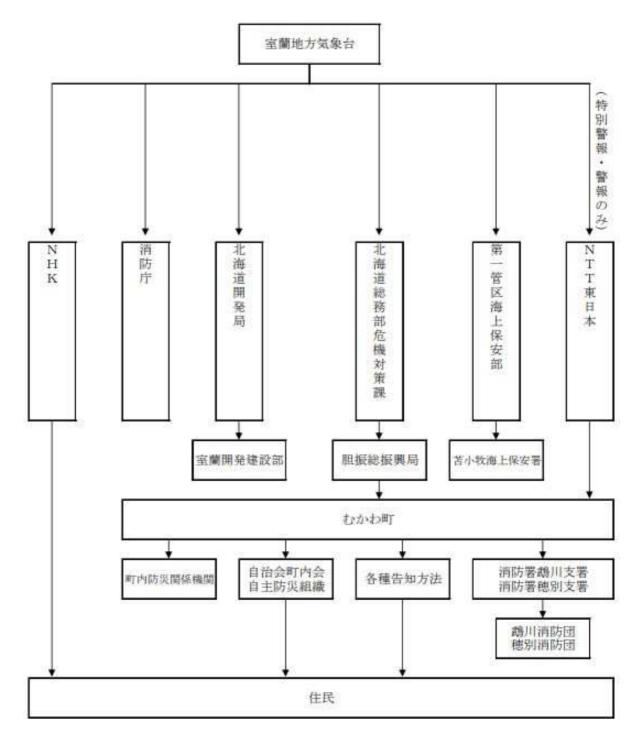
降雨による浸水災害発生の危険性を示す指標で、地表面に貯まっている雨水の量を示す指数。

(3) 気象等に関する特別警報・警報・注意報等の伝達

伝達は、次の系統図により伝達先に対して行うものとする。

なお、気象業務法第15条の2に規定に基づき、気象等に関する特別警報を受けた道は 直ちに町に通知し、道からの通知を受けた町は直ちに住民及び所在の官公署への周知の 措置を講じなければならない(法定義務)。

※ 周知の措置:防災行政無線、IP告知端末、ハイブリッドキャスト、スマートフォン 等のアプリ、広報車巡回、消防団等による伝達等



2 キキクル (大雨警報・洪水警報の危険度分布)等 キキクル等の種類と概要

種類	概要			
土砂キキクル	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km			
(大雨警報(土	四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分			
砂災害)の危険	布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大			
度分布)	雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度			
	が高まっている場所を面的に確認することができる。			
	・「災害切迫」(黒):命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警			

戒レベル5に相当。

- ・「危険」(紫): 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に 相当。
- ・「警戒」(赤):高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒 レベル3に相当。
- ・「注意」(黄):ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に 備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

浸水キキクル (大雨警報(浸 水害)の危険度 分布

短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

・「災害切迫」(黒):命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。

洪水キキクル (洪水警報)の 危険度分布

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

- ・「災害切迫」(黒):命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
- ・「危険」(紫):危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に 相当。
- ・「警戒」(赤):高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に 相当。
- ・「注意」(黄):ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に 備え自らの 避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

流域雨量指数の 予測値

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水 警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間 先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

記録的短時間 大雨情報

大雨警報発表中に、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する

	必要がある。むかわ町の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の
	降水が観測又は解析されたときである。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対
	して注意を呼び掛ける情報で、雷注意報が発表されている状況下におい
	て竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に発表する情報。
	情報の有効時間は、発表から概ね1時間である。

3 水防活動用気象等警報及び注意報

水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、第4章第11節第3の1のとおりである。

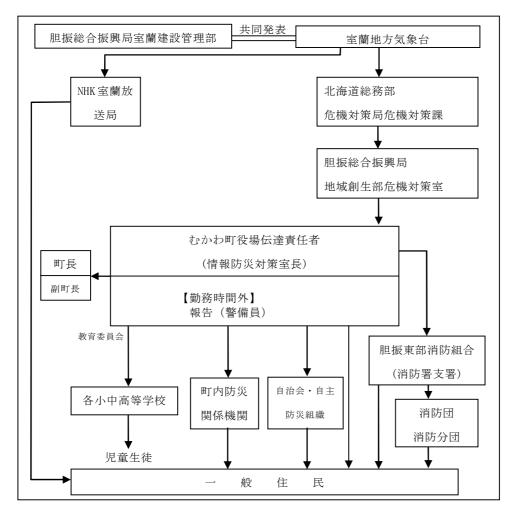
4 土砂災害警戒情報

大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、総合振興局又は振興局と気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる

(https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land)。

危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

伝達は次の系統により行う。



5 指定河川洪水予報

指定河川洪水予報は、第4章第11節第3の2のとおりである。

6 水防警報

水防警報は、第4章第11節第3の3のとおりである。

7 水位情報の通知

水位情報の通知は、第4章第11節第3の4のとおりである。

8 火災気象通報(林野火災気象通報を兼ねる)

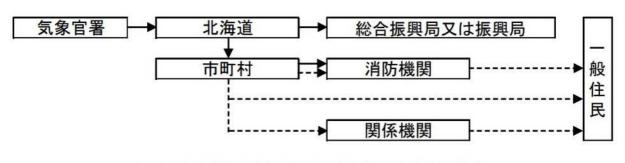
府県予報区担当官署及び分担気象官署が行う火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法(第22条)の規定に基づき、札幌管区気象台から道に通報するものとする。

通報を受けた道は、町に通報するものとし、町長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災に関する警報を発することができる。

なお、火災気象通報は林野火災気象通報を兼ねるものとする。

(1) 伝達

火災気象通報の伝達系統は、次のとおりである。



---▶ は市町村長が火災に関する警報を発した場合

9 気象情報等

(1) 早期注意情報(警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(石狩地方など)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(石狩・空知・後志地方など)で発表される。大雨と高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(2) 地方気象情報、府県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、 特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等 に発表する情報。

(3) 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

(4) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が 観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせ た分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、 気象庁から発表される。 この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル(危険度分布)で確認する必要がある。

土砂キキクル(危険度分布) https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land 浸水キキクル(危険度分布) https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund 洪水キキクル(危険度分布) https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood

(5) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に発表する情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

※雨雲の動き(降水・雷・竜巻ナウキャスト): https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/

第3 異常現象を発見した者の措置等

1 通報義務(基本法第54条第1及び2項)

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその状況を町長又は 警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。何人もこの通報が最も迅速に到着 するように協力しなければならない。

2 警察官等の通報(基本法第54条第3項)

異常現象発見者から通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに町長に 通報しなければならない。

3 町長の通報(基本法第54条第4項)

異常現象に関する通報を受けた町長は、室蘭地方気象台に通報しなければならない。

室蘭地方気象台	0143-22-3227	(観測予報)
室蘭市山手町 2-6-8	0143-22-4249	(防災)

第4章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものである。

国、道及び町は、まちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR(生態系を活用した防災減災)」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生又は拡大の未然防止の ため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、 科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、町及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)について、災害対応の検証を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

加えて、町は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定 を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な 維持管理に努めるものとする。

なお、町は、町の地域において災害が発生するおそれのある区域(以下「災害危険区域」という。)を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに、町及び防災関係機関は、災害危険 区域における災害予防策を講じるものとする。

第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

防災関係職員及び町民に対する防災思想・知識の普及・啓発並びに防災教育の推進については、本計画に定めるところによる。

第1 実施責任者

1 防災関係機関全般

災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、計画的かつ継続的な研修、実践的な訓練を行うとともに、町民に対する防災思想・知識の普及・ 啓発 及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確か つ円滑な実施が推進されるよう努める。

2 町

- (1) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施するものとする。
- (2) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。
- (3) 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模 災害に関する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。
- (4) 地域の防災活動におけるリーダーの育成に努めるものとする。

第2 配慮すべき事項

- 1 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時にお ける町民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。
- 2 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 3 社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防 災に関する教育の普及推進を図るものとする。
- 4 地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、 学校における防災教育の充実を図るものとする。
- 5 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。
- 6 防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー) の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。
- 7 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒 レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるよう な取組を推進する。

第3 普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行うものとする。

- 1 各種防災訓練の参加普及
- 2 テレビ (ハイブリッドキャスト) の活用
- 3 防災行政無線(戸別受信機)、IP告知端末の活用
- 4 インターネット、SNS、スマートフォンアプリの活用
- 5 新聞、広報誌(紙)等の活用
- 6 広報車両の利用
- 7 テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
- 8 防災イベントや研修会、講習会、講演会等の開催
- 9 学校教育の場の活用
- 10 その他

第4 普及・啓発及び教育を要する事項

- 1 町地域防災計画の概要
- 2 むかわ町事前復興計画の概要
- 3 災害に対する一般的知識
- 4 災害の予防措置
 - (1) 自助(身を守るための備えや備蓄)・共助の心得
 - (2) 防災の心得
 - (3) 火災予防の心得
 - (4) 台風襲来時の家庭の保全方法
 - (5) 農作物の災害予防事前措置
 - (6) 船舶等の避難措置
 - (7) その他
- 5 災害の応急措置
 - (1) 災害対策の組織、編成、分掌事項
 - (2) 災害の調査及び報告の要領・方法
 - (3) 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
 - (4) 災害時の心得
 - ① (家庭内、組織内の)連絡体制
 - ② 気象情報の種別と対策
 - ③ 避難時の心得
 - ④ 被災世帯の心得
- 6 災害復旧措置
 - (1) 被災農作物に対する応急措置
 - (2) その他
- 7 その他必要な事項
- 第5 学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象や災害の予防等の知識の向上及び防災の実践的な対応方法(災害時における避難、保護の措置等)の習得を積極的に推進する。
- 2 学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- 3 学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの 策定が行われるよう促すものとする。
- 4 児童生徒等に対する防災教育の充実を図るため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実等に努める。
- 5 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容 のものとして実施する。
- 6 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会 等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第6 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第2節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練については、本計画に定めるところによる。

第1 訓練実施機関

訓練は、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

また、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第2 町が主唱する訓練

次の訓練については、町が主唱し実施する。

- (1) 鵡川地区防災訓練及び穂別地区防災訓練 地震・津波災害、風水害、土砂災害等を想定した避難対策活動、応急対策活動等を中心 に総合的に実施する。
- (2) 鵡川むかわ町水害タイムラインに係る訓練 鵡川むかわ町水害タイムラインの運用の習熟を目的に実施する。

第3 民間団体等との連携

町及び防災関係機関等は、防災の日や防災週間等を考慮しながら、鵡川むかわ町水害タイムライン構成機関、自主防災組機、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

町及び関係機関は、災害時において住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、 及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるととも に、地域内の備蓄物資や物資拠点について物資調達・輸送調整等支援システムにあらかじめ登 録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。

その際、要配慮者向けの物資等の確保に努めるものとする。

また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

第1 食料その他の物資の確保

1 町は、災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、その他の物資について、概ね発災から3日目までに必要な数量(住民持参分を除く)を備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。

「備蓄品の例〕

食料…米類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク

飲料水…ペットボトル水

生活必需品…毛布、哺乳びん、生理用品、おむつ(小児用・大人用)

衛生用品…マスク、消毒液

燃料…ガソリン、灯油

その他…トイレ、発電機、投光器、水袋、扇風機、ストーブ、段ボールベッド、パーティション、ブルーシート、土のう袋

- 2 町は、あらかじめ民間事業者等と災害協定を締結するなど、住民が自ら食料その他の物 資の調達等を行うことが困難な場合にも物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の調 達体制の整備に努める。
- 3 町は、防災週間や防災関連行事等あらゆる機会を通じ、住民や事業者に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

第2 防災資機材の整備

町及び関係機関は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、非常用発電機の整備のほか積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努めるものとする。

第3 備蓄倉庫等の整備

町は、防災資機材倉庫の整備に努める。

鵡川防災倉庫	むかわ町大原2丁目2番地1
穂別防災備蓄倉庫	むかわ町穂別豊田559番地5

第4節 相互応援(受援)体制整備計画

災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施 に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措 置を講ずるよう努めるものとする。

また、町及び指定地方行政機関は、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性 を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

第1 基本的な考え方

災害予防責任者は、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

また、町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルの策定に努めるものとする。

第2 相互応援(受援)体制の整備

1 町

- (1) 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ 連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。
- (2) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。
- (3) 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との協定締結も考慮するものとする。

2 防災関係機関等

(1) 消防機関は、道内の消防機関相互の応援・受援が円滑に進むよう予め体制を整えておくほか、緊急消防援助隊についても実践的な訓練等を通じて、応援・受援体制の整備に努めるものとする。

(2) 他の防災関係機関等は、あらかじめ、町その他防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておくものとする。

第3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

- 1 町は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討するものとする。
- 2 町及び指定地方行政機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会 福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円 滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。
- 3 町は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
- 4 町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、社会福祉法人むかわ町社会 福祉協議会を締結した「むかわ町とむかわ町社会福祉協議会との災害時におけるボランティアセンターの設置及び運営等に関する協定」に基づき、災害ボランティアセンターの設 置及び運営を行うものとする。

第5節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」 という精神のもとに地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。 その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

第1 地域住民による自主防災組織

町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの 育成に努めるものとする。

第2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防 組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を 図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防 災体制の整備、強化に努める。

第3 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮するために、予め組織内の役割分担を定めておくこととする。

なお、組織の編成にあたっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

- 1 自主防災組織は、自治会・町内会等を対象として組織化を図ることとし、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとする。
- 2 町は自主防災組織の活動に対して支援するものとする。

第4 自主防災組織の活動

- 1 平常時の活動
 - (1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び 災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普 及を図る。

(2) 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにする ため、訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

(3) 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く

考えられるので、住民各自が点検を実施する。

(4) 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

2 非常時及び災害時の活動

(1) 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速、かつ、正確に把握して町等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に当たる。

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対し、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、 火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにする。

(3) 救出救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、町等に通報する とともに、2次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

(4) 避難の実施

町長等から緊急安全確保、避難指示及び高齢者等避難(以下「避難指示等」という。) が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、大雨・暴風、火災、崖崩れ、地 滑り等に注意しながら迅速、かつ、円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。

特に、避難行動要支援者に対しては、町内会や自治会等地域住民の協力のもとに早期 に避難させる。

(5) 指定避難所の運営

指定避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら指定避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営に務める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から役割・手順などの習熟に努める。

(6) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の 支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

第6節 避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の確保 及び整備等については、本計画に定めるところによる。

第1 避難誘導体制の構築

1 町は、大規模火災、津波等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路を予め指定し、その整備を図るとともに、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。その際、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

また、必要に応じて避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主 防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。

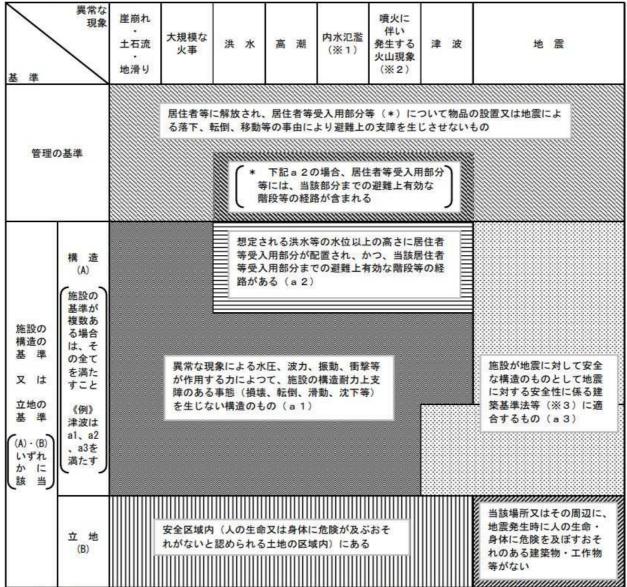
- 2 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく 災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示する よう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努 めるものとする。
- 3 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- 4 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地 方公共団体との応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住 民(以下「広域避難者」という。)の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、 災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。
- 5 町及び道は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡し に関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。
- 6 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における認定こど も園等の施設間と町との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。
- 7 町は、指定緊急避難場所や避難所に避難した者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

第2 指定緊急避難場所の確保等

1 町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・ 地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、災害時に迅速 に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管 理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきで

あることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。



- ※1 一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道等の排水施設又は河川等の公共の水域に雨水を排水
 - できないことによる浸水
- ※2 火砕流、溶岩流、噴石、泥流等
- ※3 建築基準法 (昭和25年法律第201号) 並びにこれに基づく命令及び条例の規定
- 2 学校を指定緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- 3 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- 4 町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、 指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。
- 5 町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに

公示するものとする。

第3 避難所の確保等

1 町は、災害時に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該 施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知徹 底を図るものとする。

規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設
	備を有すること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

- 2 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあっては、上記に加えて 次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。
 - (1) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
 - (2) 災害時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制 が整備されること。
 - (3) 災害時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
 - (4) 要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めていること。
- 3 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- 4 町は、指定避難所の指定にあたっては、次の事項について努めるものとする。
 - (1) 指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定める など、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設をあらかじめ決定して おく。
 - (2) 老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。
 - (3) 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、 施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の 関係者と調整を図る。
 - (4) 町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所 の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。
 - (5) 町は、指定管理施設や民間の施設が指定避難所となっている場合には、施設管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- 5 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- 6 町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定

避難所の指定を取り消すものとする。

7 町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとする。

第4 町における避難計画の策定等

1 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

町長は、適時・適切に避難指示等を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準(発令基準)を策定するものとする。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、 避難すべき区域や避難指示等の判断基準(発令基準)について、日頃から住民等への周知 に努めるものとする。

そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき 業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた 体制の構築に努めるものとする。

2 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民等への周知

町長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

3 町の避難計画

町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を 通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会や自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の作成等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

- (1) 避難指示等を発令する基準及び伝達方法
- (2) 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法
- (4) 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制
- (5) 避難場所・避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - ① 給水、給食措置
 - ② 毛布、寝具等の支給
 - ③ 衣料、日用必需品の支給

- ④ 冷暖房及び発電機用燃料の確保
- ⑤ 負傷者に対する応急救護
- (6) 指定緊急避難場所・指定避難所の管理に関する事項
 - ① 避難中の秩序保持
 - ② 住民の避難状況の把握
 - ③ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達
 - ④ 避難住民に対する各種相談業務
- (7) 避難に関する広報
 - ① テレビ (ハイブリッドキャスト)
 - ② 防災行政無線(戸別受信機)、 I P告知端末
 - ③ インターネット、SNS、スマートフォンアプリ
 - ④ 広報車(消防、警察車両の出動要請を含む)
 - ⑤ 住民組織を通じた広報

第5 防災上重要な施設の管理等

- 1 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意して予め避難計画を 作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全 を期するものとする。
 - (1) 避難の場所(指定緊急避難場所、指定避難所)
 - (2) 経路及び移送の方法
 - (3) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
 - (4) 保健、衛生及び給食等の実施方法
 - (5) 暖房及び発電機の燃料確保の方法
- 2 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令などに基づき、自然 災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

第6 公共用地等の有効活用への配慮

町、北海道財務局及び道は、相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害時における要配慮者の安全の確保等については、本計画に定めるところによる。

第1 安全対策

災害時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、町及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

1 町の対策

町は、防災担当部局や福祉担当部局をはじめとする関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、定期的に更新を行うとともに、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。

(1) 地域防災計画の策定

町は、名簿情報及び個別避難計画情報の取扱いや個別避難計画の作成・活用方針等を 整理し、そのうち、重要事項を町地域防災計画に定める。

(2) 要配慮者の把握

町は、要配慮者について、町の関係部局における要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理、把握しておく。

(3) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報提供

町は、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するものについて、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者の心身の状況や生活実態の変化の把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新サイクルや仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

(4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町は、名簿情報の提供について条例による特別の定めがある場合又は平常時から名簿情報を提供することに避難行動要支援者の同意を得られた場合に、消防機関、北海道警察、民生委員、苫小牧市医師会、介護関係団体、障害者団体、居宅介護支援事業者や相談支援事業者等の福祉事業者、町社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

(5) 個別避難計画の作成

町は、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、福祉専門職、町社会福祉協議会、民生委員、地域住民、

NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

(6) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供

町は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の 内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるた め、避難支援等の実施に必要な限度で、町地域防災計画の定めるところにより、避難支 援等関係者に提供する。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援 者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。

また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、 避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難 訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要 な措置を講じるものとする。

(7) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が 円滑かつ迅速に実施されるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、 避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡するなどして備え、災害時に は事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援等を 実施する。

(8) 避難行動支援に係る地域防災力の向上

町は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにする ための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の 態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(9) 福祉避難所の指定

町は、老人福祉施設、障害者支援施設等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。

2 社会福祉施設等の対策

(1) 防災設備等の整備

施設管理者は、社会福祉施設等の利用者や入所者が、寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、施設管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

特に、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、

発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速、かつ、的確に対処するため、予め防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導体制に十分配慮した 組織体制を確保する。

また、平常時から町との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を 設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の 連携協力の強化に資するため、町の指導の下に緊急運絡体制を整える。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的に実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練 も定期的に実施するよう努める。

第2 外国人に対する対策

町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努める。

- 1 多言語による広報の充実
- 2 指定緊急避難場所等の災害に関する表示板の多言語化
- 3 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施
- 4 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置

第8節 情報収集·伝達体制整備計画

平時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等については、本計画に定めるところによる。

第1 防災会議構成機関

- 1 情報等の収集及び連絡を迅速、かつ、的確に行うため、気象等特別警報・警報・注意報 及び災害情報等の取扱い要領を定め、災害時に対処する体制を整備するとともに、災害情 報等連絡責任者を定め、予め町防災会議会長に報告するものとする。
- 2 情報に関し必要とする資料その他を積極的に防災会議構成員間で共有するとともに、町 地域防災計画(資料編)に掲載するよう努める。
- 3 災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供するものとする。

第2 町及び防災関係機関

- 1 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険の ある地域の被災者、町外からの通勤・通学・来訪者など、情報が入手困難な被災者等に対 しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。
- 2 災害時において停電の発生も想定し、情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため通信 手段の多重化・多様化に努めるものとする。
- 3 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信 の確保に関する対策の推進を図るものとする。
- 4 情報通信手段の施設については、平常時から設備の機能を維持するための定期的な点検 を実施するとともに非常通信の取扱い及び機器の使用方法の確認を行うなどして、運用管 理体制の整備を図るものとする。
- 5 無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間 で運用方法について十分な調整を図るものとする。
- 6 町は、災害時でも情報通信手段の維持・確保ができるよう、応急復旧対策のために必要 となった場合に提供する場所の選定に努めるものとする。

なお、その場合において、様々な災害に対応できるよう、複数箇所の選定に努めるもの とする。

第9節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害から、建築物を防御するため必要な措置事項については、本計画に定めるところによる。

第1 予防対策

町は、むかわ町耐震改修促進計画等に基づき、指定避難所及び指定緊急避難場所の耐震性 の向上を図る。

また、建築物の密度が高く火災危険度の高い市街地において、防火地域・準防火地域を定め、地域内の建築物を防火構造・準防火構造とし、不燃化対策を講ずる。

第10節 消防計画

消防の任務は、その施設及び人員を活用して住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことにある。

第1 消防体制

- 1 消防機関の組織及び消防職員(団員)の配置 消防機関の組織及び消防職員(団員)の配置は、別表第1のとおりである。
- 2 火災予防計画

胆振東部消防組合及び構成町は、火災を未然に防止するため、住民に対して広報紙等により随時警戒心の喚起を図るほか、防火思想の普及を推進する。

- 3 火災警報及び伝達
 - (1) 火災警報

胆振東部消防組合管理者は、消防法第 22 条第 2 項の規定による通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令することができる。

火災警報が発令されたとき、支署長はただちに一般住民に周知徹底を図らなければな らない。

4 招集計画

支署長及び団長は火災が発生し、又は発生する恐れがあるとき、その他警戒警備等のために必要があると認める場合に招集する。

- (1) 招集の区分は次のとおりである。
 - ① 火災招集 火災が発生した場合の招集
 - ② 非常招集 非常災害の発生又は発生のおそれがあるとき、警防及び防御のため必要 な職団員を招集する。
 - ③ 演習招集 訓練又は共用その他必要と認める行事等に所要の職団員を招集する。
- (2) 招集は、電話、口頭又は消防サイレン、防災行政無線、警鐘等による信号により行うものとする。
- (3) 職員及び団員は、招集命令を受けたとき、又は招集信号を聞知したときは、指定された場所に速やかに参集するものとする。

5 救急計画

救助・救急体制の強化と救出及び救急活動に必要な機器の整備に努めるとともに、警察、 医師会等との連携を図り、救助・救急活動の万全を期する。

第2 消防力の整備計画

胆振東部消防組合及び構成町は、消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針(平成 12年消防庁告示第1号)を参考に、実態に即応する消防施設並びに人員の整備充実を図るも のとする。

また、消防水利の基準(昭和40年消防庁告示第1号)に定める所要の水利の整備充実を図

るとともに、常にこれを有効に使用できるよう維持管理の適正を図る。

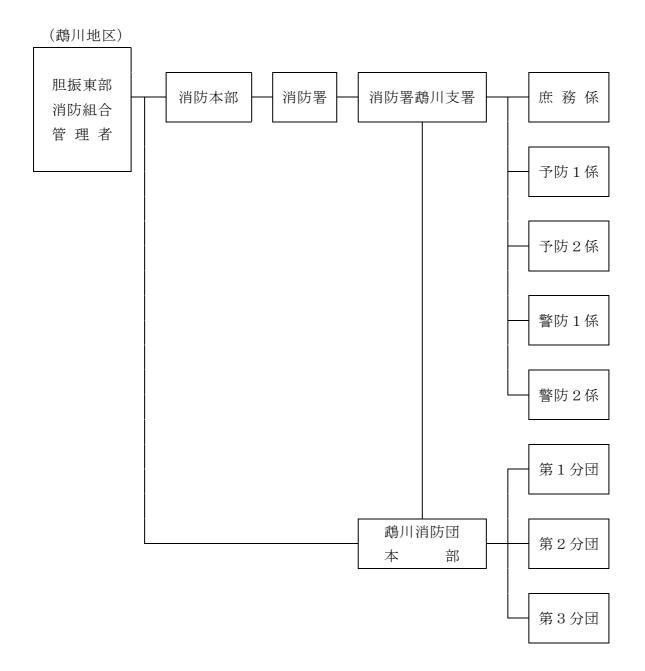
第3 消防職員及び消防団員の教育訓練

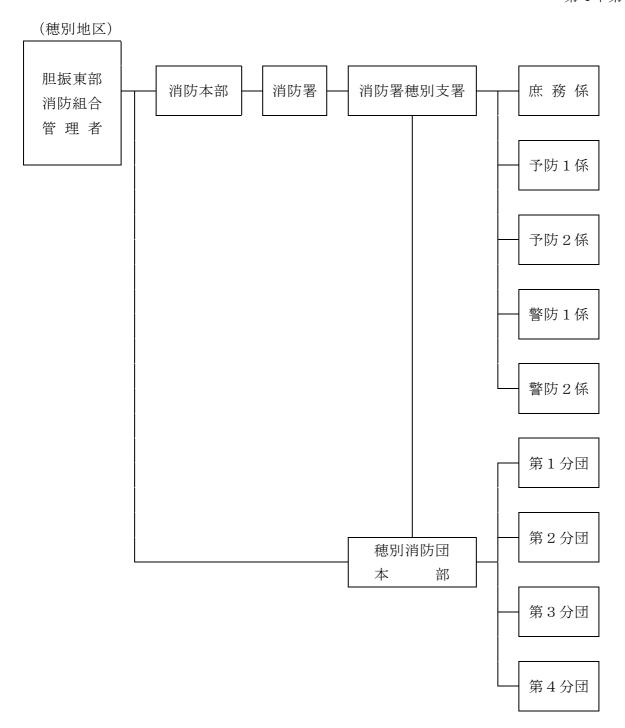
消防職員及び消防団員は、資質の向上、体力の錬成と第一線防災活動の充実強化を図るため、「消防学校における教育訓練の基準」等に基づく教育訓練を実施するものとする。

第4 相互応援協定

- 1 消防組織法第39条の規定に基づく、北海道広域消防相互応援協定(平成3年4月1日) の締結により、北海道内の市町及び消防の一部事務組合相互の応援体制を確立し、消防力 の強化及び効率的運用を図り災害の拡大を防止する。
- 2 胆振東部消防組合及び構成町は、大規模な火災など単独では十分な災害応急対策を実施できない場合に備え、相互に応援できる体制を整備するとともに、災害時においては、必要に応じ消防機関の応援協定や 第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

別表第1 消防組織図





別表第2 消防信号

区分	種別	打 鐘 信 号	余韻防止付	備考			
火	近火信号	●-●-●-●	●-V●-V● 12回 約3秒、2秒休み (短声連点)				
災信	出動信号 団出場区域内 団特命応援	●-●-● ●-● (3点) ●-● ●-● ●-●	●-V ●- V 6回 約5秒、約6秒				
号	応援信号・出動の時 鎮火信号	(2点) ● ●-● ● ●-● (1点と2点の斑打)					
山火	出動信号	0 − 0 − 0 0 − 0 0					
災信	応援信号・出動区域	(3点と2点の斑打)	約10秒、約2秒				
林 号	以外に特命応援出動の時	同上	同上				
	火災警報発令信号	● - ● - ● - ●● - ● - ● - ●(1点と4点の斑打)	●-V ●- V 2回 約30秒、約6秒	掲示板 火災警報発令中 赤地に白字			
火災警				形状及び大きさは、 適宜とする。 旗 吹き流し			
報 信 号							
	火災警報解除信号	● ● ● - ●● ● - ●(1点2個と2点の斑打)	●-V ●- 変則1回 約10秒、約3秒 約1分	口頭伝達、掲示板 の撤去、吹き流し 及び旗の降下			
演 信 習 招		• •-•-•	•-v •v				
招	演習招集信号	● ● ● (1点と3点の斑打)	約15秒、約6秒 2回				
1 火災警報発令信号及び火災警報解除信号は、それぞれの1種又は2種以上を併用することができ 備考 2 信号継続時間は、適宜とする。 3 消防職員又は消防団員の非常招集を行うときは、近火信号を用いることができる。							

別表第3 消防施設

(1) 消防支署及び消防団等

(鵡川地区)

名	称	所	在	地
胆振東部消防組合	消防署	むかわ町青葉	1 丁目 73 1	季 地
鵡川支署				
胆振東部消防組合		むかわ町美幸2	2丁目 76 番	ទ 地 1
鵡川消防団第1分団	Ħ			
鵡川消防団第2分団	Ī	むかわ町生田	441 番地 5	
鵡川消防団第3分団	<u>†</u>	むかわ町宮戸	1088 番地 1	

(穂別地区)

名	尔	所	在	地
胆振東部消防組合消	当防署 む	かわ町穂別	29番地5	
穂別支署				
胆振東部消防組合	む	かわ町穂別	29番地 20	
穂別消防団第1分団				
穂別消防団第2分団	む	かわ町穂別	富内 81 番地	也 1
穂別消防団第3分団	む	かわ町穂別	仁和 344 番	地
穂別消防団第4分団	む	かわ町穂別	豊田 289 番	地 5

(2) 現有人員と機材

(鵡川地区)

人員機械別	職団	消防	j ポ ン	プ自	動車等	筝の機	械	
		水槽付消	消防	小型				
		防ポンプ	ポンプ	ポンプ	救急車	指令車	その他	計
職・団別	員 数	自動車	自動車	自動車			車両	
消防署鵡川支署	1 9	3			1	1	2	7
団本部	3							
第1分団	3 3		2					2
第2分団	2 0		1					1
第3分団	2 3		1					1
女性分団	1 5							
	職 19							
	団 94							
合 計	団定数							
	1 1 5	3	4		1	1	2	1 1

〔令和6年5月現在〕

(穂別地区)

(槵別地区)								
人員機械別	職団	消防	j ポ ン	プ自	動車等	筝の機	械	
		水槽付消	消防	小型				
職・団別		防ポンプ	ポンプ	ポンプ	救急車	指令車	その他	計
	員 数	自動車	自動車	自動車			車両	
消防署穂別支署	1 9	1			2	2	4	9
団本部	1 2					1		1
第1分団	2 9	1	1					2
第2分団	2 2		1					1
第3分団	1 4		1					1
第4分団	1 0		1					1
	職 18							
	団 87							
合 計	団定数							
	1 0 0	2	4		2	3	4	1 5

[令和6年5月現在]

(3) 消防用水利

	(6) 1110371171713			鵡川	地区			穏	見別 地	区区		
			むかわ市街地	川東地区	川西地区	計	市街地	仁和・栄 豊田地区	稲里 地区	富内地区	福山· 長和地区	計
	公	双口	6			6	2	2	2			6
	設	単口	29	3	2	34	41	18	2	8		69
消火	私	双口										
栓	設	単口	2			2						
	計		37	3	2	42	43	20	4	8		75
	公	4 0 t 以上	15	8	2	25	17	15	1	6	1	40
防	設	4 0 t 以下		2		2						
火水	私	4 0 t 以上										
槽	設	4 0 t 以下										
		計	15	10	2	27	17	15	1	6	1	40
	γĬ	可川		1	1	2						
自然	Ÿ	召・地										
水利	7	プール										
小川	計			1	1	2						

[令和 6 年 5 月現在]

第11節 水害予防計画

水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な措置等については、本計画に定めるところによる。

第1 水防の責任

町は、水防管理団体として、管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

第2 水防組織

1 水防計画の調査・審議

基本法第34条第1項の規定に基づく水防計画の調査及び審議は、町防災会議が行うものとする。

2 水防事務の処理

水防に関係のある警報・注意報等又は地震等により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなったと認められるときまで、町は水防事務を処理する。

なお、町に災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部でその事務を処理するものとする。

第3 予報及び警報

1 水防活動用気象等警報及び注意報

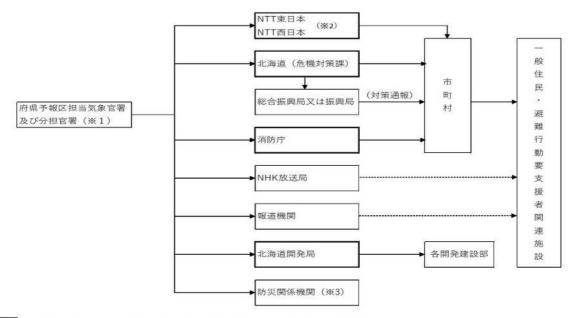
水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる注意報、警報及び特別警報により代行する。

その種類は次のとおりであり、伝達は、次の系統により行う。

(1) 種類

水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
	大雨特別警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報
	高潮特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報
	大津波警報

(2) 伝達



- (※1) 府県予報区担当気象官署:札幌管区気象台、函館、旭川、室蘭、釧路、網走、稚内各地方気分担官署:帯広測候所
- (※2) NTT東日本及びNTT西日本には、水防活動用気象等注意報の通知は行わない。
- (※3) 陸上自衛隊北部方面総監部(情報部資料課)、北海道警察、北海道運輸局、第一管区海上保安本部、北海道電力㈱ 等

2 指定河川洪水情報

河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、 あらかじめ指定した河川(以下「洪水予報河川」という。)について、区間を決めて水位 又は流量を示して発表する警報及び注意報。警戒レベル2~5に相当する。

また、国土交通省と共同で指定河川洪水予報を実施する鵡川においては、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表する。

(1) 基準観測点及び基準水位



	観	測所名(所在地) / 位	江置	
区分	穂別(むかわ町穂別)	栄(むかわ町穂別栄)	鵡川(むかわ町洋光)	
	北緯 42°45'33"	北緯 42°39'28"	北緯 42°34'25"	
	東経 142°08'11"	東経 142°04'17"	東経 141°56'10"	
水防団待機水位	54.30 m	30.50 m	2.80 m	
(指定水位) レベル 1	54. 50 m	30. 30 m	2.80 m	
氾濫注意水位	55.30 m	31.20 m	3. 50 m	
(警戒水位) レベル 2	55. 50 m	31. 20 m	5. 50 m	
避難判断水位	56.80 m	33.70 m	5.30 m	
レヘ・ル 3	50.00 m	55. 70 m	3. 30 m	
氾濫危険水位	57.10 m	34.10 m	5.60 m	
(危険水位) レベル 4	57. 10 m	54. 10 m	5. 00 m	
計画高水位	57.52 m	34.78 m	6.20 m	

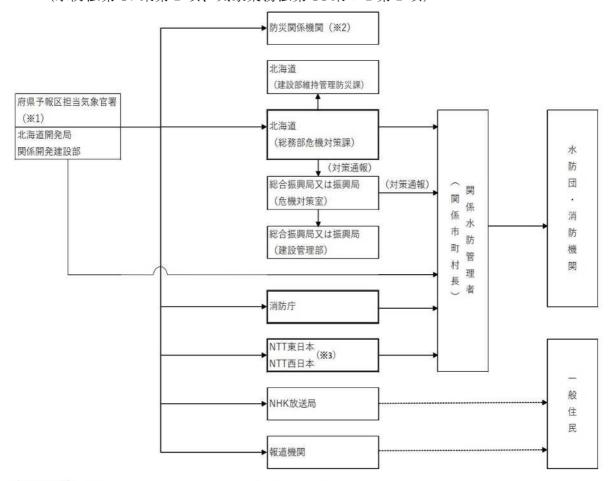
(2) 種類及び発表基準

種類	標題	概要	警戒レベル
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続して	警戒レベル 5
		いるときに発表される。	相当
		新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難	
		誘導や救援活動等が必要となる。災害が	
		すでに発生している状況であり、命の危	

		MANYA	
		険が迫っているため直ちに身の安全を	
		確保する必要がある。	
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達	警戒レベル4
		したとき、氾濫危険水位以上の状態が継	相当
		続しているとき、急激な水位上昇により	
		まもなく氾濫危険水位を超え、さらに水	
		位の上昇が見込まれるときに発表され	
		る。	
		いつ氾濫が発生してもおかしくない	
		状況、避難等の氾濫発生に対する対応を	
		求める段階であり、避難指示の発令の判	
		断の参考とする。	
		危険な場所からの避難が必要とされ	
		3.	
	 氾濫警戒情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達	警戒レベル 3
		すると見込まれるとき、避難判断水位に	相当
		達しさらに水位の上昇が見込まれると	TH —
		き、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水	
		位を下回ったとき(避難判断水位を下回	
		して 因うたこと (避難判断水位を 日 った場合を除く)、避難判断水位を超え	
		る状況が継続しているとき(水位の上昇	
		の可能性がなくなった場合を除く)に発	
		表される。	
		高齢者等避難の発令の判断の参考と	
		する。高齢者等は危険な場所からの避難	
		が必要とされる。	Het. In
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達	警戒レベル2
		し、さらに水位の上昇が見込まれると	相当
		き、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水	
		位未満の状況が継続しているとき、避難	
		判断水位に達したが水位の上昇が見込	
		まれないときに発表される。	
		ハザードマップによる災害リスクの	
		再確認等、避難に備え自らの避難行動の	
		確認が必要とされる	

(3) 伝達

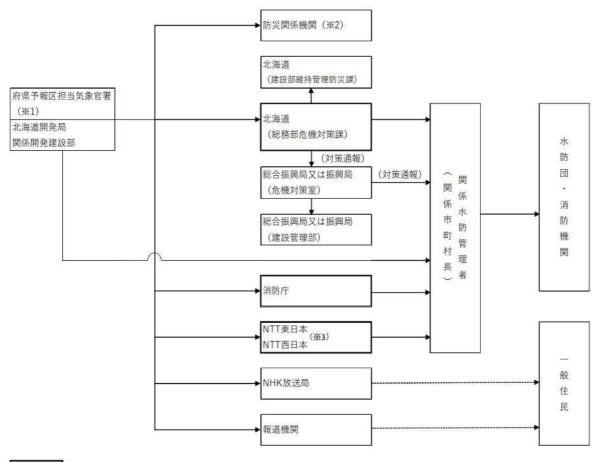
① 北海道開発局と札幌管区気象台等が共同で発表する場合 (水防法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項)



(二重線)で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく洪水予報の通知先

- (※1) 府県予報区担当気象官署:札幌管区気象台、函館、旭川、室蘭、釧路、網走、稚内各地方気象台
- (※2) 陸上自衛隊北部方面総監部(情報部資料課)、北海道警察 等
- (※3) NTT東日本及びNTT西日本への洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

② 北海道と札幌管区気象台が共同で発表する場合 (水防法第11条、気象業務法第14条の2第3項)



(二重線)で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく洪水予報の通知先

- (※1) 府県予報区担当気象官署:札幌管区気象台、函館、旭川、室蘭、釧路、網走、稚内各地方気象台
- (※2) 陸上自衛隊北部方面総監部(情報部資料課)、北海道警察 等
- (※3) NTT東日本及びNTT西日本への洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

3 水防警報

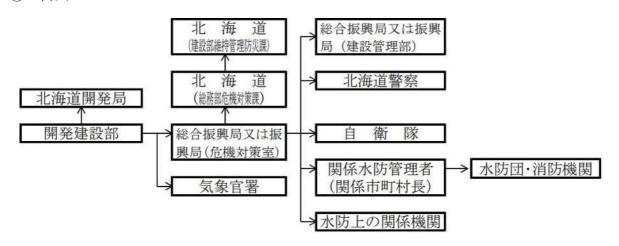
(1) 国土交通大臣が行う水防警報

水防法第16条第1項の規定により、国土交通大臣が指定した河川・海岸についての水防警報は、北海道開発局が発表し、伝達は次の系統により行う。

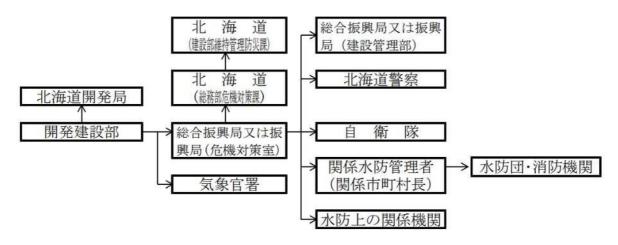
種類	内容	発令基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合	気象予・警報等及び河川状況
	に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できる	等により、必要と認めるとき。
	ように待機する必要がある旨を警告し、又は、	
	水防機関の出動期間が長引くような場合に、出	
	動人員を減らしても差支えないが、水防活動を	
	やめることはできない旨を警告するもの。	
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、	雨量、水位、流量とその他の
	水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努	河川状況により必要と認める
	めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる	とき。
	必要がある旨を警告するもの。	

出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告する	氾濫注意情報等により、又
	もの。	は、水位、流量その他の河川状
		況により、氾濫注意水位(警戒
		水位) を超えるおそれがあると
		き。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必	氾濫警戒情報等により、又
	要である旨を警告するとともに、水防活動上必	は、既に氾濫注意水位(警戒水
	要な越水(水があふれる)・漏水・法崩(堤防	位)を超え、災害のおこるおそ
	斜面の崩れ)・亀裂等河川の状況を示しその対	れがあるとき。
	応策を指示するもの。	
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨	氾濫注意水位 (警戒水位) 以下
	及び当該基準水位観測所名による一連の水防警	に下降したとき、又は水防作業
	報を解除する旨を通告するもの。	を必要とする河川状況が解消
		したと認めるとき。

① 河川

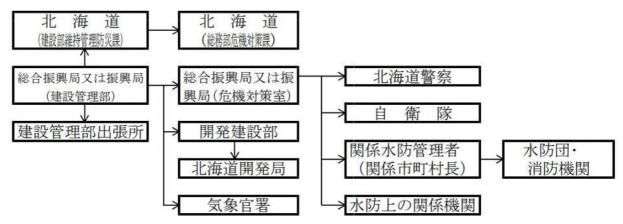


② 海岸



(2) 知事が行う水防警報

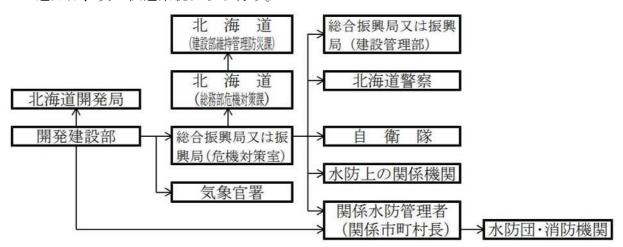
水防法第16条第1項の規定により、知事が指定した河川についての水防警報は、道が発表し、伝達は次の系統により行う。



4 水位情報の通知

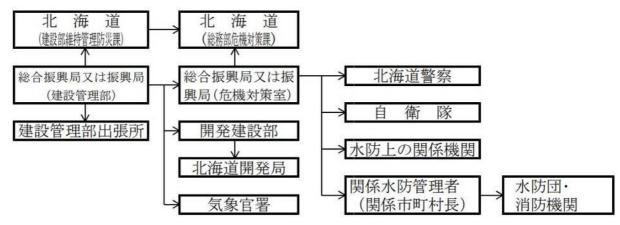
(1) 国土交通大臣が行う水位情報の通知

水防法第13条第1項の規定により、国土交通大臣が指定した水位周知河川の水位情報 の通知は、次の伝達系統により行う。



(2) 知事が行う水位情報の通知

水防法第13条第2項の規定により、知事が指定した水位周知河川の水位情報の通知は、 次の伝達系統により行う。



5 水防信号

水防のための信号は水防法第13条の規定により知事が定める次の水防信号とする。

	警 鐘 信 号	サイレン信号	摘要
警戒信号	〇休止 〇休止 〇休止	5秒-15秒 5秒-15秒 5秒-15秒 ○-休止 ○-休止 ○- 休止	警戒水位に達したとき及び気象台 から気象の通報を受けたとき発す る信号
出動第1 信 号	0-0-0 0-0-0	5秒-6秒 5秒-6秒 5秒-6秒 ○一休止 ○一休止 ○一 休止	むかわ町及び消防機関に属す る者全員出動信号
出動第 2 信 号	0-0-0-0 0-0-0 -0 0-0-0-0	10秒-5秒 10秒-5秒 10秒-5秒 0一休止 〇一休止	むかわ町内の区域に居住する 者の出動信号
危険信号 (避難、立 退き)	乱打	1分-5秒 1分-5秒 1分-5秒 〇一休止 〇一休止 〇一休 止	必要と認める区域内の居住者に避 難のための立ち退きのことを知ら せる信号

備考 1 信号は、適宜の時間継続すること。

- 2 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。
- 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第4 水防施設及び資材の整備

町は、必要に応じて防災倉庫又は代用備蓄場を整備し、想定される水防工法に応じた資器 材の種類・数量を備えておくものとする。

1 民間等から調達可能な水防資材

調	達	先	住	所		電話番号	調達できる資材
(株)	兼正宮田	商会	むかわ町	末広2丁	目	42-2216	土のう用麻袋、土のう用ビニール
							袋、なわ
(株);	ホーマッ	クニコ	むかわ町	美幸4丁	囯	42-3300	土のう用ビニール袋、防水シート
ットむ	かわ店						
とまこ	まい広り	或農業	むかわ町	穂別 55		45-2211	土のう用布袋、土のう用ビニール
協同組	1合穂別支	所					袋、スコップ、なわ

2 水防活動

町の水防活動に対する非常配備については、調査以外対策本部に準ずるものとする。 また、町長は、水防法第17条の規定により、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意 水位(警戒水位)に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、消防(水防) 団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。

- (1) 水防活動開始の時期は次の時点とする。
 - ① 災害対策本部長が必要と認めたとき
 - ② 室蘭開発建設部から水防警報の伝達を受けたとき
 - ③ 室蘭地方気象台及び室蘭開発建設部から洪水予報を受けたとき
- (2) 水防作業を必要とする場合は流速・護岸等の状態により最も適切な工法をとり、迅速に 効果的な作業を実施する。

第5 鵡川むかわ町水害タイムライン

1 タイムライン防災の目的

タイムライン (事前防災行動計画) は、近年、国内各地で頻発している大規模水害を受け、主に災害発生の危険性が認知されてから発災までに時間的余裕があるハザードに対して状況が切迫する前から関係機関が連携を図り、地域住民及び防災対応車の安全確保を実現するために計画されるものである。

タイムラインは町地域防災計画を補完する位置づけで、防災行動の実施タイミングや他機関の行動状況の把握、自機関の防災行動のチェックリストとして活用することを目的に、防災行動の「いつ」「誰が」「何を」を一覧表で整理している。

2 鵡川むかわ町水害タイムラインの活用

町は、平成30年度に町を中心として鵡川(本流の国直轄区間)の水防災に関わる関係機関による検討を経て策定された「鵡川むかわ町水害タイムライン試行版」を発災時に活用するほか、訓練等を通じて検証を行い、常に改善を繰り返すものとする。

第12節 風害予防計画

風による公共施設、農耕地、農作物の災害の予防については、本計画に定めるところによる。

1 予防対策

町は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

- (1) 学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮するものとする。
- (2) 家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて町は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図るものとする。

第13節 雪害予防計画

雪害に対処するための予防対策及び応急対策については、本計画に定めるところによる。

第1 実施責任者

- 1 町道は、町が行う。
- 2 一般道道で北海道所管にかかわる道路は、胆振総合振興局室蘭建設管理部が行う。
- 3 一般国道で北海道開発局所管にかかわる道路は、室蘭開発建設部が行う。
- 4 道路除雪にかかわる各機関の除雪作業の基準は、次のとおりである。

(1) 町所管

種類	おおよその標準	除雪目標	総延長
第1種		2 車線確保を原則とするが、状況によっては1 車線幅員で待避所を設ける。	56. 2 km (20. 8%)
第2種	前記以外の2級町道 とその他町道	1 車線は確保するが、一時または短期間の交 通不能となることもある。	214. 2 km (79. 2%)

※むかわ町認定路線網図より(経済建設課所管)

[令和4年3月現在]

(2) 北海道所管

区分	日交通量のおよその標準	除	雪	目	 標	
		2 車線以	人上の幅員確1	呆を原則と	とし、異常	
第1種	1,000 台/日 以上	な降雪時以外は、交通を確保する。				
		異常降雪	言等において!	は、極力2	2 車線確保を図る。	
	200 4 / 11 11 1.	2 車線	(5.5m) 以上	:の幅員確	保を原則とし、夜間	
第2種	300 台/日以上 ~1,000 台/日未満	除雪は美	尾施しない。			
	~1,000 百/ 日本個	異常降雪	言等には、極	力1車線以	以上の確保をはかる。	
		2 車線幅	冨員を確保す	ることを原	原則とし、夜間除雪に	
第3種	200 台 / 日 土港	実施しない。状況によっては、1車	1 車線(4.0m)幅			
	300 台/日未満	員で待遇	壁所を設ける。	異常降	雪時については、-	
		時通行』	上めとするこ	とをやむを	と得ないものとする。	

(3) 北海道開発局所管

北海道開発局が管理する道路で冬期間 24 時間体制で除雪作業を行い交通の確保を保つ。

5 交通規制

道路管理者は、所管する道路に雪害の発生が予想される場合は、必要により通行規制、制限等の交通規制を行う等被害の防止に努めるものとする。また、所轄警察署においても 雪害による交通の混乱を防ぐため、必要により通行の禁止、駐車制限等の交通規制を行う 等の措置を講ずるものとする。

(1) 室蘭開発建設部及び胆振総合振興局室蘭建設管理部は、町の区域内の交通規制等を行 うおそれがある場合は、事前に町に通知するものとし、交通規制を行った場合は、報道 機関等の協力を得て可能な限り住民等への周知に努めるものとする。 (2) 町は、交通規制の通知を受けたとき又は町道の交通規制を実施する場合は、必要に応じて住民等への周知に努めるものとする。

第2 排雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設定にあたっては、特に次の事項に配意するものとする。

- 1 雪捨場は、交通に支障のない場所を選定すること。やむを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避所を設ける等交通の妨げにならないよう配意するものとする。
- 2 河川等を利用し、雪捨場を設定する場合は、河川管理者と十分に協議のうえ決定するものとし、投下に際しては溢水災害等の発生防止に努めなければならない。

第3 警戒体制

関係機関は、室蘭地方気象台の発表する予警報及び情報並びに現地情報を勘案し、必要と 認める場合は、それぞれの定める警戒体制に入るものとする。

- 1 町長は、本部設置基準により、次の状況を勘案し、必要と認めたとき本部を設置するものとする。
 - ① 大規模な雪害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
 - ② 雪害による交通麻痺、交通渋滞等によって人命にかかわる事態が発生し、その規模、 範囲から特に緊急、応急措置を要するとき。
- 2 町長は、路上通行車両の故障車(障害車)等の孤立車は努めて機械力で救出するが、不 可能なときは乗員を救出して避難収容することとする。

第4 各バス交通機関の設置

各バス交通機関は、路線状況及び最終運行となる便の動向を警察署に通報するものとする。

第5 除雪機械現有数

除雪機械現有数は、次のとおりである。

(種 別)(台 数)ダンプトラック (7t)2 台グレーダー1 台タイヤドーザー2 台除雪トラック (7t)1 台「令和 4年 3 月現在」

第6 住民等への伝達及び避難指示等

町は、気象予警報及び監視等により、なだれ等により住民に危険が生ずるおそれがあると認めた場合は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」により気象情報等を伝達し注意を促すとともに、必要と認めた場合は、第5章第4節「避難対策計画」により、避難指示等を行うものとする。特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生

しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておく等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものとするよう努めるものとする。

第14節 融雪災害予防計画

融雪災害に対処するための予防対策及び応急対策については、本計画に定めるところによる。

第1 気象情報の把握

融雪期においては、関係機関の水防警戒により地域内の積雪の状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し融雪出水の予測に努めるものとする。

第2 重要水防区域内等の警戒

重要水防区域内及びなだれ、地すべり等の懸念のある地域の危険を事前に察知し、被害の拡大を防止するため、次により万全の措置を講ずるものとする。

- 1 町及び消防機関は、住民等の協力を得て、既往の被害箇所、その他水害危険区域を中心 に、巡視警戒を行うものとする。
- 2 町は、警察等の関係機関と緊密な連絡をとり、危険区域の水防作業及び避難救出方法等を事前に検討しておくものとする。
- 3 道路の除雪

道路管理者は、なだれ、積雪、結氷、滞留水等により、道路交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、道路の効率的な活用を図るものとする。

第3 水防資器材の整備、点検

町長及び河川管理者は、水防活動を迅速かつ効率的にするため融雪出水前に水防資器材の整備、点検を行うとともに関係機関及び資器材保有業者等とも十分な打ち合わせを行い、資器材の効率的な活用を図るものとする。

第15節 高波、高潮災害予防計画

高波、高潮による災害の予防については、本計画に定めるところによる。

第1 予防対策

- 1 町長は、高潮特別警報・警報等を迅速に住民に伝達するため、町防災行政無線(戸別受信機)、IP告知端末、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ(ハイブリッドキャスト)、インターネット、SNS、スマートフォンアプリ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、所要の措置を講じ、水防体制の確立を図るものとする。
- 2 町は、住民に対し高波、高潮等危険区域の周知に努めるとともに、町地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。
- 3 町は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、避難指示等の発令基準を設定する ものとする。

第2 巡視及び警戒

1 平常時

水防管理者たる町長、消防(水防)団長又は消防機関の長(以下「水防管理者等」という。)は、随時区域内の河川、海岸、堤防、防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・防護施設等の管理者(以下「河川等の管理者」という。)に連絡して必要な措置を求めるものとする。

2 出水時

水防管理者等は、道から非常配備体制が指令されたときは、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、胆振総合振興局長及び海岸等の管理者に報告するものとする。

- (1) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇
- (2) 堤防の上端の亀裂又は沈下
- (3) 海側又川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (4) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (5) 排水門・取水門・閘門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

第3 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な 工法を選択し実施するものとする。

町長は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めるものとする。

第16節 土砂災害の予防計画

土砂災害の予防については、本計画に定めるところによる。

第1 予防対策

町及び道は、降雨等による土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、治山、 砂防等の事業による土砂災害対策を実施するとともに、関係機関や住民への周知や土砂災害 に係る避難訓練の実施等、適切な警戒避難体制の整備など総合的な土砂災害対策を推進する。

- 1 町地域防災計画に、土砂災害警戒情報等と連携した避難指示等の発令基準、警戒区域等、 避難指示等の発令対象区域、情報の収集及び伝達体制、避難所の開設・運営、避難行動要 支援者への支援、住民の防災意識の向上など土砂災害を防止するために必要な警戒避難体 制に関する事項について記載するものとする。
- 2 警戒区域等の指定があったときは、町地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
 - (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - (3) 基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
 - (4) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - (5) 救助に関する事項
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒 避難体制に関する事項
- 3 町地域防災計画において、前項(4)に掲げる事項を定めるときは、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項(1)に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。
- 4 町は、町地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項その他警戒区域等における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。
- 5 土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした 具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の 発令単位として事前に設定するものとする。また、避難指示等は、土砂災害の危険度分布 (土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)及び土砂災害危険度情報)におい て危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に発令するこ とを基本とする。

第2 形態別予防計画

1 地すべり等予防計画

土地の高度利用と開発に伴って、地すべり災害が多発する傾向にあり、ひとたび、地滑りが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、町は、住民に対し、土砂災害警戒区域、地すべり防止区域及び地すべり危険地区の周知に努めるとともに、町地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする

また、危険区域の住民に対し、斜面等の異常(亀裂、湧水、噴水、濁り水)の報告や住民 自身による防災措置(自主避難等)などの周知・啓発を図るものとする。

2 崖崩れ防止対策

土地の高度利用と開発に伴って、崖崩れ災害が多発する傾向にあり、ひとたび、崖崩れが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、町は、次のとおり崖崩れ防止の予防対策を実施するものとする。

(1) 急傾斜地崩壊(崖崩れ)防止対策

住民に対し、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険箇所の周知に努めるとともに、 町地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

また、危険区域の住民に対し、急傾斜地の異常(亀裂、湧水、噴水、濁り水)の報告や住民自身による防災措置(不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等)などの周知・ 啓発を図るものとする。

(2) 山腹崩壊防止対策

住民に対し、山腹崩壊危険地区の周知に努めるとともに、町地域防災計画において、 必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

3 土石流予防計画

住民に対し、土砂災害警戒区域、土石流危険渓流及び崩壊土砂流出危険地区の周知に努めるとともに、町地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

危険区域の住民に対し、河川等の異常(山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り)の報告や 住民自身による防災措置(自主避難等)などの周知・啓発を図る。

第17節 積雪・寒冷地対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、町及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

第1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、町及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

第2 避難救出措置等

町は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

- (1) 積雪・寒冷期に適切な避難指示等の発令ができるようにしておくこと。
- (2) 災害時における避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

第3 交通の確保

1 道路交通の確保

災害時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、 道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、北海道開発局、町及び道道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

- (1) 除雪体制の強化
 - ① 道路管理者は、町道、道道、一般国道及び高速自動車国道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。
 - ② 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。
- (2) 積雪寒冷地に適した道路整備の推進
 - ① 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。
 - ② 道路管理者は、雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵や防雪柵等防雪施設の整備を推進する。

第4 雪に強いまちづくりの推進

1 家屋倒壊の防止

町は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

- 2 積雪期における指定避難所、避難路の確保 町及び防災関係機関は、積雪期における指定避難所、避難路の確保に努める。
- 3 計画的・予防的な通行止め等 町及び防災関係機関は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪時においても、計画的・予防的な通行止めに努めるものとする。

第5 寒冷対策の推進

1 被災者及び避難者対策 町は、被災者及び避難者に対する防寒用品や発電機などの整備、備蓄に努める。

2 避難所対策

町は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材(長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用具等)の備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道 凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業 者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。

3 指定避難所の運営

町は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双 方の視点等に配慮する。

第18節 複合災害に関する計画

町及び防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

第1 予防対策

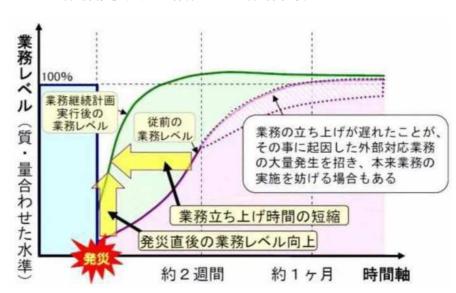
- 1 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発 災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派 遣体制や資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努めるものとする。
- 2 防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。
- 3 町は、複合災害時における町民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓 発に努めるものとする。

第19節 業務継続計画の策定

町及び事業者が、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため策定する、業務継続計画(BCP: Business Continuity Plan)については、本計画に定めるところによる。

第1 業務継続計画(BCP)の概要

業務継続計画(BCP)とは、災害発生時に町及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。



<業務継続計画の作成による業務改善のイメージ>

(出典:道地域防災計画)

第2 業務継続計画(BCP)の策定

1 町

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の継続的改善に努めるものとする。

特に、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及 び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料 等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバック アップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

2 事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を充分に認識し、各事業者において非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務(事業)継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

第3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備に努めておくことが必要となるため、今後は積極的に自主防災組織の編成に努力していくこととする。

第5章 災害応急対策計画

基本法第50条第1項の趣旨を達成するため、災害時に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、災害応急対策計画を定める。

災害応急対策実施責任者は、可能な限り的確に災害の状況把握に努め、人材、物資その他の必要な資源を適切に配分しつつ、生命及び身体の安全を守ることを最優先して災害応急対策を 実施するものとする。

また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するものとする。

なお、災害応急対策実施責任者は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分 配慮するものとする。

第1節 災害情報収集・伝達計画

災害予防対策及び災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及 び伝達等については、本計画に定めるところによる。

第1 町の災害情報等収集及び連絡

- 1 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を胆振総合振興局長に報告するものとする。 なお、災害発生場所の報告においては、地図等、場所の特定ができる資料を添付するも
- 2 町長は、気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び災害情報等の取扱いを定め、 災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定め ておくものとする。

第2 災害等の内容及び通報の時期

1 道への通報

のとする。

町は、発災後の情報等について、次により道(危機対策課)に通報する。

- (1) 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに
- (2) 災害対策本部等の設置・・・・・・災害対策本部等を設置した時直ちに
- (3) 被害の概要及び応急復旧の見通し・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時
- (4) 被害の確定報告・・・・・・・被害状況が確定したとき
- 2 町の通報
 - (1) 町は、119 番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国(消防庁経由)に報告する。
 - (2) 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国(消防庁経由)へ

の報告に努める。

第3 被害状況報告

災害が発生した場合、町長は、「災害情報等報告取扱要領」に基づき知事に報告するものとする。

ただし、町長は消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの(「直接即報基準」に該当する火災・災害等)を覚知した場合、第一報については、直接消防庁にも報告するものとする。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

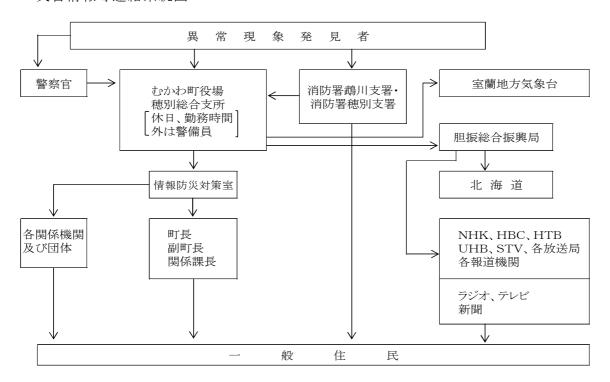
また、町長は通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国(消防 庁経由)に報告するものとする。

また、確定報告については、応急措置完了後20日以内に、内閣総理大臣あて及び消防庁長官あての文書を消防庁へ提出する。

第4 情報の分析整理

町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

災害情報等連絡系統図



第2節 災害通信計画

第1 通信手段の確保等

町及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を確保するため、 直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

なお、その場合において、道及び町は応急復旧対策のために必要な場所を確保し、提供するものとする。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話㈱等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行うものとし、なお、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保するものとする。

第2 電話及び電報の優先利用並びに通信途絶時等における措置等

第1における、通信設備等が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行うものと する。

1 電話による通信

電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するものとする。

なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意すること。

- 2 電報による通信
 - (1) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報。

(2) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。 なお、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先する。

- (3) 非常・緊急電報の利用方法
 - ① 115番(局番無し)をダイヤルし NTT コミュニケータを呼び出す
 - ② NTT コミュニケータがでたら
 - ア 「非常または緊急扱いの電報の申込み」と告げる
 - イ 予め指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる
 - ウ 届け先、通信文等を申し出る
- (4) 電気通信事業法及び契約約款に定める電報内容、機関等
 - ① 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は 配達を受ける場合に限り取り扱う。

電報の内容		機関等
1	気象、水象、地象若しくは地動	気象機関相互間
0	の観測の報告又は警報に関する事	

項であって、緊急を要するもの	
2 洪水、津波、高潮等が発生し、	水防機関相互間
若しくは発生するおそれがあるこ	消防機関相互間
との通報又はその警報若しくは予	水防・消防機関相互間
防のため緊急を要する事項	
3 災害の予防又は救援のため緊急	消防機関相互間
を要する事項	災害救助機関相互間
	消防・災害救助機関相互間
4 鉄道その他の交通施設(道路、	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
港湾等を含む)の災害の予防又は	
復旧その他輸送の確保に関し、緊	
急を要する事項	
5 通信施設の災害の予防又は復旧	通信の確保に直接関係がある機関相互間
その他通信の確保に関し、緊急を	
要する事項	
6 電力設備の災害の予防又は復旧	電力の供給の確保に直接関係がある機関
その他電力の供給の確保に関し、	相互間
緊急を要する事項	
7 秩序の維持のため緊急を要する	警察機関相互間
事項	防衛機関相互間
	警察・防衛機関相互間
8 災害の予防又は救援のため必要	天災、事変その他の非常事態が発生し、又
な事項	は発生するおそれがある事を知った者と
	前各欄に掲げる機関との間
② 緊急扱いの雷報け 次の事項を内容	なとする電報を次の機関等において発信し

② 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電報の内容	機関等
1 火災、集団的疫病、交通機関の	(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互
重大な事故その他人命の安全に関	間(アの8項に掲げるものを除く)
わる事態が発生し、又は発生する	(2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそ
おそれがある場合において、その	れのあることを知った者と(1)の機関と
予防、救助、復旧等に関し、緊急	の間
を要する事項	
2 治安の維持のため緊急を要する	(1) 警察機関相互間
事項	(2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれが
	あることを知った者と、警察機関との間
3 天災、事変その他の災害に際し	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互
ての災害状況の報道を内容とする	間
もの	

4 船舶内の傷病の医療について指 示を受け又は指示を与えるために 必要な事項 5 水道、ガス等の国民の日常生活 に必要不可欠な役務の提供その他 生活基盤を維持するため緊急を要 する事項 (2)預貯金業務を行う金融機関相互間 (3)国又は地方公共団体(アの表、本表1 ~5(2)に掲げるものを除く)相互間

3 公衆通信設備以外の通信

公衆通信設備以外の通信として災害時緊急に利用できる通信施設は、おおむね次のとおりである。

- (1) 北海道開発局関係無線による通信 北海道開発局及び開発建設部を経て行う。
- (2) 第一管区海上保安本部関係無線による通信第一管区海上保安本部、海上保安部、海上保安署、航空基地、巡視船艇等を経て行う。
- (3) 陸上自衛隊の通信等による通信 北部方面総監部、師団・旅団、駐屯部隊等の有線及び無線通信電話を経て行う。
- (4) 警察電話による通信 警察専用電話をもって通信相手機関に最も近い警察署等を経て行う。
- (5) 警察無線電話装置による通信 北海道警察本部及び各方面本部、警察署、同移動局(パトカー)等を経て行う。
- (6) 北海道総合行政情報ネットワークによる通信 北海道の本庁、総合振興局若しくは振興局、又は市町村等を経て行う。
- (7) 鉄道電話による通信 鉄道所属の電話により最寄りの駅、又は保線所から通信相手機関に最も近い駅、保線 所等を経て行う。
- (8) 北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社の専用電話による通信 北海道電力株式会社の本店、支社等及び北海道電力ネットワーク株式会社の本店、支 店、ネットワークセンター等を経て行う。
- (9) 東日本電信電話㈱の設備による通信 東日本電信電話㈱北海道事業部が防災関係機関(市町村等)の重要通信を確保する為 所有している非常用通信装置(無線系・衛星系)を利用して行う。
- (10) 北海道地方非常通信協議会加入無線局等による通信 上記1号から9号までに掲げる各通信系を使用し、または利用して通信を行うことが できないとき、若しくは通信を行うことが著しく困難であるときは、北海道地方非常通 信協議会加入無線局を利用して行う。
- (11) 胆振東部消防組合関係無線による通信
- (12) むかわ町防災行政無線による通信
- (13) 町内アマチュア無線による通信

(14) 事業用無線による通信

(15) 副通信施設及び水防関係通信連絡系統

専用通信施設	設置場所	施設種別	担 当 者	使用手続
北海道総合行政情 報ネットワーク (道防災無線)	役場庁舎 穂別総合支所	衛星専用電話	情報防災対策室 企画町民課	口頭
鵡川消防無線	胆振東部消防組合 消防署鵡川支署 鵡川第1分団詰所 第2分団詰所 第3分団詰所	無線 無線 無線 (移動式のみ)	防 災 課 長 胆振東部消防組合 鵡川支署警防1係長	口頭
穂別消防無線	胆振東部消防組合 消防署穂別支署 穂別第1分団詰所 第2分団詰所 第3分団詰所 第4分団詰所	無 無線 無線 (移動式のみ)	防 災 課 長 胆振東部消防組合 穂別支署警防1係長	口頭
警察専用電話	鵡川交番 穂別駐在所	専用無線	交番警察官 駐在所警察官	口頭
鵡川アマチュア 無線クラブ	無線クラブ会長宅	無線	無線クラブ会長	口頭
穂別アマチュア無線	無線クラブ会長宅	無線	無線クラブ会長	口頭
事業用無線	建設協会等	無 線 (移動式のみ)	情報防災対策室 企画町民課	口頭

4 通信途絶時等における措置

(1) 北海道総合通信局の対応

北海道総合通信局は、防災関係機関から、1から3までに掲げる各通信系をもって通信を行うことができない又は著しく困難である旨の連絡を受けたときは、通信の確保を図るため、速やかに次の措置を講ずるものとする。

- ① 貸与要請者あて、移動通信機器、移動電源車及び臨時災害放送局(災害が発生した場合に、その被害を軽減するために、地方公共団体等が開設する臨時かつ一時の目的のためのFMラジオ放送局)用機器の貸出
- ② 無線局の免許等の臨機の措置(無線局の免許等に必要な申請手続き及び当該申請に 係る処分について、口答又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、 後刻可及的速やかに遡及処理する措置)
- (2) 防災関係機関の対応

防災関係機関は、(1)の措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に 連絡するものとする。

- ① 移動通信機器の借受を希望する場合
 - ア 借受申請者の氏名又は名称及び住所
 - イ 借受希望機種及び台数

- ウ 使用場所
- エ 引渡場所及び返納場所
- オ 借受希望日及び期間
- ② 移動電源車の借受を希望する場合
 - ア 借受申請者の氏名又は名称及び住所
 - イ 台数
 - ウ 使用目的及び必要とする理由
 - 工 使用場所
 - 才 借受期間
 - カ 引渡場所
- ③ 臨時災害放送局用機器の借受を希望する場合
 - ア 借受申請者の氏名又は名称及び住所
 - イ 希望エリア
 - ウ 使用目的
 - エ 希望する使用開始日時
 - オ 引渡場所及び返納場所
 - カ 借受希望日及び期間
- ④ 臨機の措置による手続きを希望する場合
 - ア 早急に免許又は許可等を必要とする理由
 - イ に係る申請の内容
- (3) 連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策推進室 (直通電話) 011-747-6451

第3節 災害広報·情報提供計画

被災者等への的確な情報伝達のための災害広報等については、本計画に定めるところによる。

第1 災害広報及び情報等の提供の方法

道、町及び防災関係機関等は、災害時において、町民に対して、正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の住民等の適切な判断による行動を支援する。

また、道及び町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

1 住民に対する広報等の方法

- (1) 町及び防災関係機関等は、報道機関(コミュニティFMを含むラジオ、テレビ(ハイブリッドキャスト)、有線放送、ワンセグ放送、新聞)への情報提供をはじめ、町防災行政無線(戸別受信機)、IP告知端末、緊急速報メール、登録制メール、広報車両、インターネット、SNS、スマートフォンアプリ、臨時災害放送局、掲示板、印刷物など、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。また、Lアラート(災害情報共有システム)で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。
- (2) 町及び防災関係機関等は、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力するものとする。
- (3) (1)の実施にあたっては、要配慮者への伝達に十分配慮する。
- (4) (1)のほか、道及び町は、北海道防災情報システムのメールサービスやLアラート(災害情報共有システム)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)を活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運営業者へ協力を求めること等により、効果的な情報提供を実施する。また、災害現場における住民懇談会等によって、一般住民及び被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させるものとする。

2 町の広報

町は、防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難、避難場所・避難所、医療機関、生鮮食料品店、ガソリンスタンド等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等についてボランティア団体やNPO等とも連携を図りながら、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

3 防災関係機関の広報

防災関係機関は、相互に連携し、それぞれの広報計画に基づき、住民への広報を実施する。

特に、住民生活に直結した機関(道路、交通、電気、上下水道、ガス、通信等)は、応急

対策活動と発生原因や復旧見込、復旧状況を道民に広報するとともに、道に対し情報の提供を行う。

第2 安否情報の提供

- 1 安否情報の照会手続
 - (1) 安否情報の照会は、道又は町に対し、照会者の氏名・住所(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)) や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行うものとする。
 - (2) 安否情報の照会を受けた道又は町は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。
 - (3) 安否情報の照会を受けた道又は町は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
ア	・被災者の同居の親族	・被災者の居所
	(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と	・被災者の負傷若しくは疾病の
	同様の事情にある者その他婚姻の予約者	状況
	を含む。)	・被災者の連絡先その他安否の
		確認に必要と認められる情報
1	・被災者の親族(アに掲げる者を除く。)	・被災者の負傷又は疾病の状況
	・被災者の職場の関係者その他の関係者	
ウ	・被災者の知人その他の被災者の安否情報	・被災者について保有している
	を必要とすることが相当であると認めら	安否情報の有無
	れる者	

- (4) 道又は町は、(3) にかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができるものとする。
- 2 安否情報を回答するに当たっての道又は町の対応 道及び町は安否情報を回答するときは、次のとおり対応するものとする。
 - (1) 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。
 - (2) 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。
 - (3) 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。
 - (4) 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れが

ある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者 の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第3 災害時の氏名等の公表

町	要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極
	的に情報収集を行うものとする。
道	道民の安全・安心の確保に資するため、氏名等の公表が救出・救助活動に資する場合
	に、別に定める「災害時の氏名等の公表取扱方針」に従い、災害時の氏名等の公表につ
	いて対応するものとする。

第4節 避難対策計画

災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置については、 本計画に定めるところによる。

第1 避難実施責任者及び措置内容

風水害、火災、山(崖)崩れ、地震、火山噴火、津波等の災害により、人命、身体の保護 又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、町長等避難実施責任者は、 次により避難指示等を発令する。

特に、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高 齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指 示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支 援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以 外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼び かける高齢者等避難を発令する必要がある。

なお、避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避 難指示及び緊急安全確保を夜間や暴風警報発表時に発令する可能性がある場合には、避難行 動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努めるものとする。

- 町長(基本法第60条) ↓(1) 町長は、災害時、警戒巡視等によって得られる情報の収集並び に過去の災害事例等を勘案し、住民の生命又は身体を災害から保 護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めると きは、直ちに必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、 次の指示を行う。
 - ① 避難のための立退きの指示
 - ② 必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の避 難場所の指示
 - ③ 緊急安全確保措置の指示
 - (2) 町長は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行 うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求 める。
 - (3) 町長は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに胆振総 合振興局長を通じて知事に報告する(これらの指示を解除した場 合も同様とする。)。

水防管理者(水防法第 29条)

- (1) 水防管理者(指定水防管理団体である町長)は、洪水、津波又 は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められると きは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべ きことを指示することができる。
- (2) 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その 状況を胆振総合振興局長に速やかに報告するとともに、当該区域 を管轄する警察署長にその旨を通知する。

知事又はその命を受け た道の職員(基本法第 60条・第72条、水防 法第29条、地すべり等 防止法第25条) (1) 知事(胆振総合振興局長)又は知事の命を受けた職員は、洪水若しくは高潮の氾濫若しくは地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。

また、知事(胆振総合振興局長)は洪水、高潮、地滑り以外の 災害の場合においても、町長が行う避難、立退きの指示について 必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難 所の開設、避難者の受入れ等については町長に委任する。

(2) 知事は、災害発生により町長が避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示に関する措置ができない場合は町長に代わって実施する。

警察官又は海上保安官 (基本法第 61 条、警察 官職務執行法第4条)

(1) 警察官又は海上保安官は、1の(2)により町長から要求があったとき、又は町長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要があると認めるときには、その立退き先について指示することができる。

その場合、直ちに、その旨を町長に通知するものとする。

(2) 警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を 避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場 合は所属の公安委員会にその旨報告するものとする。

自衛隊(自衛隊法第94 条等)

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさ に発生しようとしている場合において、町長、警察官及び海上保安 官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を 町長に通知しなければならない。

- (1) 住民等の避難等の措置等(警察官職務執行法第4条)
- (2) 他人の土地等への立入(警察官職務執行法第6条第1項)
- (3) 警戒区域の設定等(基本法第63条第3項)
- (4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等(基本法 第 64 条第 8 項)
- (5) 住民等への応急措置業務従事命令(基本法第65条第3項)

第2 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

1 連絡

町、道(胆振総合振興局)、北海道警察本部(苫小牧警察署)、第一管区海上保安本部(苫小牧海上保安署)及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡するものとする。

2 助言

(1) 町

町は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している札幌管区気象台及び室蘭地方気象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。

町は、避難指示等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。

さらに、町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の 専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

(2) 国や道の関係機関

町から助言を求められた国や道の関係機関は、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、道は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、町に積極的に助言するものとする。

また、国や道の関係機関は、その所掌する事務に関する助言を行うものとする。

なお、国及び道は、町長による水害時における避難指示等の発令に資するよう、町長 へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

3 協力、援助

(1) 北海道警察

町長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置 等に必要な協力を行うものとする。

(2) 第一管区海上保安本部

避難指示等が発せられた場合において、必要に応じ又は要請に基づき避難者等の緊急 輸送を行う。

第3 避難指示等の周知

町長は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難指示等の発令に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、防災行政無線(戸別受信機)、IP告知端末、北海道防災情報システム、Lアラート(災害情報共有システム)、テレビ(ハイブリッドキャスト)、インターネット、SNS、スマートフォンアプリ、広報車両等のあらゆる伝達手段の特徴を踏まえた複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動を とることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達 を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な 情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

- 1 避難指示等の理由及び内容
- 2 避難場所等及び経路
- 3 火災、盗難の予防措置等
- 4 携行品等その他の注意事項

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報
		避難情報等
警戒レベル 5	指定緊急避難場所等へ立退き避難することが	緊急安全確保
	かえって危険である場合、緊急安全確保する。	※必ず発令される情報
		ではない
警戒レベル4	危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内	避難指示
	安全確保)する。	
警戒レベル3	・高齢者等は危険な場所から全員避難(立退き	高齢者等避難
	避難又は屋内安全確保)する。	
	・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外	
	出を控えるなど普段の行動を見合わせ始め	
	たり、避難の準備をしたり、自主的に避難す	
	る。	
警戒レベル2	災害に備え自らの避難行動を確認する。	大雨・洪水・高潮注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報

第4 避難方法

1 避難誘導

避難誘導は、町の職員、消防職・団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、 指定避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「近隣の安全な場所」への避難や、 「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。特に、 台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから 災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努 めるものとする。

また、町の職員、消防職・団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全の確保に努めるものとする。

2 移送の方法

- (1) 避難は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、協定を締結した運送事業者等と連携し、町において車両、船艇等によって移送する。
- (2) 町は、避難者移送の実施が困難な場合、他の市町村又は道に対し、応援を求める。

(3) 道は、前記要請を受けた時は、関係機関に対する要請や協定を締結した運送事業者等との連携により被災者の移送について必要な措置を行う。

第5 避難行動要支援者の避難行動支援

1 町の対策

(1) 避難行動要支援者の避難支援

町長は、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を提供することに同意した者については、個別避難計画に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画を提供することに不同意であった者や個別避難計画が作成されていない者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報 や個別避難計画の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

(2) 避難行動要支援者の安否確認

町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む 避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

(3) 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた町地域防災計画等に基づき、 避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き 継がれるよう措置する。

また、町地域防災計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

- ① 指定避難所(必要に応じて福祉避難所)への移動
- ② 病院への移送
- ③ 施設等への緊急入所
- (4) 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への入居にあたり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

(5) 在宅者への支援

町は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

(6) 応援の要請

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接市町村等 へ応援を要請する。

2 道の対策

道は、町における要配慮者対策及び社会福祉施設等の状況を的確に把握し、各種の情報の提供、応援要員の派遣、他の市町村、他都府県及び国への応援要請等、広域的な観点から支援に努める。

また、災害時に町において福祉避難所を開設した場合、町の要請に応じて、必要な人材の派遣に努める。

第6 避難路及び避難場所等の安全確保

住民等の避難に当たっては、町の職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避 難場所等の安全確保のため支障となるものの排除を行う。

第7 被災者の受入れ及び生活環境の整備

町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わら ず適切に受け入れることとする。

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、速やかな指定避難 所の供与及び避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努める ものとする。

また、指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第8 指定緊急避難場所の開設

町は、災害時は、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急 避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

第9 指定避難所の開設

1 町は、災害時は、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底 を図るものとする。

なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。

また、要配慮者のため、必要に応じて指定福祉避難所を開設するものとする。指定避難 所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設について も、管理者の同意を得て避難所として開設する。

- 2 町は、指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、ホテル等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するように努めるものとする。特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して、親戚や友人の家等への避難を促す。
- 3 町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。
- 4 町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- 5 町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第 17 条の規定の適用除外措置があることに留意する。

- 6 町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して検討するよう努めるものとする。
- 7 避難所において収容人数を超過することがないよう、平時からホームページ等を含め、 効果的な情報発信の手段について検討する。
- 8 町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に道に報告し、道は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

第10 指定避難所の運営管理等

1 町は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、自治会、町内会及び避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。

また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとする。

2 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識 等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に 避難所を運営に関与できるように配慮するよう努めるものとする。

なお、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力に努めるものとする。

- 3 町は、避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に 応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努めるものとする。
- 4 町は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、 やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。
- 5 町は、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、町や道、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や

避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

6 町は、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとし、道においては、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保についての指針を示すなど、町に対する助言・支援に努めるものとする。なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。

また、町は、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

- 7 町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い 等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室 の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による 指定避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の 運営管理に努めるものとする。
- 8 町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、 女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問 わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意 喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものと する。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を 行うよう努めるものとする。
- 9 町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。
- 10 町及び道は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じてホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- 11 北海道警察は、避難期間等にかんがみて必要に応じ、避難所等を巡回し、相談及び要望等の把握に努めるものとする。
- 12 町及び道は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- 13 町は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。

また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。

- 14 町は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達の他、給食センターを活用するなど、体制の構築に努めるものとする。
- 15 町は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉 担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- 16 町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、

十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう 努めるものとする。

17 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者または感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、ほかの避難者とは区画と動線を分けるなど必要な措置を講じる。

第11 広域避難

1 広域避難の協議等

町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行う事ができるものとする。

2 道内における広域避難

町は、道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行うものとする。

- 3 道外への広域避難
 - (1) 町は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に対し当該他の都府県との協議を求めるものとする。
 - (2) 道は、町から協議の求めがあった場合、他の都府県と協議を行うものとする。
 - (3) 道は、町から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力(施設数、施設概要等)等、広域避難について助言を行うものとする。
 - (4) 町は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、①によらず、知事に報告した上で、 自ら他の市町村に協議することができるものとする。
- 4 避難者の受け入れ

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供する ことについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等を あらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

- 5 関係機関の連携
 - ① 町、道、運送事業者等は、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

第12 広域一時滞在

- 1 道内における広域一時滞在
 - (1) 災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在(以下、「道内広域一時滞在」という。) の必要があると認めるときは、町長は、道内の他の市町村長(以下、「協議先市町村長」という。) に被災住民の受入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。

- (2) 町長は、道内広域一時滞在の協議をしようとするときは、あらかじめ胆振総合振興局長を通じて知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。
- (3) 町長又は知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた協議先市町村長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、指定避難所を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受入決定をしたときは、直ちに指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知するとともに、速やかに、町長に通知する。

なお、協議先市町村長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。

- (4) 町長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに、知事に報告する。
- (5) 町長は、道内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知し、内容を公示するとともに、知事に報告する。
- (6) 協議先市町村長は、町長より道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。
- (7) 知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について 道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長の実施すべき措置を代わって実施 する。

また、町が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を当該町長に引き継ぐものとする。

なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、 代行を終了したときは代行した事務の措置について、町長に通知する。

2 道外への広域一時滞在

- (1) 被災住民について、道外における一時的な滞在(以下、「道外広域一時滞在」という。) の必要があると認めるときは、町長は、知事に対し、他の都府県知事(以下、「協議先知事」という。) に対し、被災住民の受入れについて協議することを求めることができるものとする。
- (2) 知事は、町長より道外広域一時滞在に関する要求があったときは、協議先知事に協議を行うものとする。

また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求めるものとする。

- (3) 道外広域一時滞在の協議をしようとするときは、知事は、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。
- (4) 知事は、協議先知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに町長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。
- (5) 町長は、知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。
- (6) 町長は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を 知事に報告し、及び公示するとともに避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する

機関に通知する。

- (7) 知事は、町長より道外広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速 やかにその旨を協議先知事に通知するとともに、公示するとともに内閣総理大臣に報告 するものとする。
- (8) 知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について 道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長より要求がない場合にあっても、 協議先知事との協議を実施する。
- 3 広域一時滞在避難者への対応

町及び道は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報 や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難 元と避難先の市町村における連携に配慮する。

4 内閣総理大臣による協議等の代行

内閣総理大臣は、災害の発生により町及び道が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在又は道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長又は知事の実施すべき措置を代わって実施するが、町又は知事が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに町長又は知事との事務の引き継ぎが行われるものとする。

第5節 応急措置実施計画

災害時において実施する応急措置については、本計画に定めるところによる。

第1 実施責任者

- 1 町長又はその委任を受けて町長の職権を行なう町の職員
- 2 消防機関、水防団の長及びダム管理者その他法令の規定に基づきその責任を有する者
- 3 警察官及び海上保安官
- 4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官
- 5 知事
- 6 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長
- 7 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長

第2 町の実施する応急措置

- 1 町長及びその所轄の下に行動する水防団長、消防機関の長及び防災に関係ある施設の管理者等は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令及び町地域防災計画等に定めるところにより、消防、水防、救助等の災害の発生の防御又は災害の拡大を防止するための所要の措置を講ずるものとする。
- 2 町長は、応急措置をはじめとする災害応急対策を実施するため、必要に応じて、道及び 他の市町村、関係機関等の協力を求めることができる。

第3 警戒区域の設定

町長(基本法第63条、	町長又はその委任を受けて町長の職権を行なう町の職員は、災
地方自治法第 153 条)	害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民
	等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると
	認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以
	外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、
	又は当該区域からの退去を命ずることができる。
消防吏員又は消防団員	火災又は水災を除く他の災害の現場においては、消防吏員又は
(消防法第 28 条・第 36	消防団員は、警戒区域を設定し、救護従事者その他総務省令で定
条)	める者以外の者に対して、当該区域からの退去を命じ、又はその
	区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。
水防団長、水防団員又は	水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員
消防機関に属する者(水	又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外
防法第 21 条)	の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、
	又は当該区域からの退去を命ずることができるものとする。
警察官又は海上保安官	(1) 警察官又は海上保安官は、町長又はその委任を受けて町長の
(基本法第 63 条、地方	職権を行なう町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者の
自治法第 153 条、消防法	要求があったときは、警戒区域を設定することができるととも
28 条・36 条、水防法第	に、直ちに警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外

21条)

- の者に対して、当該区域の立入りを制限し、若しくは禁止し、 又は当該区域からの退去を命ずることができる。その場合、直 ちに、警戒区域を設定した旨を町長に通知することとする。
- (2) 警察官は、火災(水災を除く他の災害について準用する。)の現場において、消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があつたときは、消防警戒区域を設定して、消防警戒区域内にある消防対象物又は船舶の関係者、居住者及びその親族でこれらに対して救援をしようとする者その他総務省令で定める者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。また、火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合、現場の警察官は、これを援助することとする。
- (3) 警察官は、水防上緊急の必要がある場所において、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

災害派遣を命ぜられた 部隊等の自衛官(基本法 第63条) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長又はその委任を 受けて町長の職権を行なう町の職員がその場にいない場合に限 り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ち に警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。

第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

天災、地変その他の災害に際し、人命又は財産保護のため必要がある場合に、知事及びその 他の災害派遣要請権者が自衛隊(指定部隊の長)に対し要請することができる自衛隊法第 83 条の規定による部隊等の災害派遣については、本計画に定めるところによる。

第1 災害派遣要請

- 1 派遣要請権者
 - (1) 知事(胆振総合振興局長)
 - (2) 海上保安庁長官
 - (3) 第一管区海上保安本部長

2 要請手続等

(1) 町長は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請権者に要求する。

この場合において、町長は、必要に応じてその旨及び町の地域に係る災害の状況を通知するものとする。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、速やかに文書を提出するものとする。

- ① 災害の状況及び派遣を要請する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ 派遣部隊が展開できる場所
- ⑤ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項
- (2) 要請権者は前項により派遣要求を受理し、その適否を審査して必要と認めた場合は速やかに指定部隊等の長に部隊の派遣を要請するものとする。
- (3) 町長は、人命の緊急救助に関し、要請権者に要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により要請権者と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知することができる。

ただし、この場合、速やかに要請権者に連絡し、上記(1)の手続を行なうものとする。

3 受入体制

町長は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう町担当者、連絡先を明確にするとともに、 避難支援など大部隊の派遣を受ける場合に備え、多数の車両、施設等が展開できる場所を 予め定めておくものとする。

4 調整

知事(胆振総合振興局長)は、町の行う派遣部隊の受入れについて、必要に応じて、使 用する施設、場所等について調整を行うものとする。

5 経費

- (1) 次の費用は、派遣部隊の受入側(町等)において負担するものとする。
 - ① 資材費及び機器借上料
 - ② 電話料及びその施設費

- ③ 電気料
- ④ 水道料
- ⑤ くみ取料
- (2) その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上、定めるものとする。
- (3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

第2 派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

- 1 被害状況の把握
- 2 避難の援助
- 3 遭難者等の捜索救助活動
- 4 水防活動
- 5 消防活動
- 6 道路又は水路の啓開
- 7 応急医療、救護及び防疫
- 8 人員及び物資の緊急輸送
- 9 炊飯及び給水
- 10 物資の無償貸付又は譲与
- 11 危険物の保安及び除去
- 12 その他

第3 自衛隊との情報交換

自衛隊は、収集した情報を必要に応じ関係機関に伝達するとともに、町長等においても災害情報について自衛隊に提供するものとする。

第4 自衛隊との連携強化

1 連絡体制の確立

町長、知事(胆振総合振興局長)は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、 予め要請(通報)手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努めるものとする。

連絡先	電話番号	内線
陸上自衛隊第7師団第7特科連隊	0123-23-5131	内線 2436
第2特科大隊		夜間 4410
陸上自衛隊第7師団司令部	0123-23-5131	内線 2276
		夜間 3301

2 連絡調整

町長、知事(胆振総合振興局長)は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊等の長と密接な連絡調整を行うものとする。

第5 災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法及び基本法並びにこれに基づく政令、総理府令及び訓令の規定による。知事等の要請により派遣された自衛隊は、警察官等職権を行う者がその場にいない場合に限り、次の措置を行うことができる。

なお、職権を行う場合、指揮官の命令によるものとする。但し、緊急を要し指揮官の命令 を待ついとまがない場合にはこの限りではない。

- 1 住民等の避難等の措置等(警察官職務執行法第4条)
- 2 他人の土地等への立入(警察官職務執行法第6条第1項)
- 3 警戒区域の設定等(基本法第63条第3項)
- 4 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等(基本法第64条第8項)
- 5 住民等への応急措置業務従事命令(基本法第65条第3項)
- 6 自衛隊用緊急運行車両の通行の確保のための車両等の移動等の措置命令等(基本法第 76 条の3第3項)

第7節 広域応援·受援計画

大規模災害発生時に、被災市町村単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、 災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、本計画に定めるところ による。

第1 市町村に対する応援(受援)

1 応援協定による応援

道内の市町村において大規模災害等が発生し、被災市町村単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」のほか、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき応援の実施を図る。

2 基本法による応援

被災市町村長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村 長に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応 援を求められた市町村長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならないこととされ ている。

3 受援

(1) 町

町は、大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」及び「むかわ町災害時受援計画」等に基づき、道や他の市町村の応援を要請するものとする。

(2) 消防機関

消防機関は、地震などによる大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に応援を要請する。

第2 他の都府県等からの応援要求への対応

1 知事は、災害発生都府県知事又は内閣総理大臣から、災害発生都府県知事や災害発生市町村長の応援を求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努める。

また、知事は、特に必要があると認められた場合、町長に対し、当該災害発生市町村長の応援を求めるものとする。

2 町長は、知事が、災害発生都府県知事又は内閣総理大臣から、他の都道府県の災害発生 市町村長の応援を求められたことにともない、知事から当該災害発生市町村長の応援につ いて求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努める。

第3 町が締結している自治体間の相互応援協定

協定先	協定名	締結年月日		
室蘭市、苫小牧市、登別市、	日本水道協会北海道地方支部道南地区	平成 10 年 12 月 1 日		
伊達市、厚真町、虻田町、浦	協議会災害時相互応援に関する協定			

河町、えりも町、早来町、追		
分町、様似町、静内町、三石		
町、白老町、壮瞥町、新冠町、		
平取町、門別町		
富山県砺波市	むかわ町、砺波市災害時相互応援協定	平成 19 年 4 月 23 日
北海道、北海道市長会、北海	災害時等における北海道及び市町村相	平成 20 年 6 月 10 日
道町村会	互の応援に関する協定	
日高町	災害時相互応援に関する協定	平成 20 年 7 月 1 日
苫小牧市、白老町、厚真町、	災害時広域相互応援に関する協定	平成 27 年 3 月 2 日
安平町		
熊本県御船町、兵庫県篠山	恐竜化石を活用した自治体連携に伴う	
市、兵庫県丹波市	基本協定	

第8節 ヘリコプター等活用計画

災害時におけるヘリコプター等の活用については、本計画に定めるところによる。

第1 町の対応等

町長は、ヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等の確保を整える とともに、活動に係る安全対策等を講じるものとする。

1 離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる 離着陸場を確保する。

2 安全対策

ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講じる ものとする。

第2 ヘリコプターの活用

消防防災へリコプターの活動内容は次のとおりである。

- 1 災害応急対策活動等
 - (1) 被災状況調査などの情報収集活動
 - (2) 救援物資、人員、資機材等の搬送
- 2 救急・救助活動等
 - (1) 傷病者、医師等の搬送
 - (2) 被災者の救助・救出
- 3 火災防御活動等
 - (1) 空中消火
 - (2) 消火資機材、人員等の搬送
- 4 広域航空消防防災応援活動

ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

第3 緊急運航の要請

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当し、 ヘリコプターによる活動を必要と判断する場合に、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」 に基づき知事に対し要請するものとする。

- 1 災害が隣接する市町に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- 2 町の消防力では災害防止が著しく困難な場合
- 3 その他へリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

第4 要請方法

1 要請方法

知事に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより提出するものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法
- (5) ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項
- 2 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

電話 011-782-3233 FAX 011-782-3234 総合行政情報ネットワーク電話 6-210-39-897、898

第5 報告

町長は、災害が終息した場合には、総括管理者(道危機管理監)に報告するものとする。

第6 救急患者の緊急搬送手続等

1 応援要請

町長は、知事に対して救急患者の緊急搬送のためにヘリコプターの運行を要請する場合は、「北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」に基づき行うものとする。

- 2 救急患者の緊急搬送手続き
 - ① 町長は、医療機関等から救急患者の緊急搬送のためのヘリコプターの出動要請を受けた場合、又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、知事に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請するとともに、胆振総合振興局及び苫小牧警察署にその旨を連絡するものとする。
 - ② ヘリコプターの要請は、本節第4に基づき行うものとする。
 - ③ 町長は、ヘリコプターの離着陸場を確保し、その安全対策を講ずるとともに、救急車等の手配を行うものとする。
 - ④ 町長は、知事から運航の可否、運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容 を依頼医療機関等に連絡するものとする。

第9節 救助救出計画

災害によって生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出については、本計画に定める ところによる。

なお、町をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たって は各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携のもとに実施する。また、住民 や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

第1 実施責任

1 町(消防機関)

町(救助法を適用された場合を含む。)は、災害により生命又は身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関等の救護所に収容する。

また、町は、救助力が不足すると判断した場合には、隣接市町村、道等の応援を求める。

2 道

道は、町を包括する機関として、広域的、総合的な調整を行うとともに、町から救助救 出について応援を求められ、必要があると認めたときは、その状況に応じ、自衛隊等防災 関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。

また、町のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。

3 北海道警察

被災地域において生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出を実施する。

4 第一管区海上保安本部

海上における遭難者の救助救出を実施する。

また、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、陸上における 救助・救出活動等について支援する。

第2 救助救出活動

1 被災地域における救助救出活動

町(消防機関)及び北海道警察は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であること を踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するもの とする。

2 海上における救助救出活動

第一管区海上保安本部は、海上災害が発生した場合、速やかに巡視船艇及び航空機により、海上における遭難者の救助活動を実施する。

第10節 医療救護計画

災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり又は著しく不足、若しくは医療機構が混乱した場合における医療救護の実施については、本計画に定めるところによる。

第1 基本方針

1 医療救護活動は、災害急性期においては、災害派遣医療チーム (DMAT) を被災地等 に派遣することとし、亜急性期以降においては、道又は町が設置する救護所等において、 救護班が実施することを原則とする。

また、精神保健医療については、災害発生直後から中長期にわたり必要に応じて災害派 遣精神医療チーム(DPAT)を派遣する。

- 2 救護班及び災害派遣医療チーム (DMAT) の業務内容は、次のとおりとする。
 - (1) トリアージ
 - (2) 傷病者に対する応急処置及び医療
 - (3) 傷病者の医療機関への搬送支援
 - (4) 災害時に都道府県が設置するSCU (広域搬送拠点臨時医療施設) における広域医療 搬送や地域医療搬送に関する調整
 - (5) 助産救護
 - (6) 被災現場におけるメディカルコントロール(災害派遣医療チーム(DMAT)のみ)
 - (7) 被災地の災害拠点病院、広域医療搬送拠点等での医療支援(災害派遣医療チーム(D MAT)のみ)
- 3 災害派遣精神医療チーム(DPAT)の業務内容は、次のとおりとする。
 - (1) 傷病者に対する精神科医療
 - (2) 被災者及び支援者に対する精神保健活動

第2 医療救護活動の実施

1 町

- (1) 町は、災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、自ら救護班を編成し、 又は道その他の関係機関(「災害時の医療救護活動に関する協定」に基づく一般社団法 人苫小牧市医師会を含む。)に協力を要請する。
- (2) 町は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

2 道

- (1) 道は、災害発生時に町からの支援要請による保健医療福祉活動チーム(災害対策に係る保健医療福祉活動を行うチームをいう。)の派遣、受入れ等を円滑に実施するため、保健医療福祉活動の総合調整を行う「保健医療福祉調整本部」を設置し、保健医療福祉活動を円滑に行うための体制の整備に努める。
- (2) 道は、救助法を適用した場合、又は町から医療救護に関する協力要請があった場合で 医療救護活動を必要と認めたときは、適時適切な場所に救護所を設置する。

また、避難所の設置が長期間にわたる場合には、必要に応じて避難所に救護センター

を併設する。

第3 輸送体制の確保

1 救護班及び災害派遣医療チーム (DMAT)

救護班及び災害派遣医療チーム(DMAT)の移動手段についてはそれぞれの機関等で行うものとするが、道路の損壊などにより移動が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道の所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

2 重症患者等

重症患者等の医療機関への搬送は、原則として胆振東部消防組合が実施する。

ただし、消防機関の救急車両が確保できないときは、道、町又は救護班が確保した車両により搬送する。道路の損壊などにより搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道の所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

4 医薬品等の確保

(1) 町

町は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材、暖房用燃料等については、備蓄医薬品等の活用又は業者等からの調達により確保する。但し、医薬品等の不足が生じたときは、道又は関係機関にその確保について要請する。

(2) 道

道は、町から医薬品等の供給について要請を受けたときは、道が備蓄する医薬品等を供給するほか、医薬品等の調達について関係機関・団体に対し要請又は斡旋を行うとともに、 状況に応じて道立医療機関が所有している医薬品等を供給する。

(別表1) 町内医療機関

医療機関	所在地	電話	病床数
むかわ町鵡川厚生病院	美幸1丁目86番地	42-2033	40 床
むかわ町国保穂別診療所	穂別 81 番地 8	45-2121	19 床

第11節 防疫計画

災害時における防疫については、本計画に定めるところによる。

第1 実施責任

町及び道は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携 して対策方針を定め、防疫体制の具体的な確立を図る。

1 町

- (1) 感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い実施する。
- (2) 町を管轄する保健所長の指導のもと集団避難所等において住民に対する保健指導等を 実施する。

2 道

- (1) 感染症の発生を予防し、またはまん延を防止するため必要と認めるときは、感染症の 予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律114号以下「感染症 法」という。)に基づく防疫措置を実施する。
- (2) 町が実施する防疫に関する業務を指導、支援し、かつその総合調整を行う。

第2 防疫の実施組織

災害防疫実施のための各種作業実施組織として、町長及び知事は、次の班等を編成してお くものとする。

- 1 防疫班の編成
 - ① 町長は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のための防疫班を編成するものとする。
 - ② 防疫班は、おおむね衛生技術者 1 名、事務職員 1 名、作業員 $2 \sim 3$ 名をもって編成するものとする。
- 2 検病調査班の編成
 - ① 知事は、検病調査等のため検病調査班を編成するものとする。
 - ② 検病調査班は、医師1名、保健師1名(又は看護師)その他職員1名をもって編成するものとする。

ただし、知事は調査班の稼働能力を考慮し、緊急度に応じ必要と認められるときは、 保健師(看護師)1名、その他の職員1名等をもって編成する複数の班を医師が統括す ることができるものとする。

第3 感染症の予防

- 1 知事は、感染症予防上必要があると認めるときは、町における災害の規模、態様に応じ、 その範囲、期間を定めて次の事項について指示及び命令を行う。
 - (1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示(感染症法第27条第2項)
 - (2) ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示(感染症法第28条第2項)
 - (3) 生活の用に供される水の使用制限等に関する指示(感染症法第31条第2項)

- (4) 物件に係る措置に関する指示(感染症法第29条第2項)
- (5) 公共の場所の清潔方法に関する指示
- (6) 臨時予防接種に関する指示(予防接種法第6条及び第9条)

2 検病調査及び保健指導等

検病調査班は、次の要領により検病調査及び保健指導等を実施するものとする。

- (1) 検病調査は、滞水地域においては通常2日に1回以上、集団避難所においては、市等 と連携し、少なくとも1日1回以上行うこと。
- (2) 町地区内の衛生組織、その他関係機関の協力を得て防疫情報の早期把握に努めること。
- (3) 検病調査の結果、必要があるときは、当該者に対し医療機関受診指導等の保健指導を実施すること。

3 予防接種

知事は感染症予防上必要なときは、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施し、 又は町長に実施させるものとする。

4 清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、知事は必要に応じ、町長に 管内における道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施させるものとする。

5 消毒方法

町長は、感染症法第27条第2項の規定に基づく知事の指示のあったときは、感染症法施行規則第14条及び平成16年1月30日付け健感発第0130001号「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施するものとする。

6 ねずみ族、昆虫等の駆除

町長は、感染症法第 28 条第 2 項の規定に基づく知事の命令があったときは、感染症法施 行規則第 15 条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施するものとす る。

7 生活用水の供給

町長は、感染症法第31条第2項の規定による知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、ろ水機によりろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施するものとする。なお、供給量は1日1人当たり約20リットルとすることが望ましい。

8 一般飲用井戸等の管理等

飲用水に飲用井戸等を利用している場合において、町長は、当該井戸等の設置者等に対し、北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導徹底するものとする。

第4 指定避難所等の防疫指導

町長は、指定避難所等の応急施設について、次により防疫指導等を実施するものとする。

1 健康調査等

指定避難所等の管理者、町内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握 するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

2 清潔方法、消毒方法等の実施

保健所長の指導のもと、指定避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等によりトイレ、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

3 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従するものとする。

また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させるものとする。

4 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させるものとする。

第6 家畜防疫

被災地の家畜防疫は知事が行うものとする。

第12節 災害警備計画

災害時において、住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために 必要な警戒、警備については、北海道警察及び第一管区海上保安本部が実施する警戒、警備の ほか、本計画に定めるところによる。

第1 事前措置

1 警察官の出動要請

町長は、基本法第 58 条の規定に基づき、警察官の出動を求める等応急措置の実施に必要な準備を要請する場合は、次の事項を記載した文書(緊急を要する場合は、電話等で要請しその後速やかに文書を提出する。)により苫小牧警察署長を経て北海道警察本部長に対して行うものとする。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の種別及び人数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) その他派遣についての必要事項
- 2 町長の要求により行う事前措置

苫小牧警察署長は、町長からの要求により基本法第 59 条の規定に基づき事前措置について指示を行ったときは、直ちにその旨を町長に通知するものとする。この場合、町長が当該措置の事後処理を行うものとする。

第2 災害警備体制の確立

災害が発生した場合、関係機関が相互に連携し、警備体制を確立して、災害情報の収集及 び住民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序を維持する。

1 災害情報の収集及び伝達

災害警備活動に必要な情報を収集するとともに、収集した情報を必要により関係 機関に伝達する。

2 避難の指示等

警戒区域の設定及び避難指示については、警察署等と連携して行う。

なお、詳細については、第4節第2項「警戒区域の設定」、第5節「避難救出計画」に 準じる。

第2 被災地・避難所の警備

犯罪の予防及び取締り等のため、警察署等と連携し、被災後の無人化した住宅街、商店街等のパトロールを強化し、定期的な巡回を行う。

第3 大規模停電災害対策

大規模停電災害により、町民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、または生じる恐れがある場合には、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策について努めるものとする。

第13節 交通応急対策計画

災害時における道路交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速 に実施するための交通の確保については、本計画に定めるところによる。

第1 交通応急対策の実施

発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、 あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。

道路啓開については、北海道道路啓開計画【第2版】(令和4年12月 北海道道路啓開計画検討協議会)に基づき実施する。

1 町(消防機関)

(1) 町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。

また、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

- (2) 消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- (3) 消防吏員は、(2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件 を破損することができる。

2 北海道開発局

国道及び高速道路(直轄区間)の路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止する ため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止し、 又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図る。

3 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社が管理している道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止、又は制限し、交通の確保を図る。

4 道

- ① 道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険個所等を把握するとともに、障害物の除去に努めるものとする。
- ② 交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める。
- 5 北海道公安委員会(北海道警察)
 - (1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路(高速道路を含

- む。)における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、また、災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。
- (2) 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより 災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の 占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命 ずることができる。
- (3)(2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が 現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置 をとることができる。

6 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長等、警察官及び海上保安官がその場にいない時に次の措置をとることができる。

- (1) 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施すること。
- (2) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去を命ずること。
- (3) 現場の被災工作物等の除去等を実施すること。

第2 道路の交通規制

1 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会(北海道警察)は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

- (1) 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間
- (2) 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- (3) 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無
- 2 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

- (1) 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- (2) 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。
- 3 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、 関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図る。

第3 放置車両対策

1 北海道公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者又は漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、 放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

- 2 道路管理者又は漁港管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者又は漁港管理者は、自ら車両の移動等を行うものする。
- 3 道は、道路管理者である町に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の 通行ルートを確保するために、広域的な見地から指示を行うものとする。

第14節 輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策 要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送(以下「災害時輸送」という。) を迅速かつ確実に行うために必要な措置事項については、本計画に定めるところによる。

第1 輸送の方法

1 道路輸送

災害時輸送は一次的には町の所有する車両等を使用し、被災地までの距離、被害の状況 等により、町の所有する台数で不足する場合は、他の関係機関に応援を要請し、又は民間 の車両の借上げを行うなど、災害時輸送の万全を期する。

町有車両、営業用車両、燃料調達先は別表第1及び別表第2のとおりとする。

2 緊急道路輸送ネットワーク

災害直後の救命・救助・消防活動やその後の復旧活動・避難者支援など、被災地での活動や支援など必要な人員や物資の輸送を効率よく円滑に実施するため、防災拠点と結ばれている道路に位置づけしたもの。

3 空中輸送

地上(陸上)輸送の全てが不可能な事態が生じた場合又は救急患者輸送及び山間へき地などで緊急輸送の必要が生じたとき、または、緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、町長は、知事に対し、消防防災ヘリコプターの派遣を要請するものとする。

(1) 物資投下可能地点

各避難所として指定する各小中高等学校の校庭とし、その都度定める。

(2) ヘリコプター発着場所

ヘリコプターが発着可能な場所は、次のとおりとし、臨時離着陸場所等の条件は別記 1のとおりとする。

発 着 場 所	所	在	地	備	考		
鵡川中央小学校グラウンド	むかわ町	むかわ町花園1丁目 14 番地			離着陸可能地点		
(旧) 宮戸小学校グラウンド	むかわ町'	宮戸 280 番地	1 2	離着陸可能地点			
鵡川中学校グラウンド	むかわ町	文京4丁目2	番地	指定離	着陸場		
鵡川高等学校グラウンド	むかわ町	福住4丁目2	番地	離着陸可	「能地点		
宮戸地区水防拠点	むかわ町宮戸 1356 番地 1			ヘリポート設備あり			
穂別野球場	むかわ町穂別 448 番地 9			離着陸可能地点			
穂別小学校グラウンド	むかわ町穂別 114 番地 2			離着陸可能地点			
(旧)仁和小学校グラウンド	むかわ町	穂別仁和 344	離着陸可能地点				
(旧)富内小学校グラウンド	むかわ町	穂別富内 91	離着陸可能地点				
(旧)和泉小学校グラウンド	むかわ町穂別和泉			離着陸可能地点			
(旧)稲里小学校グラウンド	むかわ町	穂別稲里 224	離着陸可能地点				
鵡川左岸ヘリポート	穂別橋上	流 100m	ヘリホ゜ート割	と備あり			

富内銀河会館ヘリポート	むかわ町穂別富内81番地15	ヘリポート設備あり
むかわ穂別ICヘリポート	むかわ町穂別 233 番地	ヘリポート設備あり

4 鉄道輸送

北海道旅客鉄道株式会社の協力を得て、鉄道輸送を行うものとする。

5 人力輸送

災害の状況により車両による輸送が不可能な事態が生じたときは、本章第30節「労務供給計画」の定めるところにより、人力による輸送を行うものとする。

6 舟艇輸送

水害時における水中孤立者の救出、水中孤立者に対する食糧の供給等必要がある場合は、 消防機関に要請して舟艇により輸送を行うものとする。

第3 輸送の範囲

- 1 被災者を避難させるための輸送
- 2 医療及び助産で緊急を要する者の輸送
- 3 被災者救出のために必要な人員、資器材の輸送
- 4 飲料水の運搬及び給水に必要な人員、資器材等の輸送
- 5 救援物資等の輸送
- 6 その他本部が行う輸送

第4 輸送状況の記録

輸送を実施した場合は、様式1により記録しておかなければならない。

別表第1 車両の確保

車種	台数	乗車定員	備考
バス (大型)	2台	50 人、65 人	町民生活課管理
バス (中型)	2台	37人	町民生活課管理
マイクロバス	1台	28人	町民生活課管理
ワゴン車	2台	10人	町民生活課管理
バス (大型)	1台	5 5 人	企画町民課管理
バス (中型)	1台	3 7 人	企画町民課管理
マイクロバス	1台	28人	企画町民課管理
ワゴン車	3台	10人、15人	企画町民課管理
トラック (3t)	1台	3人	経済建設課管理
ダンプトラック(7t)	2台	3 人	経済建設課管理
グレーダー	1台	2 人	経済建設課管理
タイヤドーザー	2台	2人	経済建設課管理
除雪トラック (7 t)	1台	3 人	経済建設課管理

別表第2 燃料の調達

調	達	先	所	在	地	電話番号	取 扱 品 目
鵡川農業	鵡川農業協同組合			むかわ町文京2丁目2番地			ガソリン、軽油、灯油
給油所			43 7 47 FT X	11 2 1 11	2 181.10	42-2275	重油、LPガス
北海道エ	ネルギ	一 (株)	むかわ町美	去3十日	5 釆州	42-2154	ガソリン、軽油、灯油
鵡川営業	美所		4777月天日	± 0 1 ¤	0 街地	42 2104	重油
アネザ:	キオイ	ルサー					ガソリン、軽油、灯油
ビス(树	k) ※小	、口燃料	むかわ町美	幸1丁目	15番地	42-2527	重油
配送拠点	₹						里仰
松田エネ	ベルギー	- (株)	むかわ町田洋	甫673	番地	42-4423	灯油、重油
日高エア・	ウオーター	(株)	よるなも町半	キュ アロ	1 0 至 州	40.0004	に油 ID ガラ
むかわか	ービスセン	ター	むかわ町美	表 I 1 日	1 2 街地	42-2024	灯油、LP ガス
穂別石油	由販売㈱	∜洲口			45-2618	ガソリン、軽油、灯油	
燃料配送	き拠点		むかわ町穂別15-1			45-2016	重油
JAとま	こまい	広域	むかわ町穂別	11 1 5 1	_ 1	45-2014	ガソリン、軽油、灯油
穂別給油	所		27747円 徳久	714 0 4	— I	45-2014	重油、LP ガス
日高エア・	ウオーター(㈱むかわ	ナッから町舗り	II 16 平1	Иı	45-2425	LP ガス
穂別サービ	スセンター		むかわ町穂別	71,40 街』	<u>E</u>	40-2420	
北海道コ	ニナシ゛ティ	ック㈱穂	むかわ町穂別	- - - -	1	45-7377	LP ガス
別出張亨	f		幻りは 147円 徳方	ט פ _{עיק} –	T	40-1011	

(※) 石油備蓄法に基づき拠点病院や避難所等への燃料供給を行う給油所(SS)

様式1

輸送認録簿

かかわ町

		輸	送	借	上	等		修			Á	善	燃		備
輸送		区	間	使用耳	車両等		事故	女車両	等	修繕	修	故障		実	
	目						名称	所有	了者		繕	の	料	支	
月日	的	(距	離)	種類	台数	金額	番号	氏	名	月日	費	概要		出	
													費	額	考
						円					円		円	円	
·///	l	·///	^~~	/ ///////	·····	!	·////	·///	^^^^	·////	///	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	·//	·//	\\\\
·····	·····	////	^///		~~~~~ <u> </u>	~~~~~i	^^^^i	·///	^^^^ì	~~~~ <u>í</u>	~~~	·····	~~ <u>`</u>	~~~	~~ <u>`</u>

- (注) 1 「目的」欄は主たる目的(又は救助の種類名)を記入すること。
- 2 都道府県又は市町村の車両等による場合は「備考」欄に車両番号を記入すること。
- 3 借上車両等による場合は有償無償を問わず記入すること。
- 4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
- 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

別記1 (北海道消防防災ヘリコプター臨時離着陸場所の条件等)

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

〒007-0852 札幌市東区栄町964番地(陸上自衛隊丘珠駐屯地内)

Tel $0 \ 1 \ 1 - 7 \ 8 \ 2 - 3 \ 2 \ 3 \$ FAX $0 \ 1 \ 1 - 7 \ 8 \ 2 - 3 \ 2 \ 3 \ 4$

道防災行政無線 6-210-39-897,898

北海道消防防災ヘリコプター臨時離着陸場所選定条件

離着陸帯の広さ

- ・密集地においては21~~×17~~の確保ができること。
- ・非密集地においては18~×14~の確保ができること。 非密集地とは、周囲に民家や他の構築物がなく、広く開放されている場所で、これ以外 の場所は、全て密集地として扱う。

周囲の障害物の状況

・離着陸帯を中心として、その周囲 5 0 0 % 先まで 1 / 8 の 勾配 (約 7. 1°) の傾斜面状 に出る障害物がないこと。

この条件を満足できない場合は、少なくとも相対する2方向(なるべく恒風方向)において、この条件を満足すること。

離着陸帯の条件

- ・平坦な場合であり、かつヘリコプターの重量に耐える地盤の強度が確保できること。
- ・地盤の緩い草地等については、転圧をするか、ロードマット又は鉄板等を敷設する。
- ・離着陸帯及びその周辺は、ヘリコプターのローター吹き出し風(ダウンウオッシュ)に よって飛散するようなものがないように、整理されていること。

その他の参考事項

- ・グラウンド等の場合、地表面が乾燥している時は砂塵の巻き上げ防止のため、十分な散 水を行う必要があること。
- ・離着陸帯中央に直径10%の正円とHのマークを石灰、ペンキ等でマーキングすることが可能なこと。
- ・救急車等の車両の出入りのよい場所であること。
- ・通信連絡手段を確保できること。

第15節 食糧供給計画

災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給については、本計画に定める ところによる。

第1 実施責任

町は、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達、配給及び給付対策を実施する。 道は、必要に応じて、食料の調達・供給の決定と調整を図る。

北海道農政事務所は、農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認 等を実施する。

第2 食料の供給

1 町

町は、町地域防災計画に従い、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達及び配給を直接行うものとするが、町において調達が困難な場合、町長は、その確保について 胆振総合振興局長を通じて知事に要請する。

なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知)第4章 I 第11の規定により、農林水産省農産局長(以下「農産局長」という。)に直接、又は、胆振総合振興局長を通じて知事に対し、政府所有米穀の緊急の引渡を要請する。

2 道

知事は、町長から要請があったとき又は、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、被災地域に過不足なく食料が供給されるよう十分な配慮のもと、食料を調達し、町に供給するとともに、供給すべき食料が不足するときは、政府対策本部(内閣府)に対し食料の調達を要請する。

また、道は、支援物資を要する際に無償・有償の区分を明確化するとともに、町への提供にあたっては、事前に経費負担の有無を明示する。

なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知)第4章I第11の規定により、農産局長から災害救助用米穀を確保し、町に供給するとともに、その受領方法等について指示する。

3 北海道農政事務所

町及び道と十分連絡を取りつつ、農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等を実施する。

第3 炊き出し

被災者及び災害応急対策に従事している者に対する炊き出しは、町が行うが、必要に応じて各団体の協力を求めて実施するものとする。

1 協力団体

鵡川農業協同組合女性部、鵡川漁業協同組合女性部、むかわ町商工会女性部、ボランテ

ィアさつき会・むかわ町日本赤十字奉仕団、株式会社日総、穂別地区自治会婦人部連絡協議会、とまこまい広域農業協同組合女性部(穂別支所)

2 炊き出し施設

施設名	所在地	管理責任者	電話番号	1回の能力
ふれあい町民会館	松風3丁目31番地	むかわ町長	42-2095	150 食
若草町民会館	駒場 127 番地	むかわ町長	42-3277	100 食
学習交流センター	福住2丁目180番地	教育委員会	42-3293	100食
ム・ペツ館	末広2丁目38番地6	むかわ町長	42-5959	150 食
川西第1集落センター	田浦 199 番地 11	むかわ町長	42-4679	100食
川西第2集落センター	豊城 311 番地 36	むかわ町長	42-3278	100食
春日生活館	春日 190 番地 2	むかわ町長	42-4505	100食
川東第1集落センター	宮戸 715 番地 2	むかわ町長	42-2777	100食
川東第2集落センター	生田 441 番地 3	むかわ町長	42-2240	100 食
四季の館	美幸3丁目3番地1	むかわ町長	42-4171	200 食
穂別町民センター	穂別2番地1	むかわ町長	45-2111	100 食
穂別ふれあい健康センター	穂別 81 番地	むかわ町長	45-3326	110 食
仁和会館	穂別仁和 339 番地 1	むかわ町長	44-5089	50 食
栄生活館	穂別栄 71 番地 7	むかわ町長	44-5258	50 食
和泉上生活館	穂別和泉 226 番地 16	むかわ町長	45-2909	50 食
中央生活館	穂別和泉 76 番地 1	むかわ町長	45-3223	50 食
豊田生活館	穂別豊田 294 番地 13	むかわ町長	45-3630	50 食
富内銀河会館	穂別富内 81 番地 15	むかわ町長	46-6040	100 食
安住生活館	穂別安住 72 番地 2	むかわ町長	46-6211	50 食
稲里生活館	穂別稲里 243 番地 2	むかわ町長	45-3732	50 食

3 受給者名簿

食糧の供給をしたときは、炊き出し受給者記録名簿を作成し、受給者氏名、年月日、給食内容等を記録するものとする。

炊き出し受給者記録名簿

受給者名	名 世帯主 供給月日 -		主	備考		
又和有有			朝	昼	夜	(経費等)

第16節 給水計画

災害発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧については、本計画に定めるところによる。

第1 実施責任

1 町

給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水 及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

(1) 個人備蓄の推進

町は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において準備 しておくよう、住民に広報していくものとする。

(2) 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、浄水場の貯留水を主体として供給するものとする。

(3) 給水資機材の確保

町は災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車を所有機関から調達して、給水に当たるものとする。

2 道

町の水道施設等が被災し広範囲にわたって断水となったときは、自衛隊その他関係機関の応援を得て応急給水についての調整を図るとともに、復旧資機材の調達の調整、給水関始の指導を行う。

第2 給水の実施

- 1 給水の方法
 - (1) 輸送による給水

給水車(給水タンク車・散水車・消防タンク車等)により補給水源から取水し、被災 地域内へ輸送のうえ、住民に給水するものとする。

この場合、散水車、消防タンク車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

(2) 浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給するものとする。

(3) 家庭用井戸等による給水

被災地付近の家庭用井戸水について水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、その付近の住民に飲料水として供給するものとする。

なお、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、消毒その他の方法により衛生 上無害な水質とし、供給する。

2 応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道へ飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。

また、知事は、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず町に対する応急給水について必要な措置を講ずる。

第3 住民への周知

給水を実施するにあたっては、給水拠点の設置場所に看板の設置、広報車の巡回、各自治会・町内会等への文書等により、次の内容を地域住民に周知する。

- 1 運搬給水車で給水する旨、又は給水拠点の設置場所及び給水方法
- 2 水道施設の被害の状況及び復旧見込み
- 3 給水以外の水を利用する場合の注意事項、その他必要な事項

第4 給水資機材保有状況(事前にタンク内の清掃、消毒を行うこと。)

種別	2	タ		ン		ク			
所有先	1 0 0	200	500ℓ	1 m³	2 m³	3 m^3	1 0 m ³		
経済建設課	1,600 個	15 個	2 個	1 台	2 台				
消防タンク車					1 台	1 台	1 台		

[令和5年6月現在]

第5 水道施設

水 道 施 設 名	水源所在地	日最大供給水量 (m³)
春日浄水場	むかわ町春日 251 番地	2, 440
汐見一区飲料水供給施設	むかわ町汐見 581 番地	110
汐見共同井戸	むかわ町汐見 188 番地 1	40
穂別地区簡易水道		1,800
(穂別水源)	むかわ町穂別 138 番地 4	(546)
(仁和水源)	むかわ町穂別仁和 302 番地 6	(227)
(稲里水源)	むかわ町穂別稲里 415 番地 1	(1, 027)
富内地区簡易水道	むかわ町穂別富内 89 番地 17 地	120
	先	
平丘地区共同井戸	むかわ町穂別平丘36番地1	14
安住第1地区共同井戸	むかわ町穂別安住1番地1	17. 4
安住第2地区共同井戸	むかわ町穂別安住 292 番地 4	19. 6
福山地区共同井戸	むかわ町穂別福山 158 番地	13
富内第2地区共同井戸	むかわ町穂別富内 114 番地 2 地	9.6
	先	

第17節 衣料、生活必需物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与並びに物資の供給については、本計画に定めるところによる。

第1 実施責任

1 町

救助法を適用した場合の被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、 町長が実施する。

なお、救助法が適用されない場合の被災者に対する物資の供給は、その都度、町長が行 うものとする。

(1) 物資の調達、輸送

- ① 地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。
- ② 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。
- ③ 生活必需品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておく等、迅速に調達できる方法を定めることとする。

2 道

知事は、災害時における災害救助用物資について、町長等の要請に基づき斡旋及び調達 を行うものとする。

なお、町における物資が不足し災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず物資を確保し輸送する。

また、災害時に備え、生活必需品を取り扱う業者等と迅速に調達できるよう事前に連絡 調整を行う。

町長に物資を配分速達するときは、無償・有償の区分を明確化するとともに、配分計画表を作成し、この計画表に基づいて給与又は貸与するよう助言する。

第2 実施の方法

町長は、災害により日常生活に必要な衣料、生活必需品等を失った者に対し、被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を給与又は貸与するものとする。

1 物資購入及び配布計画

世帯構成員別被害状況(別表第1)を把握し、救護物資を調達し、これらの物資について物資購入(配分)計画(別表第2)をにより、給(貸)与にあたる。

2 物資の調達

物資の調達は、町内で行う。ただし、町内で調達困難な場合は近隣市町又は道に依頼し、調達する。

3 救援物資の集積場所

調達物資又は道からの救援物資の集積場所は、町長の指示により、これを定める。

4 物資の給与又は貸与

町長は、区域毎に物資の総責任者を定め、各区域の地区責任者の協力を求め、物資受払 簿(別表第3)により迅速かつ的確に実施するものとする。

なお、救護法による救助物資とその義援物資とは実際上及び書類上明確に区分し処理するものとする。

5 受給者名簿

生活必需品等を給(貸)与したときは、物資給与及び受領簿(別表第4)を作成し、受給者氏名、年月日、内容等を記録するものとする。

6 費用の限度

救助法の基準による。

第3 給与又は貸与物資の種類

次に示す物資のうち災害の規模等により町長が必要と認めた物資とする。

- 1 寝具(毛布、布団等)
- 2 外衣(作業衣、婦人服、子供服等)
- 3 肌着 (シャツ、ズボン下等)
- 4 身の回り品 (タオル、手拭き等)
- 5 炊事道具(鍋、釜、包丁、バケツ等)
- 6 食器(茶碗、汁碗、皿、はし等)
- 7 日用品(石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等)
- 8 光熱材料(マッチ、ローソク、薪、木炭、石油等)

第4 給与又は貸与期間

災害発生の日から10日以内に行うものとする(救助法施行細則第2条別表第一)。

第5 生活必需物資の確保

災害応急対策実施責任者は、その所掌する物資供給に必要な数量の確保を図るものとし、 関係する卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又は斡旋を求めるものとする。

第6 日本赤十字社北海道支部における災害救援物資の備蓄

被災者の救援用物資として備蓄しているものは次のとおりである。

- 1 毛布
- 2 緊急セット
- 3 拠点用日用品セット
- 4 安眠セット

別表第1

世帯構成員別被害状況

年		日									
世帯構成員	1	2	3	4	5	6	7			小	中
別	人	人	人	人	人	人	人		計	学	学
	世	世	世	世	世	世	世			校	校
	帯	帯	帯	帯	帯	帯	帯				
被害別											
全 壊(焼)											
流 失											
半 壊 (焼)											
床上浸水											

別表第2

物資購入(配分)計画表

世帯				1 人	、世	—— 帯		2 人	世	—— 帯	3	人-	世帯	ļ.	4人世帯			
						円				円								円
			数	世	所	金	数	世	所	金	数	世	所	金	数	世	所	金
品	単	区		帯	要			帯	要			帯	要			帯	要	
名	価	分	量	数	額	額	量	数	額	額	量	数	額	額	量	数	額	額
		計																

別表第3

物 資 受 払 簿

むかわ町

П 4							救助	法物資
品名								• 無
受	1		入	払				出
月 日	受入先	数量	担当者	月 日	払出先	給与•	数量	担当者
						貸与		
•				•		給・貸		
•				•		給・貸		
•				•		給·貸		
•				•		給・貸		
•				•		給・貸		
•				•		給·貸		
•				•		給・貸		
•				•		給·貸		
•				•		給・貸		
•				•		給・貸		
•				•		給・貸		
•				•		給・貸		
•				•		給・貸		
•				•		給・貸		
•				•		給・貸		
•				•		給・貸		
•				•		給・貸		
•				•		給・貸		
•				•		給・貸		
•				•		給・貸		
•				•		給・貸		
•				•		給・貸		
•				•		給・貸		
•				•		給・貸		
計				計				

物資給与及び受領簿

住家被害程度区分	
i e e e e e e e e e e e e e e e e e e e	

災害救助物資として、下記内訳のとおり受領しました。

年 月 日

住 所

世帯主 氏

名 印

給与年月日	品名	数量	備考	給与年月日	品名	数量	備考

第18節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料(LPGを含む)の供給については、本計画に定めるところによる。

第1 実施責任

1 町

町長は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。 また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等における石油類燃料の確保に努めるものとする。

- (1) 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。
- (2) 地域の協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定めることとする。
- (3) 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。
- (4) LPGについては、北海道エルピーガス災害対策協議会と締結した「災害等の発生時におけるむかわ町と北海道LPガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定」に基づき、応急・復旧活動の支援を得るものとする。

(2) 道

知事は、災害時における石油類燃料について、災害時に町長等からの要請に基づき、北海道石油業協同組合連合会に対し、重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行う。

また、町等の要請に備え、北海道石油業協同組合連合会と迅速に調達できるよう連絡調整を行うとともに、石油の備蓄の確保に関する法律の規定に基づく経済産業大臣からの勧告がなされた場合、石油連盟に対し、道が指定する重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行う。

2 石油類燃料の確保

- (1) 町は、苫小牧地方石油業協同組合と締結した「災害時における燃料の供給等に関する協定」に基づき石油類燃料の確保を図るものとする。
- (2) 知事は、石油類燃料の確保を図るため、卸売組合、協同組合、主要業者に対し、物資確保のための協力要請又は斡旋依頼を行うとともに、北海道石油業協同組合連合会との協定に基づき、石油類燃料の安定供給体制の確立を図る。

第19節 上下水道施設対策計画

災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策については、本計画に定めるところによる。

第1 上水道

1 応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、町(水道事業者)は、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 住民への広報活動を行う。

2 広報

町(水道事業者)は、水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応ついての周知を図る。

第2 下水道

1 応急復旧

市街地での内水による浸水は、家屋等財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであるため、町(下水道管理者)は、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3)日本下水道事業団と締結した「むかわ町・日本下水道事業団災害支援協定」に基づき、支援を要請する。
- (4) 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努める。
- (5) 処理場への流入水量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う等緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。
- (6) 住民への広報活動を行う。

2 広報

町(下水道管理者)は、下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第20節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設(以下「土木施設」という。)の災害応急 土木対策については、本計画に定めるところによる。

第1 実施責任者

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令により当該施 設の管理者以外の者により実施する。

第2 災害の原因及び被害種別

- 1 災害の原因
 - (1) 融雪、雪崩及び異常気象等による出水
 - (2) 高潮
 - (3) 津波
 - (4) 山崩れ
 - (5) 地すべり
 - (6) 土石流
 - (7) がけ崩れ
 - (8) 地震
 - (9) 火山噴火
- 2 災害種別
 - (1) 路面及び路床の流失埋没
 - (2) 橋梁の流失
 - (3) 河川の決壊及び埋没
 - (4) 堤防の決壊
 - (5) ダム溜池等えん堤の流失及び決壊
 - (6) 下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場の冠水

第3 応急土木復旧対策

1 実施責任

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令による当該 施設の管理者以外の者により実施する。

2 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 応急措置の準備
 - ① 所管の施設につき、予め防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておくものとする。
 - ② 災害の発生が、予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び 推移等を判断して、応急対策の万全を期するものとする。

(2) 応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は、道、町、関係機関、自衛隊等の協力を求めるものとする。

(3) 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により②に定めるところに 準じ、応急復旧を実施するものとする。

3 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び防災業務計画並びに道計画に定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確円滑に実施されるよう協力するものとする。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と(協定を結ぶなど)連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

第21節 被災宅地安全対策計画

町において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士(以下「判定士」という。)を活用して、被災宅地危険度判定(以下「危険度判定」という。)を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図る。

第1 危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、 危険度判定実施本部を設置する。

第2 危険度判定の支援

知事は、町長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅 地危険度判定連絡協議会等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

第3 判定士の業務

判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- 1 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定 を行う。
- 2 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に 判定する。
- 3 判定結果は、当該宅地の見やすい場所(擁壁、のり面等)に判定ステッカーを表示する。

区分	表示方法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

第4 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」(以下「実施マニュアル」という。)に基づ

- き、危険度判定実施本部は次の業務を行う。
- 1 宅地に係る被害情報の収集
- 2 判定実施計画の作成
- 3 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- 4 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- 5 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

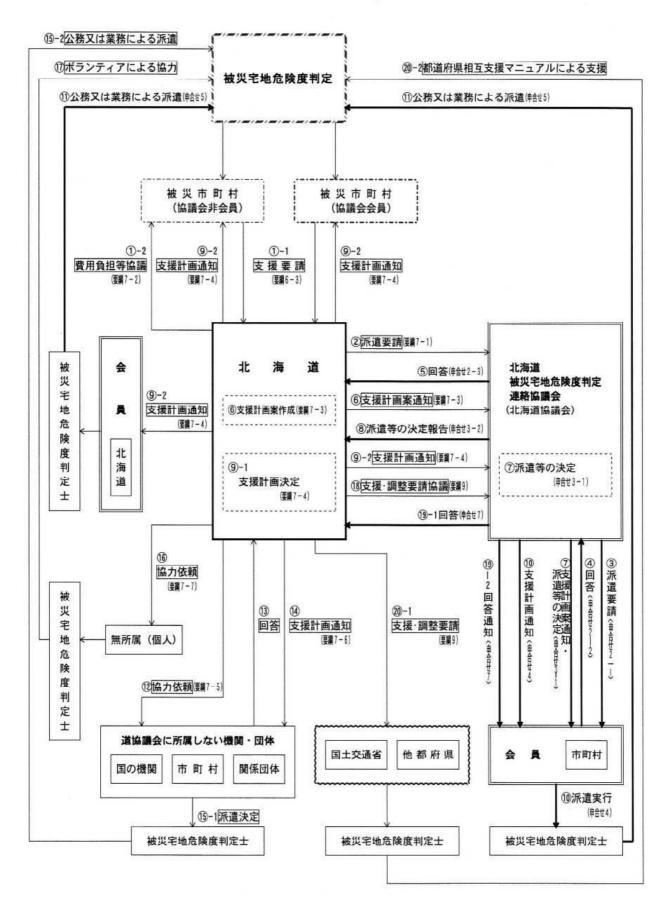
第5 事前準備

町及び道は、災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき次に努める。

- 1 町と道は相互支援体制を充実し、連絡体制を整備する。
- 2 町は、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

被災宅地危険度判定実施の流れ図

北海道要欄の流れ → → 北海道協議会申合せの流れ → →



第22節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の 供与、住宅の応急修理については、本計画に定めるところによる。

第1 実施責任

1 町

災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない 被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。

なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。

また、町長は、事前に知事からの委任を受けて応急仮設住宅を設置することができる。

2 道

救助法を適用し、応急仮設住宅の設置(賃貸住宅の居室の借上げを含む。)が必要な場合、その設置は原則として知事が行う。

第2 実施の方法

1 避難所

町長は、災害により住宅が被害を受け居住の場所を失った者を受入保護するため、公共 施設等を利用し、避難所を開設するものとする。

2 公営住宅等のあっせん

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等の把握に努め、災害時にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

- 3 応急仮設住宅
 - (1) 入居対象者

原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの 資力では住宅を確保できない者とする。

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、町が行う。

(3) 建設型応急住宅の建設

原則として建設型応急住宅の設置は、知事が行う。

(4) 建設型応急住宅の建設用地

道及び町は、災害時に建設型応急住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。

(5) 建設戸数(借上げを含む。)

道は町長からの要請に基づき設置戸数を決定する。

- (6) 規模、構造、存続期間及び費用
 - ① 建設型応急住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2~6戸の連続 建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。

ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てにより実施する。

② 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事(又は、借上げに係る契約を締結)を完

了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する 法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延 長することができる

③ 費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。

(7) 維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は、町長に委任する。

(8) 運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。

4 平常時の規制の適用除外措置

道及び町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第 17 条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

5 住宅の応急修理

(1) 対象者

- ① 住宅が半壊、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急 修理をすることができない者
- ② 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者
- (2) 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

- (3) 修理の範囲と費用
 - ① 応急修理は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要 最小限とする。
 - ② 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。
- 6 災害公営住宅の整備
 - (1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため国から補助を受けて整備し入居させるものとする。
 - ① 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象による災害の場合
 - ア 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき
 - イ 1市町村の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき
 - ウ 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき
 - ② 火災による場合

ア 被災地域の滅失戸数が 200 戸以上のとき

イ 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

(2) 整備及び管理者

災害公営住宅は町が整備し、管理するものとする。但し、知事が道において整備する 必要を認めたときは道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変 更を行って町に譲渡し、管理は町が行うものとする。

(3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理はおおむね次の基準によるものとする。

① 入居者資格

ア 当該災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を失った者であること。

イ 収入分位 50% (月収 259,000 円) を限度に、地方公共団体が条例で定める収入以下の者であること。ただし、当該災害発生の日から3年を経過した後は、通常の公営住宅と同じ扱いとする。

ウ 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

② 構造

再度の被災を防止する構造とする。

③ 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度

④ 国庫補助

ア 建設、買取りを行う場合は当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の 2/3。但 し、激甚災害の場合は 3/4

イ 借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の 2/5。

第3 資材等の斡旋、調達

- 1 町長は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼するものとする。
- 2 道は、町長から資材等の斡旋依頼があった場合は、関係機関及び関係業者等の協力を得て、積極的に斡旋、調達を行うものとする。

第4 住宅の応急復旧活動

道及び町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

第23節 障害物除去計画

水害、山崩れ等の災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合に必要となる措置事項については、本計画に定めるところによる。

第1 実施責任

1 道路、河川及び海岸に障害を及ぼしているものの除去

道路、河川及び海岸に障害を及ぼしているものの除去は、道路法、河川法及び海岸法に 定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者 は相互に協力し交通の確保を図るものとする。

なお、住居又はその周辺については、救助法が適用された場合は、町長が知事の委任に より行うものとする。

- 2 鉄道等に障害を及ぼしているものの除去 鉄道等に障害を及ぼしているものの除去は、鉄道事業法その他の法律により定められて いる当該施設の所有者が行うものとする。
- 3 海上で障害を及ぼしているものの除去 海上で障害を及ぼしているものの除去は、第5章第13節「交通応急対策計画」の定める ところによる。

第2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると 予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたときに行うものとするが、その概 要は次のとおりである。

- 1 住民の生命財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合
- 2 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- 3 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等 の決壊を防止するため必要と認める場合
- 4 その他公共的立場から除去を必要とする場合

第3 障害物の除去の方法

- 1 実施責任者は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て速やかに障害物の除去を行うものとする。
- 2 障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

第4 除去した障害物の集積場所

- 1 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地を利用し集積するものとする。
- 2 町、道及び北海道財務局は、相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮するもの とする。

第5 放置車両の除去

放置車両の除去については、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

第24節 文教対策計画

学校施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障を来した場合の 応急対策については、本計画に定めるところによる。

第1 実施責任

- 1 学校管理者等
 - (1) 防災上必要な体制の整備

災害時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害種別に応じた安全確保に努めるとともに、災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

- (2) 児童生徒等の安全確保
 - ① 在校(園)中の安全確保

在校(園)中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な 安全教育を行うとともに、災害時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓 練等の実施に努める。

② 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

(3) 施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

2 町及び道

救助法を適用した場合の児童生徒に対する教科書、文房具等の給与は町長が知事の委任 により実施する。

第2 応急対象実施計画

- 1 施設の確保と復旧対策
 - (1) 応急復旧

被害程度により応急修理のできる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努めるものとする。

- (2) 校舎の一部が使用不能となった場合 施設の一時転用などにより授業の確保に努める。
- (3) 校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合 公民館等公共施設又は最寄の学校の校舎等を利用し、授業の確保に努める。
- (4) 仮校舎等の建築

上記において施設の確保ができない場合は、仮校舎、仮運動場の建築を検討するものとする。

2 教育の要領

- (1) 災害状況に応じた特別の教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。
- (2) 特別の教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。
 - ① 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。
 - ② 公民館が避難所になっている場合など、教育活動の場所として学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。
 - ③ 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。(集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、父母の協力を得るようにする。)
 - ④ 学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難の受入れ収容が授業の支障とならないよう留意する。
 - ⑤ 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じや すい心理的な障害に十分配慮する。
- (3) 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をするものとする。
- 3 教職員の確保

町教育委員会及び道教育委員会は、公立学校が当該学校だけで教育活動の実施が不可能 なときは、連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育活動に支障を来さないよ うにする。

4 授業料等の減免、修学制度の活用援助

高等学校の生徒が被害を受けた場合は、道教育委員会(私立高等学校にあっては道及び 学校設置者)は必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 保護者又は本人の申請に基づく授業料等の減免
- (2) 公益財団法人北海道高等学校奨学会で実施する奨学金等の活用周知
- 5 学校給食等の措置
 - (1) 給食施設設備が被災したときは、できるかぎり給食の継続が図られるよう応急措置を講ずるものとする。
 - (2) 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡の上、ただちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努めるものとする。
 - (3) 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。
- 6 衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意をして保健管理をするものとする。

- (1) 校舎内、特に水飲場、トイレは常に清潔にして消毒に万全を期すること。
- (2) 校舎の一部に被災者を受け入れて授業を継続する場合、受入場所との間をできるだけ 隔絶すること。
- (3) 受入施設として使用が終ったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽のくみ取りを実施すること。
- (4) 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

第3 文化財保全対策

文化財保護法、北海道文化財保護条例及びむかわ町文化財保護条例等による文化財(有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群)の所有者並びに管理者は常に当該指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、町教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努めるものとする。

第25節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

災害により行方不明になった者の捜索及び遺体の収容処理埋葬の実施については、本計画に 定めるところによる。

第1 実施責任

1 町長

救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとするが、遺体の処理の うち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が 行うものとする。

- 2 警察官
- 3 海上保安官

第2 実施の方法

- 1 行方不明者の捜索
 - (1) 捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると 推定される者。

(2) 捜索の実施

町長が、消防機関、警察官及び海上保安官に協力を要請し捜索を実施する。被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。

- 2 遺体の処理
 - (1) 対象者

災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者。

- (2) 処理の範囲
 - ① 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理
 - ② 遺体の一時保存(町)
 - ③ 検案
 - ④ 死体見分(警察官、海上保安官)
- (3) 安置場所の確保

町は、遺体安置場所の確保について、発災時はもとより、日頃から警察との連携を図り、事前の確保に努めるものとする。

- 3 遺体の埋葬
 - (1) 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族 のいない遺体

- (2) 埋葬の方法
 - ① 町長は、遺体を土葬又は火葬に付し、又は、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物 給付をもって行うものとする。

② 身元不明の遺体については警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるととも に埋葬に当たっては土葬又は火葬にする。

4 広域火葬の調整等

町は、大規模災害等により、平常時に使用している火葬場の能力だけでは当該遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、又は火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、道に広域火葬の応援を要請する。

道は、町の応援要請及び把握した被災状況等に基づき広域火葬の実施が必要と判断した 場合は、周辺市町村に協力を依頼するなど、広域火葬に係る調整を行う。

5 平常時の規制の適用除外措置

町及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公 衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害 が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発 行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関 する法律(昭和23年法律第48号)第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めること ができることに留意する。

第3 火葬場状況

施設名	電話番号	
鵡川斎場	むかわ町汐見 487 番地 14	42-4751
穂別斎場	むかわ町穂別和泉 293 番地	45-2464

第26節 家庭動物等対策計画

災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画に定めるところによる。

第1 実施責任

1 町

被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。

2 道

- (1) 胆振総合振興局長は、町が行う被災地における家庭動物等の取扱に関し、現地の状況に応じ助言を行うものとする。
- (2) 道は、町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。

第2 家庭動物等の取扱い

- 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び北海 道動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年北海道条例第3号。以下この節において「条 例」という。)に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取 り扱うものとする。
- 2 災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容する など適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るも のとする。

第3 同行避難

家庭動物との同行避難について、予め町等は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。

また、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任 により、同行避難(飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること)を行う。

第27節 応急飼料計画

災害に際し家畜飼料の応急対策については、本計画に定めるところによる。

第1 実施の方法

町長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用 飼料作物種子のあっせん区分により、次の事項を明らかにした文書をもって胆振総合振興局 長を通じ道農政部長に応急飼料のあっせんを要請することができるものとし、道は必要に応 じ農林水産省畜産局に応急飼料のあっせんを要請するものとする。

- (1) 飼料 (再播用飼料作物種子を含む)
 - ① 家畜の種類及び頭羽数
 - ② 飼料の種類及び数量(再播用種子については、種類、品質、数量)
 - ③ 購入予算額
 - ④ 農家戸数等の参考となる事項
- (2) 転飼
 - ① 家畜の種類及び頭数
 - ② 転飼希望期間
 - ③ 管理方法 (預託、附添等)
 - ④ 転飼予算額
 - ⑤ 農家戸数等の参考となる事項

第2 家畜用水の確保

災害により営農用水施設の破壊又は用水汚染が生じた場合、自家用井戸又は自然河川水の利用を図り、速やかに施設の応急修理を行うとともに災害復旧に努めるものとする。

第28節 廃棄物等処理計画

災害によって発生する廃棄物等、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物(以下、「災害廃棄物」という。)の処理及び死亡獣畜の処理等(以下「廃棄物等の処理」という。)の業務については、本計画に定めるところによる。

なお、災害廃棄物の処理については、「北海道災害廃棄物処理計画」に基づき、円滑かつ迅速に行うものとする。

また、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等の除去については、第5章第23節「障害物除去計画」に定めるところによるものとする。

第1 実施責任

1 町

- (1) 災害廃棄物の処理は、町が行うものとする。なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施するものとする。
- (2) 被災地における死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときに実施するものとする。

2 道

- (1) 胆振総合振興局長は、町が行う被災地における廃棄物等の処理に関し、現地の状況に 応じ指導・助言を行うものとする。
- (2) 道は、町長から廃棄物等の処理に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。

第2 廃棄物等の処理方法

廃棄物等の処理の責任者は、次に定めるところにより廃棄物等の処理業務を実施するものとする。

1 廃棄物の収集、運搬及び処分の基準

町長は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条の2第2項及び第3項、第12条第1項並びに第12条の2第1項に規定する基準に従い所要の措置を講ずるものとする。

なお、町長は基本法に基づき環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、 基本法第86条の5の規定に従い必要な措置を講ずるものとする。

また、町長は、損壊家屋の解体を実施する場合には、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条に基づき適切な分別解体を行うものとする。この際、適切な処理が確保されるよう、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

2 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場(以下「取扱場」という。)において行うものとする。

ただし、取扱場のない場合又は運搬することが困難な場合は、当該地域を管轄する(総

- 合) 振興局保健環境部長の指導を受け、次により処理することができるものとする。
- (1) 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理すること。
- (2) 移動できないものについては、保健所長の指導を受け臨機の措置を講ずるものとする。
- (3) 前(1)及び(2)において埋却する場合にあっては1m以上覆土するものとする。

第3 ごみ及びし尿処理施設

ごみ、廃棄物及びし尿処理施設は、次のとおりである。

1 一般廃棄物処理施設

施	設	名	所	在	地	処 理 能 力	敷地面積
平取町外	2 町衛生	施設	沙流郡平	取町字小	平 39-2	(ごみ処理施設)	6, 430 m ²
組 合清	掃センタ	<u> </u>				1 日 40t/日	
						(20t×8h×2 炉)	
						(破砕処理施設)	6,605 m ²
						1 日 31 t / 日	
						(5hr×1基)	

収集車 2台(委託業者に貸付)

[令和5年6月現在]

2 し尿処理施設

施	設	名	所	在	地	処 理	! 能力	敷地面積
胆振東部	日高西部	祁衛生	むかわ町	害海 ∩ 4 	正山上	1日	70.4	10 550 402
組合日胆	衛生セン	ター	67. N- 47 m1	明伊 9 4 1	当 地	1 🗆	70 t	18, 558. 42 m ²

バキユームカー

6台(民間保有)

強力吸引車

2台(民間保有)

[令和5年6月現在]

第29節 災害ボランティアとの連携計画

災害時における社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体・NP O等との連携については、本計画に定めるところによる。

また、北海道災害ボランティアセンター及び被災地における災害ボランティアセンターの活動等については「北海道災害時応援・受援マニュアル」によることとし、被災地における災害ボランティアセンターの設置・運営については「市町村災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」による。

第1 ボランティア団体・NPOの協力

町、道及び防災関係機関等は、社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部又は各種ボランティア団体・NPO等からの協力の申入れ等により、災害応急対策等の実施について協力を受ける。

第2 災害ボランティアセンターの設置

本部は、むかわ町社会福祉協議会と協議し、災害ボランティアによる支援が必要と判断する場合は、「災害時における災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定」に基づきむかわ町社会福祉協議会に災害ボランティアセンターを設置し、運営をむかわ町社会福祉協議会に依頼することができる。

第3 ボランティアの受入れ

町、道、社会福祉協議会及び関係団体は、相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努める。

また、ボランティアの受入れに当たっては、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。

第4 ボランティア団体・NPOの活動

ボランティア団体・NPO等に依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

- 1 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2 炊出し、その他の災害救助活動
- 3 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- 4 清掃及び防疫
- 5 災害応急対策物資、資機材等の輸送及び仕分け・配付
- 6 被災建築物の応急危険度判定
- 7 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 8 災害応急対策事務の補助
- 9 救急・救助活動

- 10 医療・救護活動
- 11 外国語通訳
- 12 非常通信
- 13 被災者の心のケア活動
- 14 被災母子のケア活動
- 15 被災動物の保護・救助活動
- 16 ボランティア・コーディネート

第5 ボランティア活動の環境整備

道、町及び社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解の もと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボ ランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。

町及び社会福祉協議会は、町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努め、道はこれらの取組が推進されるよう町及び社会福祉協議会に働きかける。

災害時においては、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、被災地の町と社会 福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

第30節 労務供給計画

町及び関係機関は、災害時における応急対策に必要なときは、次により一般労働者の供給を受け、災害対策の円滑な推進を図るものとする。

第1 実施責任者

災害応急対策の実施に労務者を必要とするときは、本部各部が行うものとする。 ただし、各部において処理できないときは、要請により町長が労務者の雇用を行う。

第2 作業の種類

- 1 被災者の避難
- 2 医療、助産の移送
- 3 被災者救出のための機械器具、資材の運搬、操作
- 4 飲料水の供給のための運搬、操作、浄水用薬品の配布
- 5 救援物資の支給
- 6 死体の捜索及び処理
- 7 土木作業、清掃作業
- 8 その他

第3 供給方法

- 1 町長又は関係機関の長は、災害応急対策の実施に労務者を必要とするときは、所轄の公共職業安定所長に対し、文書又は口頭により求人申込みをするものとする。
- 2 前号により労務者の求人申込みをしようとするときは、次の事項を明らかにするものとする。
 - (1) 職業別、所要労働者数
 - (2) 作業場所及び作業内容
 - (3) 期間及び賃金等の労働条件
 - (4) 宿泊施設等の状況
 - (5) その他必要な事項
- 3 公共職業安定所長は、前各号により労務者の求人申込みを二の機関以上から受けた場合は、緊急度等を勘案してその必要度の高いものより紹介するものとする。

第4 賃金及びその他の費用負担

- 1 労務者に対する費用は、その求人を行ったものが負担するものとする。
- 2 労務者に対する賃金は、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を上回るよう努めるものとする。

第5 労務者の雇用の記録

雇用者は、雇用した労務要員について次により記録するものとする。

1 住所、氏名、生年月日、性別

- 2 労務年月日及び労務時間
- 3 支払賃金
- 4 労務場所及び作業内容
- 5 その他、特記事項等

労務要員の雇用記録簿

7 47	7.07 \$ 7.7 \$ 7.8 \$												
			生年	性	労 務	労務	労務	作業		支 払	賃 金		その他
住	所	氏名	月日	別		時間	場所	内容	日当	旅費	時間外勤	計	特記事
			ДП	別	年月日	中间	物別	內谷		711.7	務手当		項
-													

第31節 職員派遣計画

災害応急対策又は、災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条の規定により知事 又は町長等は、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し職員の派遣を要請し、又は第 30条の規定により内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の 派遣のあっせんを求めるものとする。

第1 要請権者

- (1) 道知事又は道の委員会若しくは委員(以下本節において「知事等」という。)
- (2) 町長

なお、道が職員の派遣を要請しようとするときは、町長に予め協議しなければならない.

第2 要請手続等

- 1 職員の派遣を要請しようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。
 - (1) 派遣を要請する理由
 - (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - (3) 派遣を必要とする期間
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項
- 2 職員の派遣のあっせんを求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、国の職員の派遣あっせんのみでなく地方自治法第 252 条の 17 に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。
 - (1) 派遣のあっせんを求める理由
 - (2) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
 - (3) 派遣を必要とする期間
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあっせんについての必要な事項

第3 派遣職員の身分取扱

ただし、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議のうえ決定する。 また受入側はその派遣職員を定数外職員とする。

- 2 派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、又地方公共団体の職員については地方自治法第252条の17の規定によるものとする。
- 3 派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行うものとする。但し、地方自治法第 252 条の 17 に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議のうえ決定するものとする。

- 4 派遣職員の服務は派遣受入側の規定を適用するものとする。
- 5 受入側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

第32節 災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動については、本計画に定めるところに よる。

第1 実施体制

救助法による救助の実施は、知事(胆振総合振興局長)が行う。

ただし、町長は知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部 を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

第2 救助法の適用基準

1 災害が発生した場合

救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した市町村の区域において、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行う。

2 災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、所管区域を告示した場合で、当該所管区域内の市町村において現に救助を必要とする者に対して行う。

適用基準	適用基準							
被害区分	町単独	相当広範	被害が全道					
	の場合	囲な場合	にわたり、					
		(全道	12,000 世帯					
		2, 500	伊集の住家					
		世帯	が滅失した					
		以上)	場合					
	住宅	住宅						
	滅失	滅失						
町の人口	世帯数	世帯数						
5,000 人未満	30	15	市町村の被					
			害状況が特					
5,000 人以上	40	20	に救助を必					
15,000 人未満			要とする状					
			態にあると					
			認められら					
			たとき。					

摘要

- 1 住家被害の判定基準
- ・滅失:全壊、全焼、流失

住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は 損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難 で具体的には、損壊、焼失又は流出した部分の床面 積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、 又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占 める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの。

・半壊、半焼:2世帯で減失1世帯に換算

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の 20~70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上 50%未満のもの。

- ・床上浸水:3世帯で滅失1世帯に換算
 - 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。
- 2 世帯の判定
- (1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。
- (2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。

第3 救助法の適用手続き

1 町

- (1) 町長は、町における災害が救助法の適用基準の何れかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨を胆振総合振興局長に報告しなければならない。
- (2) 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は救助 法の規定による救助を行い、その状況を直ちに胆振総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

2 道

胆振総合振興局長は、町長からの報告又は要請があった時は、速やかに知事に報告する。 知事は、胆振総合振興局長からの報告に基づき、救助法を適用する必要があると認めたと きは、直ちに適用し、その旨告示を行うとともに、胆振総合振興局長を経由して、町に通 知するものとする。

また、知事は、救助法の適用に関すること及び被害状況等について、内閣総理大臣に情報提供する。

第4 救助の実施と種類

1 救助の実施と種類

知事は、救助法適用市町村に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める 救助を実施するものとする。

なお、知事は、町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

救助の種類	主な対象者	実施者区分
避難所の設置(供	・災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある	市町村・日赤道支部
与)	者	
	・災害が発生するおそれのある場合において、被害を受	市町村
	けるおそれがあり、現に救助を要する者	
応急仮設住宅の供	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者で	対象者、対象箇所の選定~
与	あって、自らの資力では住宅を得ることができない者	市町村
		設置~道(ただし、委任し
		たときは市町村)
炊き出しその他に	避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しく	市町村
よる食品の給与	は災害により現に炊事のできない者	
飲料水の供給	災害のために現に飲料水を得ることができない者	市町村
被服、寝具その他生	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水、全	市町村
活必需品の給与又	島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活	
は貸与	必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、	
	直ちに日常生活を営むことが困難な者	
医療	災害により医療の途を失った者	救護班~道・日赤道支部(但
		し、委任したときは市町村)
助産	災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者で	救護班~道・日赤道支部(但
	あって、災害のため助産の途を失った者	し、委任したときは市町村)
被災者の救出	災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者	市町村
	又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する者	

被災した住宅の応	災害のため住宅が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損	市町村
急修理	傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大	
	するおそれがある者 など	
学用品の給与	災害のため住宅が全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床	市町村
	上浸水による損失若しくは損傷等により学用品を使用す	
	ることができず、就学上支障のある小学校児童、中学校	
	生徒及び高等学校等生徒(幼稚園児、専門学校生、大学	
	生等は対象外)	
埋葬	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者	市町村
	に支給	
遺体の捜索	災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事	市町村
	情により、すでに死亡していると推定される者を捜索す	
	3	
遺体の処理	災害の際死亡した者に、死体に関する処理(埋葬を除く)	市町村・日赤道支部
	をする	
障害物の除去	半壊(焼)又は床上浸水した住家であって、住居又はそ	市町村
	の周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない	
	状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	

2 救助の程度、方法及び期間

救助法が適用された場合の救助の程度、方法及び期間については、災害救助法施行細則 第12条によるものとする。

なお、災害救助法施行細則第 12 条により救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、 内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができ る。

3 救助に必要とする措置

知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めにより実施するものとし、同法第5条、第6条により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が行う職務について相互に協力をしなければならない。

第5 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の 取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

第6章 地震·津波災害対策計画

地震・津波災害の防災対策については、町地域防災計画の別冊である「地震・津波防災計画編」 に定めるところよる。

第7章 火山災害対策計画

樽前山が噴火又はそのおそれがある場合において、災害が発生すると認められるとき又は災害が発生した場合の対策は、樽前山火山防災協議会の策定した「樽前山火山防災計画」によるほか、本計画に定めるところによる。

第1 樽前山火山防災協議会

樽前山火山防災協議会は、活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)第4条第1項の規定に基づき、「樽前山」について想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を行うため設置されている。

第2 火山災害予防対策

1 噴火による被害想定

噴火による本町への影響は、中規模及び大規模噴火発生時の降灰による山林、農作物への被害、交通障害及び大気・水質・土壌汚染等が想定される。

2 防災訓練の実施

協議会市町で噴火を想定した防災訓練を実施する。また、これらの訓練を補完するため町防災訓練を実施する。

3 避難体制の整備

第5章第4節「避難対策計画」に準ずる。また、必要に応じ住民等への周知に努めると ともに、発災時には体制整備の構築に努め、住民の避難誘導に努めるものとする。

4 二次災害の予防

町は豪雨等に伴う土砂災害等の二次災害から住民の生命、身体、財産を守るため治山、 治水等の整備に積極的に取り組むものとする。

5 通信施設の整備

円滑な災害情報の伝達・収集ができるよう代替性を考慮し、多様な通信施設整備に積極的に取り組むものとする。

6 防災意識の啓発

火山噴火時の心得等の啓発資料による防災意識の啓発を行う。

第3 火山災害応急対策

- 1 火山現象に関する情報の収集及び伝達
 - (1) 火山現象に関する予報及び警報は、気象業務法(昭和27年法律第165号)第13条の 規定により発表される火山現象警報(噴火警報(居住区域)・噴火警報(火口周辺))、 火山現象予報及び火山現象注意報(噴火予報、降灰予報等)である。

また、火山現象に関する情報は、同法第 11 条の規定により発表される噴火速報、火山の状況に関する解説情報である。

なお、「火山現象警報」は気象業務法第15条第1項の規定により知事に通知され、知事は同法第15条第2項及び基本法第55条の規定により町長に通知する。

(2) 火山現象警報及び火山現象予報の種類と呼び方及び警戒事項

樽前山噴火警戒レベル

予報	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山	想定される現象等
警報	·	(キーワート゛)		者・入山者等への対応	. 七相塔嗪水蒸蒸件1 。 水功法以足件
噴火警報(居住区域)又	居住地域 及び それより 火口側		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火 被害を及ぼす噴火 が発生、あるいは 切迫している状態 にある場合。	危険な居住地域からの 避難等が必要。	・大規模噴火が発生し、火砕流が居住地域まで到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】1667年及び1739年:大規模噴火、火砕流が広範囲に流下して火口から10km以上の海岸まで到達、多量の軽石や火山灰が広範囲に堆積・中~大規模噴火により融雪型火山泥流が発生して居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】観測事例なし
へは噴火警報			が発生すると予想	警戒が必要な居住地域 での避難の準備、要配慮 者の避難等が必要。	・中規模噴火の頻発等により、火砕流 が居住地域に到達するような大規模 噴火の発生が予想される。 【過去事例】観測事例なし ・積雪期に小規模噴火が拡大し、融雪 型火山泥流の発生が予想される。 【過去事例】観測事例なし
噴火警報(火口周辺)	火口から居住 地域近くまで	[入山規制]	で重大な影響を及 ぼす (この範囲に 入った場合には生 命に危険が及ぶ)	住民は通常の生活。状況 に応じて要配慮者の避 難準備等。 登山禁止や入山規制等 危険な地域への立入規 制等。	・中規模噴火が発生し、大きな噴石が 概ね3km以内に飛散、あるいは火砕流 が谷沿いに流下 【過去事例】1874 年及び1909 年:中 規模噴火、大きな噴石が火口から2~3 kmまで飛散、火砕流が谷沿いに流下して火口から最大3 km程度まで到着 (1874 年)、火山灰等が山麓で厚さ数 cmに堆積 ・地震増加や地殻変動等により、中規 模噴火の発生が予想される。 【過去事例】観測事例なし
2) 又は火口周辺警報	火口周辺	2	に入った場合には	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制 等。	・小規模噴火が発生し、山頂火口原内外に大きな噴石が飛散 【過去事例】1909 年噴火以降繰り返し発生した小規模噴火、山頂部に噴石飛散・地震活動や熱活動の高まり等により、小規模噴火の発生が予想される。 【過去事例】 1999 年:山頂A火口で急激な熱活動の高まり 1997 年~2001 年:地震活動の活発化 1981 年1~2月:地震活動の活発化
噴火予報	火口内等	とに留意]		状況に応じて火口内及 び近傍へ立入規制等	・火山活動は静穏、状況により山頂火 口内及び近傍に影響する程度の噴出 の可能性あり

- 注1) ここでいう大きな噴石とは、概ね20~30cm以上の、風の影響をほとんど受けずに弾道を描いて飛散するものをいう。
- 注2) 大規模噴火とは、噴煙が $1 \, {\rm Fm}$ 以上上がり、火砕流が広範囲に流下し、それに伴う融雪型泥流が発生するような噴火である。
- 注3) 中規模噴火とは、噴煙が数千mまで上がり、大きな噴石が火口から $2\sim3\,\mathrm{km}$ まで飛散し、小規模な火砕流やそれに伴う融雪型泥流が発生するような噴火である。
- 注4) 小規模噴火とは、噴煙が1,000m以下まで上がり、大きな噴石が山頂火口原内外に飛散するような噴火である。
- 注5) 噴火警報(居住地域)は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

- (3) 異常現象発見者の通報義務及び通報先
 - ① 発見者の通報義務

ア町

イ 苫小牧警察署又は警察官

ウ消防機関

② 警察官等の通報

異常現象を発見した場合又は地域住民から通報を受けた場合は、警察官及び消防機 関は直ちに町に通報する。

③ 各関係機関への通報

通報を受けた場合、町長は速やかに室蘭地方気象台及び胆振総合振興局、その他関係機関に通報する。

- (4) 火山現象警報及び火山現象予報の伝達
 - ① 噴火警報等の伝達は、火山情報伝達系統図によるものとする。
 - ② 噴火警報等の受理及び伝達並びに知事からの通報又は要請を行う事項は、次によるものとする。

ア 通報及び伝達の内容

(ア) 札幌管区気象台

火山現象による災害から国民の生命及び身体を保護するため必要があると認めるとき、火山現象による情報を知事に通報する。

(イ) 道(危機対策局)

札幌管区気象台から通報を受けたとき、予想される災害の事態及びこれに対して取るべき措置について、関係する指定地方行政機関の長、指定地方公共機関の長、市町長及びその他の関係機関に対し、必要な通報又は要請をするものとする。

(ウ) 町

知事から通報を受けたときは、通報に係る事項を関係機関及び住民その他関係 する諸団体に伝達するものとする。

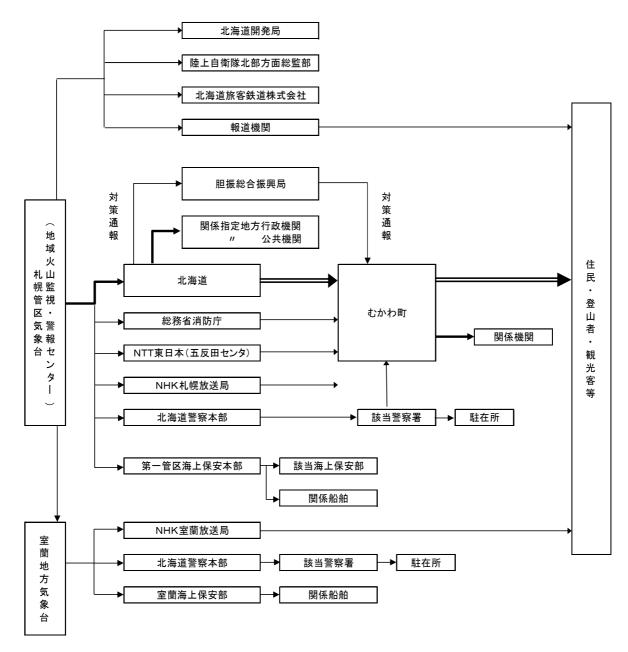
この場合、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通報又は警告をするものとする。

イ 通報及び伝達の系統

札幌管区気象台から知事に通報された後の噴火警報等及び対策通報並びに要請は、噴火警報等伝達系統図によるものとする。

ウ 緊急調査及び土砂災害緊急情報の提供等

北海道開発局は、火山噴火に伴う隆灰に起因する土石流について、土砂災害防止 法に基づく緊急調査並びに土砂災害緊急情報の通知を行う。



※道警察本部は、直ちに関係する警察署を通じ、関係市町村に通知しなければならない。

※NHK放送局は、直ちに通知された事項を放送しなければならない。

2 応急対策活動

町長は、火山噴火のため地域住民が被災し、応急の対策を講ずる必要があると認められる場合は、防災関係機関、民間団体の協力を得て、応急の措置を実施する。

火山が噴火又はそのおそれが発生した場合は、本部を設置し、指定地方行政機関、道、 町内の公共的団体等の協力を得て、応急活動を実施するものとする。

3 避難の情報等

(1) 火山噴火により災害の発生が予想される場合は、地域住民等に安全な場所に避難指示し、又は必要があると認めるときは、安全な地域及び立退場所を指示するものとする。

- (2) 町長が実施する避難の情報等は、原則として高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の3段階に分けて実施するものとする。ただし、状況により直ちに避難指示を行うことができる。
- (3) 避難指示の伝達は、テレビ(ハイブリッドキャスト)、防災行政無線(戸別受信機)、 IP告知端末、SNS,携帯電話(スマートフォン用)アプリ、サイレン、広報車、関 係者に対する口頭又は拡声器等適宜有効な方法により伝達するものとする。
- (4) 避難輸送は、公用車その他関係機関の車両により輸送するものとする。なお、車両による輸送が困難なときは、人力により輸送するものとする。
- (5) 火山噴出物については、風向きにより変化するため気象情報に注意し、降灰被害の恐れのない安全な避難施設へ移動させるものとする。

4 被災者の救出

- (1) 火山噴火により負傷し、又は生命、身体が危険状態にある者、あるいは生死不明の状態にある者の捜索又は救出は、町、消防機関、警察及び医療機関が協力して実施する。
- (2) 負傷者等は、原則として救急車で輸送するが、充分な輸送ができないときは警察、関係機関等の車両で輸送するものとする。

5 通信連絡の対策

(1) 防災関係の通信施設の活用

情報関係の通信連絡は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」に定めるもののほか、関係機関の通信施設を最大限に活用するものとする。

(2) 報道関係機関との協力体制の確立

報道関係機関と情報連絡体制を緊密にするとともに非常無線連絡協議会の組織を通 じ、最も有効かつ適切な方法で地域一般に周知徹底するよう努めるものとする。

(3) 機動力による連絡体制の確立

全通信機関が使用できないときは、航空機、ヘリコプター、オートバイ等の機動力を 動員し、連絡体制の確保を図るものとする。

6 交通規制

火山噴火により交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で交通の混乱 を防止し、緊急輸送を確保するため必要がある場合、警察及び道路管理者は交通規制を行 うなどの応急対策を実施、促進するものとする。

7 噴火情報等の発表官署

北海道における全ての火山現象警報、火山現象予報、火山現象注意報(降灰予報を除く。) 及び火山現象に関する情報等の発表は、札幌管区気象台が行う。

※降灰予報の発表は、気象庁が行う。

第8章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、高層ビル、地下街等の増加、トンネル、橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。

この様な社会構造の変化により、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、 大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害(事故災害)についての防災対策の一 層の充実強化を図るため、次のとおりそれぞれの事故災害について予防及び応急対策を定める。

第1節 海上災害対策計画

I 海難対策計画

第1 基本方針

舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、 行方不明者、死傷者等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制 を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策につい ては、本計画に定めるところによる。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

- 1 船舶所有者等(船舶所有者、管理者、占有者等を含む。以下この章において同じ)、漁業 協同組合
 - (1) 気象情報の把握に努め、海難を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。
 - (2) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
 - (3) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
 - (4) 船舶の火災等に備え、必要な消防力を整備するとともに自衛消防隊の組織化に努めるものとする。
- 2 北海道運輸局、第一管区海上保安本部、北海道、北海道警察、町(消防機関)
 - (1) 迅速、かつ、的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
 - (2) 海難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。
 - (3) 職員の非常参集体制・応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
 - (4) 海難発生時における応急活動等に関し、予め協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
 - (5) 海難発生時の救急、救助、救護に備え、資機材等の整備促進に努めるものとする。

- (6) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
- (7) 船舶所有者及び船長に対し、次により気象情報の把握に努め荒天に際しては、早期避難、避泊を図ることを指導するとともに、漁業協同組合に対し、気象情報の常時把握と組合員に対する迅速な伝達組織の確立を図ることを指導するものとする。
 - ① 漁業気象通報及び天気予報等の放送を聴取し、周辺海域の気象状況の把握に努める。
 - ② 漁業無線局の気象通報は、各出漁船に対し、最も適切にその状況を伝えるので、必ず聴取するとともに、荒天に対処する海上保安部からの警告指導が出た場合は、速やかに適切な措置を講ずる。
- (8) 法令の定めるところにより適切な予防対策を講ずるほか、公益社団法人北海道海難防止・水難救済センターとともに、船舶所有者及び乗組員に対し次の事項を指導するものとする。
 - ① 船体、機関、救命設備(救命用具、信号用具、消防設備等)及び通信施設の整備
 - ② 気象状況の常時把握と適正な準備体制の確立
 - ③ 漁船乗務員の養成と資質の向上
 - ④ 小型漁船の集団操業の励行と相互救護体制の強化
 - ⑤ 海難防止に対する意識の高揚

第3 災害応急対策

1 情報通信

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は別記1のとおりと する。

(2) 実施事項

各関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 広域海難発生時の広報

第5章第3節「災害広報・情報提供計画」に定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

船舶所有者等、漁業協同組合、北海道運輸局、第一管区海上保安本部、町(消防機関)、 北海道、北海道警察

- (2) 実施事項
 - ① 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被 災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するもの とする。

- ア 海難の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項
- ② 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項について広報を実施する。

- ア 海難の状況
- イ 旅客及び乗組員等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項
- 3 海難応急活動体制
 - (1) 町

町長は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動 体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 北海道

知事は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要に応じ第3章第1節「組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関

関係機関の長は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて 応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実 施する。

4 海難搜索活動

海難船舶の捜索活動は、関係機関が相互に密接に協力のうえ、漁業協同組合、水難救難 所の協力を得て、それぞれ船舶、ヘリコプターなどを活用して行うものとする。

5 海難救助救出活動

海難発生時における救助救出活動については、第5章第9節「救助救出計画」に定める ところによるほか次によるものとする。

- (1) 実施事項
 - ① 第一管区海上保安本部 (海上保安庁法第5条)
 - ア 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助を行うこと。
 - イ 船舶交通の障害の除去に関すること。
 - ウ 海上保安庁以外の者で海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うもの並びに 船舶交通に対する障害を除去するものの監督に関すること。
 - エ 警察庁及び都道府県警察、税関、検疫所その他関係行政庁との間における協力、 共助及び連絡に関すること。
 - ② 町(基本法第62条、水難救護法第1条)

- ア 遭難船舶を認知した町は、海上保安部及び警察署に連絡するとともに、直ちに現場に臨み、救護措置を行うこと。
- イ 救護のため必要があるときは、住民を招集し、船舶車馬その他の物件を徴用し、 又は他人の所有地を使用し、救助の指揮を行うこと。
- ③ 北海道警察(水難救護法第4条)

警察官は、救護の事務に関し、町長を助け、町長が現場にいない場合は、町長に代ってその職務を行うこと。

④ 漁業協同組合

常時所属出漁船の動静を把握し、海難発生時には、適切な指示を与えるとともに、 関係機関に対する連絡に当たるものとする。

- ⑤ 水難救難所(道内に107カ所設置されているボランティア組織) 関係機関の実施する海難による人命、船舶及び積荷の救済に協力すること。
- 6 海難消防活動

領海内における船舶等火災の消火活動については、当該地域の海上保安部署と消防機関 が締結した船舶消火に関する業務協定に基づき実施する。

7 海難医療救護活動

海難発生時の医療救護活動については、第5章第10節「医療救護計画」に定めるところにより実施するものとする。

8 海難行方不明者の捜索及び遺体の収容等

海難発生時における行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等について町等各関係機関は、 第5章第25節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」に定めるところにより実 施するものとする。

9 海難交通規制

海難発生時における交通規制については、第5章第13節「交通応急対策計画」に定める ところにより実施するものとする。

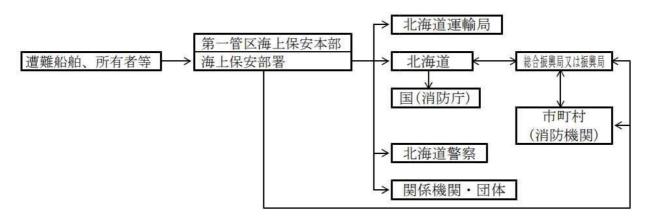
10 海難自衛隊派遣要請

海難発生時における自衛隊派遣要請については、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派 遣活動計画」に定めるところより実施するものとする。

11 海難広域応援

道、町及び消防機関は、海難の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」に定めるところにより他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

情報通信連絡系統図



道内海上保安部(署)と各消防本部との船舶消火に関する業務協定締結状況

海上保安部署	消防機関	海上保安部署	消防機関
小樽海上保安部	小樽市消防本部	瀬棚海上保安署	檜山広域行政組合消防本部
	石狩北部地区消防事務組合消防本部	室蘭海上保安部	室蘭市消防本部
	岩内·寿都地方消防組合消防本部	苫小牧海上保安署	苫小牧市消防本部
	北後志消防組合		胆振東部消防組合消防本部
留萌海上保安部	增毛町消防本部	釧路海上保安部	釧路市消防本部
	留萌消防組合消防本部		釧路東部消防組合消防本部
	北留萌消防組合消防本部	_	
稚内海上保安部	稚内地区消防事務組合消防本部		
	利尻礼文消防事務組合消防本部	広尾海上保安署	とかち広域消防局
	南宗谷消防組合消防本部	根室海上保安部	根室市消防本部
	北留萌消防組合消防本部		根室北部消防事務組合
函館海上保安部	函館市消防本部	羅臼海上保安署	根室北部消防事務組合
	南渡島消防事務組合消防本部	紋別海上保安部	紋別地区消防組合消防本部
	渡島西部広域事務組合消防本部		遠軽地区広域組合消防本部
	森町消防本部		
	長万部町消防本部		
	八雲町消防本部		
江差海上保安署	檜山広域行政組合消防本部	網走海上保安署	網走地区消防組合
	八雲町消防本部		北見地区消防組合
			斜里地区広域組合消防本部
			遠軽地区広域組合消防本部

^{※「}八雲町消防本部」にあっては、「函館海上保安部」、「江差海上保安署」と三機関の、「遠軽地区広域組 合消防本部」にあっては、「紋別海上保安部」、「網走海上保安署」との三機関の業務協定

Ⅱ 流出油等対策計画

第1 基本方針

船舶に衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難事故により船舶からの油等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画に定めるところによる。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難事故による油等の海上流出等を 未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

- 1 関係行政機関の共通実施事項(町(消防機関)、北海道開発局、北海道運輸局、第一管 区海上保安本部、道、北海道警察)
 - (1) 迅速、かつ、的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
 - (2) 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。
 - (3) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
 - (4) 災害時における応急活動等に関し、予め協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
 - (5) 災害時の油等の大量流出等に備え、消防艇、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス 等の資器材の整備促進に努めるとともにその整備状況等について関係機関と情報を共有 するものとする。
 - (6) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 各行政機関の個別の実施事項
 - (1) 町(消防機関)
 - ① 油類積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその付属施設(防舷材、けい船柱)等の改修、岸壁水深の維持に努める。
 - ② 大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。
 - ③ 船舶所有者等、漁業協同組合に対し、荷役について次のとおり指導する。
 - ア 荷役は油槽所等の保安担当職員の指導監督のもとに行うこと。
 - イ消火器具の配備。
 - ウ 油流出事故の予防対策及び化学消火剤等の配備。
 - エ 立入禁止、火気厳禁の標示の徹底
 - ④ 入港船舶の危険物積載の状況等、消防活動上、予め掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報について関係機関と相互に交換する。
 - (2) 北海道開発局

港湾及び漁港における直轄工事の計画、施工に関して防災上留意すべき事項について 十分配慮する。

- (3) 第一管区海上保安本部
 - ① 防災活動を適切かつ効果的に実施するため、次に掲げる防災関係資料の収集及び調査研究を行う。
 - ア 油等大量流出事故による災害発生の予想に関する資料(各種原因による災害発生 時期及び程度の予想並びに判断のための諸資料)
 - イ 港湾状況 (特に避難港、避難地、危険物の荷役場所、貯木場、はしけ溜まり等の 状況)
 - ウ 防災施設、器材等の種類、分布の状況等救助に必要な器材能力の基礎調査(曳船、 サルベージ、消火及び油除去作業、潜水作業)
 - ② 北海道沿岸海域排出油等防除計画の普及及び排出油等の防除に関する協議会の育成 強化
 - ③ 防災に関し関係機関、報道機関等と緊密な連絡をとり次の方法により関係者を指導 啓発するものとする。
 - ア 海難防止運動、防災の日等の諸行事における防災に関する講習会の開催、防災参 考資料の配布等
 - イ 船舶に対する訪船指導
 - ④ 海事関係法令違反は、海難の発生に直接結び付くものであり、海事関係法令の遵守の徹底を図るため、日常業務において一般船舶、特にタンカー及び危険物積載船舶等に対する立入検査を実施して、次の事項の励行を図り、海難の未然防止に努める。
 - ア 船舶安全法に基づく安全基準の励行
 - イ 船舶職員及び小型船舶操縦者法、船員法等乗組員に関する法令の遵守
 - ウ 港則法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律並びに危険物船舶運送及び 貯蔵規則等に関する法令の遵守

(4) 道

- ① 町の流出油等対策計画の樹立及び必要な資材の備蓄について指導する。
- ② 町等の港湾及び航路の計画、施行に関して防災上留意すべき事項について十分配慮するよう指導する。
- ③ 町及び関係機関が行う予防対策の連絡調整を実施する。
- 3 船舶所有者等、漁業協同組合
 - (1) 気象情報等の把握に努め、海上等における流出油等災害を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。
 - (2) 職員の非常参集体制は、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
 - (3) 災害時の油等の大量流出等に備え、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備推進に努めるものとする。
 - (4) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

第3 災害応急対策

油等大量流出事故時の対応は、本計画に定めるところによるもののほか、「流出油事故災害対応マニュアル」に基づいて実施する。

1 情報通信

油等の大量流出事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び 通信等は次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

油等の大量流出事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は別記のとおりとする。

(2) 実施事項

関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

油等大量流出事故災害時の広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めるところによるもののほか、次により実施する。

(1) 実施機関

町(消防機関)、船舶所有者等、漁業協同組合、危険物関係施設管理者、港湾管理者、 北海道運輸局、第一管区海上保安本部、道、北海道警察

(2) 実施事項

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により旅客及び 地域住民等へ次の事項について広報を実施する。

- ① 油等大量流出事故災害の状況
- ② 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ③ 海上輸送復旧の見通し
- ④ 避難の必要性等、地域に与える影響
- ⑤ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、油等大量流出事故災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域 に係る災害応急対策を実施する。

(2) 道

知事は、油等大量流出事故災害時、必要に応じ第3章第1節「組織計画」に定めると ころにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関

関係機関の長は、油等大量流出事故災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、 関係機関と連携を取りながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4 油等の流出又は流出する恐れがある場合の防除活動

主な防災関係機関等の実施事項は次のとおりである。

(1) 事故の原因者等

速やかに第一管区海上保安本部等、最寄りの海上保安機関に通報するとともに、油等 が流出した場合は、汚染の拡大を防ぎ、引き続く流出を止め、除去し、又は油等が流出 するおそれがあるときは、流出を防止する等の防除活動を実施しなければならない。

(2) 第一管区海上保安本部

- ① 巡視船艇、航空機又は海上保安官により、流出油等の汚染拡散範囲及び性状の変化 状況等を調査するとともに、関係機関に情報を提供する。
- ② 周辺海域の警戒を行い、必要に応じて船舶交通の整理、指導又は制限の措置を講ずる。

特に必要が認められるときは、区域を設定し、船舶等に対し、区域外への退去及び 入域の制限又は禁止の指示を行う。

- ③ 防除活動等の必要な措置を行うべき事故原因者等の防除措置義務者の対応が不十分 なときは、指導又は命令を行い、緊急に防除措置を講ずる必要があると認めるときは、 巡視船艇等により応急の防除措置を講じる。
- ④ 緊急を要し、かつ、必要と認めるられるときは、海上災害防止センターに対し流出 油防除のための必要な措置を講ずることを指示する。
- ⑤ 排出油等の防除に関する協議会等関係機関に対し、それぞれの立場に応じた防除活動や協議会相互の連携ができるように調整を行う。
- ⑥ 船艇等による油防除作業、船舶からの油の抜き取り、オイルフェンスの展張、油処 理剤の使用等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。
- ⑦ 第一管区海上保安本部長等は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長 又は関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、排出された油、有害液体物質、 廃棄物その他の物の除去、排出のおそれがある油若しくは有害液体物質の抜取り又は 沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の撤去、その他の海洋の汚染を防止するため必要な 措置を講ずることを要請することができる。

(3) 北海道開発局

流出油等の海岸等への漂着に対処するため、ヘリコプター等による流出油の情報収集 及び関係機関への情報提供並びに必要に応じ、関係市町村に必要な防除資機材の応援措 置を講ずるものとする。

(4) 町(消防機関)、道

- ① 道はヘリコプターにより流出油の漂流状況等の情報収集を行うとともにその情報を関係機関へ提供するものとする。
- ② 油流出等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力のうえ、必要に 応じて、流出油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずるものとする。

防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、流出油等 による被害の軽減に努めるものとする。

(5) 北海道警察

- ① 油等大量流出等の災害が発生した場合には、警察用航空機、警察船舶等を活用する とともに、沿岸における警ら活動を行い、漂着物の状況等を把握する。
- ② 油等大量流出等の災害が発生した場合には、関係機関と緊密に連携し、必要により地域住民等の避難誘導、立入禁止区域警戒、交通規制等を実施する。

5 消防活動

流出油等の海上火災等発生時における消防活動は次により実施するものとする。

(1) 第一管区海上保安本部

速やかに巡視船艇により消火活動を行うとともに、必要に応じて町(消防機関)に協力を要請するものとする。

(2) 町(消防機関)

火災状況等の情報収集に努め、第一管区海上保安本部の消火活動に協力するものとする。

6 避難措置

流出油等による火災、爆発により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は第5章第4節「避難対策計画」に定めるところにより実施するものとする。

7 交通規制

海上災害時における交通規制については、第5章第13節「交通応急対策計画」の定める ところにより実施するものとする。

8 自衛隊派遣要請

流出油等事故災害時における自衛隊派遣要請については、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」にさだめるところにより実施するものとする。

9 広域応援

道、町及び消防機関は、流出油等事故災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」に定めるところにより他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

10 危険物関係施設管理者及び水難救難所の協力

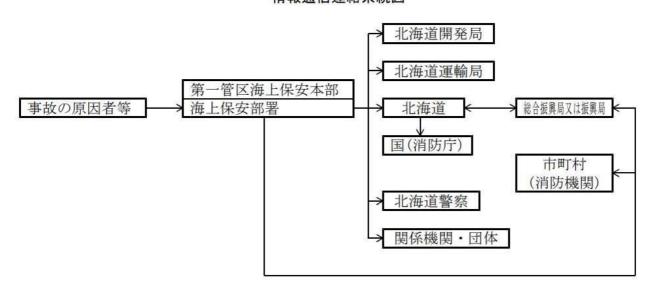
危険物関係施設管理者及び水難救難所は、流出油等防災対策上関係機関から要請があった場合、保有する諸資機材等をもって協力を行うものとする。

11 防災ボランティアとの連携

流出油の防除作業等には多くの労働力が必要となる。それらの作業を実施する防災ボランティア団体等の受入れ等については、第5章第29節「防災ボランティアとの連携計画」に定めるところによる。

別記1

情報通信連絡系統図



第2節 航空災害対策計画

第1 基本方針

空港及びその周辺並びにその他の地域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故(以下「航空災害」という。)が発生し、又はまさに発生しようとしている場合応急対策については、本計画に定めるところによる。

第2 災害応急対策

1 情報通信

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、 次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記1のと おりとする。

(2) 実施事項

- ① 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- ② 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ③ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」に定めるところによるもののほか、次により実施するものとする。

(1) 実施事項

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、 必要な情報について、正確かつ迅速に提供するため、報道機関を通じ、又は広報車の利 用及び広報板の掲示等により広報を実施するものとする。

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、航空災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応 急対策を実施するものとする。

(2) 防災関係機関

関係機関の長は、航空災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施するものとする。

4 捜索活動

航空機の捜索活動は、東京救難調整本部を通じて、各関係機関が相互に密接に協力のうえ、それぞれヘリコプターなど多様な手段を活用して行うものとする。

5 救助救出活動

救助救出活動については、第5章第9節「救助救出計画」に定めるところにより実施するものとする。

6 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、第5章第10節「医療救護計画」に定める ところにより実施するものとする。

7 消防活動

航空災害時における消防活動は、第4章第10節「消防計画」に定めるところにより実施するものとする。

8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町は、第5章第25節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」に定めるところにより行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

9 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第13節「交通応急対策計画」に定めるところにより必要な交通規制を行うものとする。

10 防疫及び廃棄物処理等

航空災害時における防疫及び廃棄物処理等は、次により実施するものとする。

(1) 実施機関

町、道

(2) 実施事項

災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、第5章第11節「防疫計画」に定めるところにより、的確な応急防疫対策を講ずるものとする。

また、第5章第28節「廃棄物等処理計画」に定めるところにより廃棄物処理等に係る応急対策を講ずるものとする。

11 自衛隊派遣要請

航空災害発生時における自衛隊派遣要請については、空港事務所長等法令で定める者が、 航空災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第6節「自 衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に定めるところにより、自衛隊に対し災害派遣を要請す るものとする。

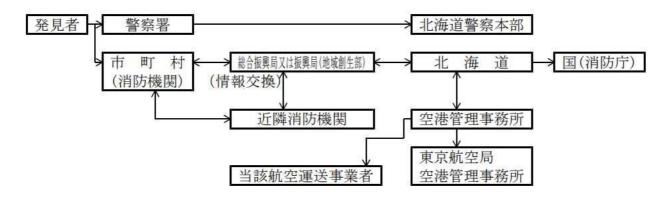
また、要請権者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、予め要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておくものとする。

12 広域応援

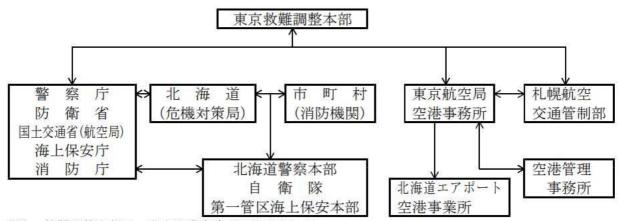
道、町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」に定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

別記1

(1) 発生地点が明確な場合



(2) 発生地点が不明な場合(航空機の捜索活動)



(注) 救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。

第3節 鉄道災害対策計画

第1 基本方針

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な災害(以下「鉄道災害」という。)が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画に定めるところによる。

第2 災害応急対策

1 情報通信

鉄道航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記1のと おりとする。

(2) 実施事項

- ① 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- ② 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の 関係機関に連絡するものとする。
- ③ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」に定めるところによるもののほか、次により実施するものとする。

(1) 実施事項

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、 必要な情報について、正確かつ迅速に提供するため、報道機関を通じ、又は広報車の利 用及び広報板の掲示等により広報を実施するものとする。

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、鉄道災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応 急対策を実施するものとする。

(2) 防災関係機関

関係機関の長は、鉄道災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施するものとする。

4 救助救出活動

鉄道災害時における救助救出活動については、鉄軌道事業者が行う発生直後の救助救出活動のほか、第5章第9節「救助救出計画」に定めるところにより実施する。

5 医療救護活動

鉄道災害時における医療救護活動については、第5章第10節「医療救護計画」に定めるところによるもののほか、鉄軌道事業者も、災害発生直後における救護活動に努めるとともに、関係機関による迅速、かつ、的確な救護が行われるよう協力するものとする。

6 消防活動

鉄道災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

(1) 鉄軌道事業者

鉄道災害による火災の発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防活動を実施する関係機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

(2) 消防機関

- ① 消防機関は、速やかに鉄道災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。
- ② 消防機関の職員は、鉄道災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑 化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町は、第5章第25節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」に定めるところにより行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

8 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第13節「交通応急対策計画」に定めるところにより必要な交通規制を行うものとする。

9 危険物流出対策

鉄道災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、第8章第5節「危険物等災害対策計画」に定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

10 自衛隊派遣要請

鉄道災害発生時における自衛隊派遣要請については、知事等法令で定める者が、鉄道災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請するものとする。

また、要請権者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、予め要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておくものとする。

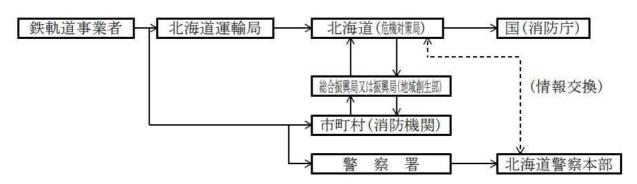
11 広域応援

道、町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」に定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

12 災害復旧

鉄軌道事業者は、その公共性に鑑み、被災施設及び車両の迅速な復旧に努めるとともに、 可能な限り復旧予定時期を明らかにするよう努めるものする。 (別記)

情報通信連絡系統図



第4節 道路災害対策計画

第1 基本方針

道路構造物の被災又は高速自動車国道における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害(以下「道路災害」という。)が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画に定めるところによる。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

1 実施事項

(1) 道路管理者

① トンネルや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

- ② 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努めるものとする。
- ③ 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。
- ④ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- ⑤ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の必要な措置を講ずるものとする。
- ⑥ 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、予め体制、 資機材を整備するものとする。
- (7) 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図るものとする。
- ⑧ 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ再発防止 対策を実施するものとする。

(2) 北海道警察

道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。

第3 災害応急対策

1 情報通信

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、 次により実施するものとする。

(1) 情報連絡系統

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記のとおりとする。

(2) 実施事項

- ① 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- ② 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ③ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策 の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」に定めるところによるもののほか、次により実施するものとする。

(1) 実施機関

道路管理者、町(消防機関)、道、北海道警察

- (2) 実施事項
 - ① 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被 災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく適切に提供するものと する。

- ア 道路災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項
- ② 道路利用者及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の 事項についての広報を実施する。

- ア 道路災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ 施設等の復旧状況
- カ 避難の必要性等、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、道路災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応 急対策を実施する。

(2) 防災関係機関

関係機関の長は、道路災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期救助活動のほか、 第5章第9節「救助救出計画」に定めるところにより実施する。

5 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第5章第10節「医療救護計画」に定めるところによるもののほか、道路管理者も、関係機関による迅速、かつ、的確な救護の初期活動が行われるよう協力するものとする。

6 消防活動

道路災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

(1) 道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、消防機関による迅速、かつ、的確な初期消火 活動が行われるよう協力するものとする。

(2) 消防機関

- ① 消防機関は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。
- ② 消防機関の職員は、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑 化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町は、第5章第25節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」に定めるところにより行方不明者の捜査、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

8 交通規制

道路災害時における交通規制については、第5章第13節「交通応急対策計画」に定める ところによるもののほか次により実施するものとする。

(1) 北海道警察

道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行うものとする。

(2) 道路管理者

自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制 を行う。

9 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、第8章第5節「危険物等災害対策計画」に定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

10 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に定めるところにより自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

11 広域応援

道、町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」に定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

12 災害復旧

道路管理者は、その公共性に鑑み、下記に留意して迅速な道路施設の復旧に努めるものとする。

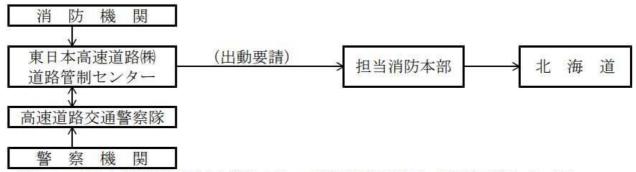
- (1) 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速、かつ、的確に行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。
- (2) 関係機関と協力し、予め定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行うものとする。
- (3) 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。
- (4) 災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

第4 高速自動車国道事故等対策

高速自動車国道において車両の衝突若しくは炎上又は積載物の爆発、炎上若しくは転落等によって、大規模な消火活動、救急救助活動等必要とされる事故等が発生した場合の関係機関の応急対策は次によるものとする。

1 事故発生通報

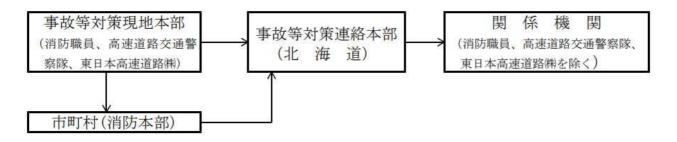
事故等の発生通報は、次の系統により速やかに行うものとする。



- (注) 1 東日本高速道路(株)から消防本部への通報(出動要請)は、原則上下線方式による。
 - 2 消防機関の相互応援要請に関する通報連絡は、「北海道広域消防相互応援協定」による。

2 事故等の対策通報

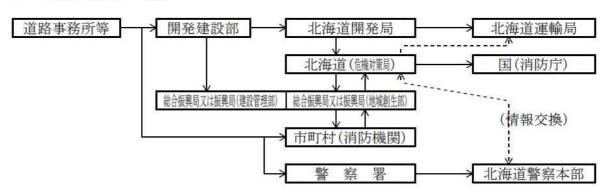
事故等の対策通報は、次の系統により速やかに行うものとする。



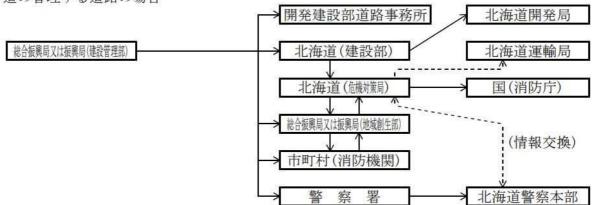
(別記)

情報通信連絡系統図

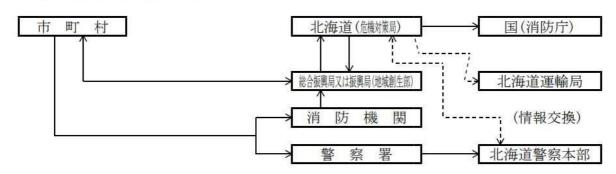
1 国の管理する道路の場合



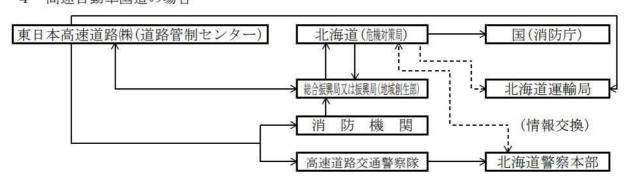
2 道の管理する道路の場合



3 市町村の管理する道路の場合



4 高速自動車国道の場合



第5節 危険物等災害対策計画

第1 基本方針

危険物等(危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質)の漏洩、流出、火災、 爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者及び防 災関係機関の実施する予防、応急対策については、本計画に定めるところによる。

なお、海上への危険物等の流出等による災害対策については、第8章第1節「海上災害対策計画」に定めるところによる。

第2 危険物の定義

1 危険物

消防法第2条第7項に規定されているもの 《例》石油類(ガソリン、灯油、軽油、重油)など

2 火薬類

火薬類取締法 (昭和 25 年 5 月 4 日法律第 149 号) 第 2 条に規定されているもの 《例》火薬、爆薬、火工品 (工業雷管、電気雷管等) など

3 高圧ガス

高圧ガス保安法 (昭和 26 年 6 月 7 日法律第 204 号) 第 2 条に規定されているもの 《例》液化石油ガス(LPG)、アセチレン、アンモニアなど

4 毒物·劇物

毒物及び劇物取締法(昭和25年12月28日法律第303号)第2条に規定されているもの 《例》毒物(シアン化水素、シアン化ナトリウム等)、劇物(ホルムアルデヒド、塩素 等)など

5 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年6月10日法律第167号)」等によりそれぞれ規定されている。

第3 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者(以下「事業者」)及び関係機関がとるべき対応は次のとおりとする。

- 1 危険物等災害予防
 - (1) 事業者
 - ① 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
 - ② 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性 並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成

等の実施に努めるものとする。

③ 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報するものとする。

(2) 道、消防機関

- ① 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、 許可の取消等の措置命令を発するものとする。
- ② 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

(3) 北海道警察

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

2 火薬類災害予防

(1) 事業者

- ① 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- ② 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に 異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害 が発生したときは、直ちに警察官に届け出るとともに道に報告するものとする。

(2) 北海道産業保安監督部

- ① 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
- ② 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、 速やかに国家公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする.
- ③ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、 火薬類製造保安責任者の選任等について指導するものとする。
- ④ 事業者の予防対策について監督、指導する。

(3) 道

- ① 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
- ② 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。
- ③ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、 火薬類製造保安責任者の選任等について指導するものとする。

(4) 北海道警察

① 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るもの

とする。

また、必要と認められるときは、北海道、北海道産業保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請するものとする。

- ② 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、経路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。
- ③ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に 異常を呈したとき、及び災害が発生したとの届出があったときは、速やかに知事に通報するものとする。

(5) 消防機関

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者 等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

3 高圧ガス災害予防

(1) 事業者

- ① 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の 作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の 確立を図るものとする。
- ② 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急 措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、道知事又は警察官 に届け出るものとする。
- (2) 北海道産業保安監督部
 - ① 高圧ガス保安法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、 許可の取消等の措置命令を発するものとする。
 - ② 事業者の予防対策について監督、指導する。

(3) 道

- ① 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
- ② 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、 高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導するものとする。
- ③ 高圧ガス保安法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、 速やかに道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

(4) 北海道警察

- ① 人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入 検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時におけ る初動体制の確立を図るものとする。
- ② 高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、又は災害が発生したとの届出があったときは、速やかに知事に通報するものとする。

(5) 消防機関

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等 により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

4 毒物・劇物災害予防

(1) 事業者

- ① 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- ② 毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じるものとする。

(2) 道

- ① 毒物及び劇物取締法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、登録の取消等の措置命令を発するものとする。
- ② 事業者の自主保安体制確立を図るため、従事者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を指導するものとする。
- (3) 北海道警察

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制等事業所の実態を把握するとともに、 資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

(4) 消防機関

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者 等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

5 放射性物質災害予防

(1) 事業者

- ① 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- ② 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、消防署等関係機関へ通報するものとする。
- (2) 消防機関

火災防止の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(3) 北海道警察

- ① 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立 入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時にお ける初動体制の確立を図るものとする。
- ② 放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

第4 災害応急対策

1 情報通信

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、別記のとおりとする。

- (2) 実施事項
 - ① 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
 - ② 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
 - ③ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」に定めるところによるもののほか、次により実施するものとする。

(1) 実施機関

事業者及び消防法、火薬類取締法、高圧ガス保安法、劇物及び毒物取締法、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく危険物等取扱規制担当機関

- (2) 実施事項
 - ① 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被 災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するもの とする。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- エ 医療機関等の情報
- オ 関係機関の実施する応急対策の概要
- カ その他必要な事項
- ② 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被害者の安否情報
- ウ 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- エ 医療機関等の情報
- オ 関係機関の実施する応急対策の概要
- カ 避難の必要性等、地域に与える影響
- キ その他必要な事項
- 3 応急活動体制

(1) 町

町長は、危険物等災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関

関係機関の長は、危険物等災害時、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性 状を十分に把握し、次により実施するものとする。

(1) 事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講じるものとする。

(2) 危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、 事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大 防止を図るため適切な応急対策を講じるものとする。

5 消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

(1) 事業者

消防機関の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等消防活動に努めるものとする。

(2) 消防機関

- ① 事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等 を活用し、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施するものとする。
- ② 消防機関の職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

6 避難措置

町等各関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難対策計画」に定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。

7 救助救出及び医療救護活動等

町等各関係機関は、第5章第9節「救助救出計画」及び第5章第10節「医療救護計画」 に定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、町等関係機関は、第5章第25節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」に定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

8 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第13節「交通応急対策計画」に定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。

9 自衛隊派遣要請

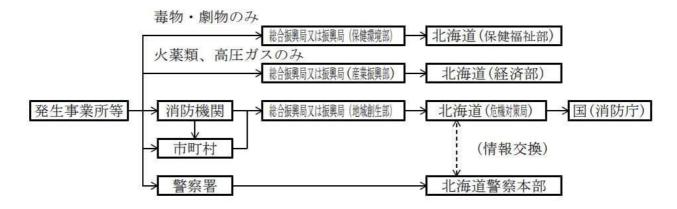
知事等法令で定める者は、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に定める ところにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊 に対し災害派遣を要請するものとする。

10 広域応援

道、町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」に定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

(別記)

情報通信連絡系統図



第6節 大規模な火事災害対策計画

第1 基本方針

死傷者が多数発生する等大規模に火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画に定めるところによる。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通して相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を実施するものとする。

1 町、消防機関

(1) 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。また、高層建築物におけるヘリコプターの屋上緊急離発着場等の設置促進に努める。

(2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を 把握のうえ、被害想定を作成するよう努める。

(3) 予防査察の実施

多数の人が出入りするホテル、病院、事業所等の防火対象物に対して、消防法に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

(4) 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

(5) 防火思想の普及

年2回(春、秋期)の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等要配慮者対策に十分配慮する。

(6) 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織、女性防火クラブ等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を 図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。

(7) 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、海水・河川水の活用 等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

(8) 消防体制の整備

消防職団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、 災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高め ることとする。

(9) 防災訓練の実践

関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火救助・救急等の訓練を実施し、 災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価 を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

(10) 火災警報

町長は、道から火災気象通報を受け、又は自ら地域性を考慮し定めた火災警報発令条件となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づく火災警報を発令する。

2 道

大規模な火事災害に強いまちづくり、防火思想の普及、自主防災組織の育成強化を実施するとともに、町、消防機関が実施する各種予防対策の推進を図るために指導、助言を行う。

第3 災害応急対策

1 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別 記のとおりとする。

(2) 実施事項

- ① 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- ② 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の 関係機関に連絡するものとする。
- ③ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対集の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、市町村等各関係機関が被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第5章 第3節「災害広報計画」に定めるところによるもののほか、次により実施するものとする。

(1) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- ① 災害の状況
- ② 家族等の安否状況
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の実施する応急対策の概要
- ⑤ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ① 災害の状況
- ② 被災者の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の実施する応急対策の概要
- ⑤ 避難の必要性等、地域に与える影響
- ⑥ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、大規模な火事災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関

関係機関の長は、大規模な火事災害時、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4 消防活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を行うものとする。

- (1) 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。
- (2) 避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。
- (3) 消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

5 避難措置

町等関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難対策計画」に定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

6 救助救出及び医療救護活動等

町等各関係機関は、第5章第9節「救助救出計画」及び第5章第10節「医療救護計画」 に定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、市町村等各関係機関は、第5章第25節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」に定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

7 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第13節「交通応急対策計画」に定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。

8 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に定める ところにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊 に対し災害派遣を要請するものとする。

9 広域応援

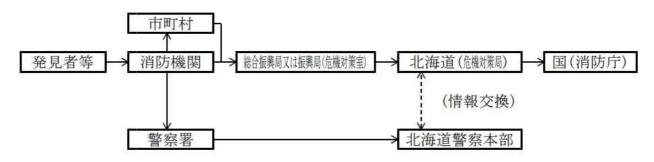
道、町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」に定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

第4 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、 市町村及び北海道は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密 接な連携のもと、第9章「災害復旧・被災者援護」に定めるところにより、迅速かつ円滑に 復旧を進めるものとする。

(別記)

情報通信連絡系統図



第7節 林野火災対策計画

第1 基本方針

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、 早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施 する予防、応急対策については、本計画に定めるところによる。

第2 予防対策

1 実施事項

林野火災発生原因のほとんどが人為的なものであることを踏まえ、国、道、町及び関係機関は次により対策を講ずるものとする。

- (1) 町、北海道森林管理局、北海道
 - 町、北海道森林管理局、北海道は、次の事項を実施するものとする。
 - ① 一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

- ア タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、報道媒体、標語、ポスタ 一、広報車、看板・標識、ホームページ等を活用するとともに、関係機関の協力を 得ながら広く周知する。
- イ 入林の承認申請や届出等について指導する。
- ウ 火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。
- エ 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

② 火入対策

林野火災危険期間(おおむね3月~6月。以下「危険期間」という。)中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

- ア 森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 及びむかわ町火入れに関する条例 (平成 18 年むかわ町条例第 159 号) の規定に基づく町長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。
- イ 火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- ウ 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。
- エ 火入れ(造林のための地ごしらえ、害虫駆除等)に該当しないたき火等の焼却行 為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。
- ③ 消火資機材等の整備
 - ア 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。
 - イ ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリコプター離発着の適地をあらかじめ選定する。
- (2) 森林所有者

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努

めるものとする。

- ① 入林者に対する防火啓発
- ② 巡視
- ③ 無断入林者に対する指導
- ④ 火入れに対する安全対策

(3) 林内事業者

林内において、森林施業、鉱山、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意のうえ、適切な予防対策を講じるものとする。

- ① 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置
- ② 火気責任者の指定する喫煙所等の設置、標識及び消火設備の完備
- ③ 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

(4) 自衛隊

自衛隊は、危険期間中、演習地における火災発生を防止するため、特に次の事項について留意のうえ、適切な予防対策を講じるものとする。

- ① 演習地出入者に対する防火啓発
- ② 演習地及び近隣地における林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立
- ③ 危険区域の標示
- ④ 防火線の設定
- ⑤ 巡視員の配置
- (5) 北海道旅客鉄道株式会社及びバス等運送業者

北海道旅客鉄道株式会社及びバス等運送業者は、車両通行中に林野火災を発見した場合の連絡系統及び周知方法の確立等により路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力するものとする。

- ① 路線の巡視
- ② ポスター掲示等による広報活動
- ③ 林野火災の巡視における用地の通行
- ④ 緊急時における専用電話の利用

2 林野火災予消防対策協議会

林野火災の予消防対策を推進するため、次の林野火災予消防対策協議会の開催を通じて、 相互の連絡、情報交換、指導等を行うものとする。

(1) 全道協議会

全道の予消防対策については、北海道林野火災予消防対策協議会において推進する。

(2) 地区協議会

総合振興局又は振興局区域毎の予消防対策については、当該地域を管轄する地方部局 及び関係機関により構成する地区林野火災予消防対策協議会において推進する。

(3) 市町村協議会

町の予消防対策については、当該地域を管轄する関係機関により構成されたむかわ町 林野火災予消防対策協議会において推進する。

3 気象情報対策

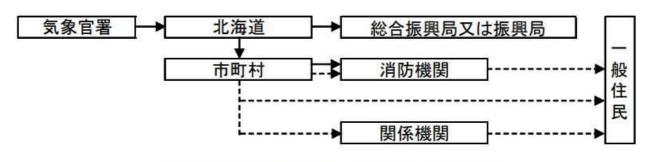
林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は次により警報、注意報並びに情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期するものとする。

(1) 火災気象通報(林野火災気象通報を兼ねる)

林野火災気象通報は、火災気象通報により気象官署が発表及び終了の通報を行うものとする。

(2) 伝達系統

火災気象通報(林野火災気象通報を兼ねる)の伝達系統は、次のとおりとする。



---→ は市町村長が火災に関する警報を発した場合

① 道

通報を受けた道は、直ちにこれを胆振総合振興局及び町へ通報するものとする。

② 町

通報を受けた町は、消防機関へ通報するものとする。

また、町長は、通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第3項の規定に基づき火災に関する警報を発することができる。

火災に関する警報を発した町は、消防機関、関係機関、一般住民等へ周知を図るものとする。

③ 関係機関

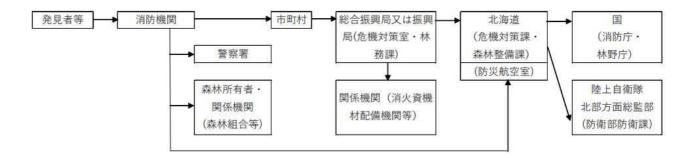
火災に関する警報が発せられた場合に関係機関は、速やかに適切な措置を講じるものとする。

第3 応急対策

1 情報通信

(1) 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合 の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

- ① 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- ② 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ③ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。
- ④ 町及び胆振総合振興局においては、「林野火災被害状況調書の提出について(昭和 54 年 2 月 26 日付け林政第 119 号)」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに 行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、市町村等各関係機関が被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」に定めところによるもののほか、次により実施するものとする。

(1) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等から問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- ① 災害の状況
- ② 家族等の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の実施する応急対策の概要
- ⑤ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ① 災害の状況
- ② 被災者の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の実施する応急対策の概要
- ⑤ 避難の必要性等、地域に与える影響
- ⑥ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関

関係機関の長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害時、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4 消防活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施するものとする。

- (1) 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林愛護組合の出動協力等により、 効果的な地上消火を行うものとする。
- (2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、第5章 第8節「ヘリコプター等活用計画」に定めるところによるヘリコプターの要請等によ り、空中消火を実施する。

5 避難措置

町等各関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難対策計画」に定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

6 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第13節「交通応急対策計画」に定めるところにより、必要な交通規制を実施するものとする。

7 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に定める ところにより、林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自 衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

8 広域応援

道、町及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」に定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

第8節 大規模停電災害対策計画

第1 基本方針

大規模停電災害により、道民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、または生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防 災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画に定めるところによる。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に 防止し、または被害を軽減するため、必要な対策を実施するものとする。

1 実施事項

- (1) 北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社
 - ① 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、両社一体となり災害予防措置を講ずるものとする。
 - ② 電力設備については、国の基準等に基づく耐震性を確保することはもとより、設備構成の多重化や系統監視・制御システム等により電力供給システム全体としての耐災性機能を確保する。
 - ③ 災害対策を円滑かつ適切に推進するため、関係機関と連携し防災訓練を実施するなど、災害発生時に対策が有効に機能することを確認する。
- (2) 北海道経済産業局
 - ① 電力に関する需給状況を鑑み、情報提供・節電要請等必要な取組を行うものとする。
- (3) 北海道産業保安監督部
 - ① 電気事業法に基づく立入検査等を通じ、自主保安体制確立のための指導及び指示を 行うものとする。
 - ② 電気事故の原因究明と分析を行い、未然・再発防止のための講習会開催やホームページ、関係機関を通じた広報・啓発を行うものとする。

(4) 北海道

大規模停電発生時に電源車の配備等、関係機関から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量等を収集・整理し、リスト化を行う。

(5) 防災関係機関

- ① 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
- ② 非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応で きる電源を確保するものとする。
- ③ 町民に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を 行うものとする。
- ④ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるも

のとする。

- ⑤ 関係機関と相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備 するものとする。
- ⑥ 大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

(6) 病院等の重要施設

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設は、非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源の確保に努めるものとする。

第3 災害応急対策

1 情報通信

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信 等は、次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記 1のとおりである。

(2) 実施事項

- ① 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- ② 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ③ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、停電地域の住民に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」に定めるところによるもののほか、次により実施するものとする。

(1) 実施機関

町、北海道、北海道警察、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

(2) 実施事項

実施機関は、地域住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、地域住民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。また、情報提供は多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。

- ① 停電及び停電に伴う災害の状況
- ② 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ③ 停電の復旧の見通し
- ④ 避難の必要性等、地域に与える影響
- ⑤ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、大規模停電災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る 災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関

関係機関の長は、大規模停電災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

- (3) 北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社
 - ① 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、両社一体となって災害応急対策を講ずるものとする。
 - ② 早期の停電復旧活動を行うために、防災体制を発令、対策要員を招集し、非常事態対策組織本部を設置して非常災害対策活動を実施する。
 - ③ 大規模な災害が発生し北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社の みで早期停電解消が困難な場合に備え、関係機関及び他電力会社との連携・協力体制 も整備する。

4 消防活動

大規模停電災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

- (1) エレベーターの閉じ込め事故に対し施設管理者、保守業者等と連携した救助
- (2) 火災発生に対する迅速な消火活動
- (3) 医療機関との連携による円滑な救急搬送
- 5 医療救護活動

町は、医療機関、福祉施設における患者、入所者の対応状況の確認を行い、必要な措置 を実施するものとする。

その他、大規模停電災害時における医療救護活動については、第5章第10節「医療救護計画」に定めるところにより実施する。

6 交通対策

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第13節「交通応急対策計画」に定めると ころによるもののほか、次の必要な交通対策を行うものとする。

(1) 北海道警察

信号機の停止により、交通事故の発生や、人命救助のための人員輸送及び緊急物資輸送等に支障を来すことを防止するため、交通整理員を適切に配置すること。

(2) 道路管理者

ロードヒーティング停止による路面凍結に起因する事故を防止するため、道路パトロールの強化、除雪や凍結防止剤の散布による通行の確保や、必要に応じた通行規制を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を行うものとする。

7 避難所対策

大規模停電災害により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は第 5章第4節「避難対策計画」に定めるところにより実施するものとする。

- 8 応急電力対策
 - (1) 緊急的な電力供給

- ① 道は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した重要施設の非常用電源の設置状況を踏まえ、町を通して、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成する。
- ② 道は、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社等の関係機関と協議の上、電源車等の配備先を決定する。
- ③ 北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、②による決定に基づき電源車等の配備を行うなど、道があらかじめリスト化した重要施設への電力の優先供給に努めるものとする。

(2) 通信機器等の充電対策

関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努めるものとする。

9 給水対策

町(水道管理者)は、水道水を供給するポンプの停止などによる断水地域への給水活動を行うものとする。また、必要に応じて、近隣市町村や日本水道協会北海道地方支部に対し応援を要請するものとする。

10 石油類燃料の供給対策

町及び道は、大規模停電災害時における石油類燃料の供給については、第5章第18節「石油類燃料供給計画」に定めるところによるものとする。

11 防犯対策

北海道警察は、巡回、警ら等の警戒活動による防犯対策を行うものとする。

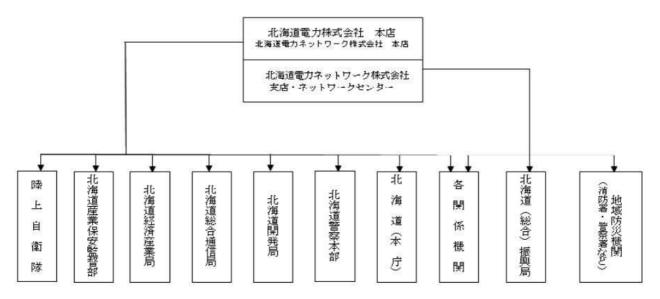
12 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に定めるところより、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

13 広域応援

道、町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」に定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

別記 1 情報通信連絡系統図



※上記のほか、北海道電力株式会社と北海道の管理職によるホットラインを設置

第 9 章 災害復旧·被災者援護計画

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町及び道は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や 被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に 強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討 し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復 旧事業を実施するものとする。

併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・ 処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組)の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

第1節 災害復旧計画

第1 実施責任者

指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施するものとする。

第2 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (1) 河川
 - (2) 海岸
 - (3) 砂防設備
 - (4) 林地荒廃防止施設
 - (5) 地すべり防止施設
 - (6) 急傾斜地崩壊防止施設
 - (7) 道路
 - (8) 漁港
 - (9) 下水道

(10) 公園

- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 都市施設災害復旧事業計画
- 4 上水道災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 その他災害復旧事業計画

第3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の 範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

第4 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、町及び道は、被害の状況をすみやかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

第2節 被災者援護計画

第1 罹災証明書の交付

1 町

- (1) 町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的 確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体 制を確立する。
- (2) 町長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。
- (3) 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。
- (4) 町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。
- (5) 町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが 非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度 判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよ う努めるものとする。

2 北海道

道は、災害による住宅等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、町に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じないよう、定期的に各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。

第2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

- 1 被災者台帳の作成
 - (1) 町長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を 活用するよう積極的に検討するものとする。

- (2) 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況

- ⑥ 援護の実施の状況
- ⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ⑧ 電話番号その他の連絡先
- ⑨ 世帯の構成
- ⑩ 罹災証明書の交付の状況
- 町長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- ② ①の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- ③ 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
- ④ その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項
- (3) 町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- (4) 町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2 台帳情報の利用及び提供

- (1) 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。
 - ① 本人(台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。) の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - ② 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
 - ③ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。
- (2) 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。
 - ① 申請者の氏名及び住所(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - ② 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
 - ③ 提供を受けようとする台帳情報の範囲
 - ④ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、 その使用目的
 - ⑤ その他台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項
- (3) 町長は、(2)の申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に

規定する個人番号(本節第2の(2)の⑬)を含めないものとする。

第3 融資・貸付等による金融支援

被災した町民等の生活再建や経営安定等を図るため、次の融資・貸付等の金融支援がある。

- 1 生活福祉資金
- 2 母子父子寡婦福祉資金
- 3 災害援護資金貸付金
- 4 災害弔慰金
- 5 災害障害見舞金
- 6 住家被害見舞金等(都道府県見舞金・災害対策交付金を含む)
- 7 災害復興住宅資金
- 8 農林漁業セーフティネット資金
- 9 天災融資法による融資
- 10 農林漁業施設資金(主務大臣指定施設(災害復旧))
- 11 農林漁業施設資金(主務大臣指定施設)水産業施設資金(災害復旧)
- 12 造林資金
- 13 樹苗養成施設資金
- 14 林道資金
- 15 主務大臣指定施設資金
- 16 共同利用施設資金
- 17 備荒資金直接融資資金
- 18 中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付(災害復旧)」
- 19 勤労者福祉資金
- 20 「被災者生活再建支援法」に基づく支援

第4 災害義援金の募集及び配分

災害による被災者を救援するため災害義援金の募集及び配分を必要とするときは、むかわ町災害義援金配分委員会がこれに当たる。

第10章 事前復興計画

各種災害発生時における被害想定に基づき、発災後、迅速かつ着実にまちづくりを進めることができるよう、あらかじめ、復興の課題を想定し、復興まちづくりの方向性、進め方等を定める「事前復興計画」の策定に取り組む。